



「攻めの経営」を促す役員報酬

～企業の持続的成長のための
インセンティブプラン導入の手引～

(平成29年9月時点版)

経済産業省産業組織課

目次

I. 「攻めの経営」を促す役員報酬の概要	
1. 施策の位置付け	… P 2
2. 経済産業省における検討結果	… P 8
3. 「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備	… P 18
II. 株式報酬、業績連動報酬に関するQ & A	
～平成28年度・平成29年度税制改正を踏まえて～	
第1 役員給与に関する税制改正の全体像に関するQ&A	… P 25
第2 役員に対する株式報酬の付与に関するQ&A	… P 29
第3 事前確定届出給与としての株式報酬に関するQ&A	
1. 事前確定届出給与における株式報酬	… P 34
2. 「特定譲渡制限付株式」	… P 35
3. 事後交付型リストラクテッド・ストック	… P 51
第4 業績連動給与に関するQ&A	
1. 業績連動給与全体	… P 53
2. パフォーマンス・シェア	… P 62
III. 株主総会報酬議案（例）	
1. 事前交付・在籍条件型	… P 66
2. 事後交付・現物出資型	… P 68
IV. 譲渡制限付株式割当契約書（例）	… P 73
V. 株式報酬規程（例）	… P 81
（参考資料） 関係法令	… P 89

I. 「攻めの経営」を促す役員報酬の概要

1. 施策の位置付け

我が国におけるコーポレートガバナンス強化に向けた動き

	施策	実施状況
日本再興戦略	JPX日経インデックス400	2014年1月 算出開始
	日本版スチュワードシップコード	2014年2月 公表
	会社法改正	2015年5月 施行
日本再興戦略 改訂2014	持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会	2015年4月 報告書公表
	経営者・投資家フォーラム	2015年6月 開始
	コーポレートガバナンス・コード	2015年6月 適用開始
日本再興戦略 改訂2015	コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会	2015年7月 報告書公表
	株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会	2016年4月 報告書公表
	金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」	2016年4月 報告書公表
日本再興戦略 2016	「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）」の策定	2017年3月 研究会報告書公表 2017年3月 ガイドライン策定
	持続的成長に向けた長期投資(ESG・無形資産投資)ガイダンスの策定	2017年5月 ガイダンス公表
	スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会	2017年5月 スチュワードシップ・コード改訂

「日本再興戦略」改訂2015（2015年6月30日閣議決定）

i) 「攻めの経営」の促進（抜粋）

①コーポレートガバナンスの強化

- 中長期的な企業価値を向上させるため、会社法の改正やコーポレートガバナンス・コードの策定といった近年の制度整備等を踏まえ、コーポレートガバナンスの実践を後押しする環境整備を行うことが重要である。このため、以下の点に関する会社法の解釈指針（具体的な事例集を含む。）を作成し、公表する。
 - 取締役会の監督が実効性の高いものとなるよう、取締役会に上程することが求められる事項の範囲、社外取締役が行った場合に社外性を失う「業務執行」の範囲等について
 - 経営陣が適切なリスクテイクを行うことができるよう、会社補償（役員が損害賠償責任を追及された場合に、会社が当該損害賠償責任額や争訟費用を補償する制度）について等
- あわせて、経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与することができるよう金銭でなく株式による報酬、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とするための仕組みの整備等を図る。さらに、経営経験者が異業種の社外取締役に就任すること等によりそれまでに培ってきた知識・経験を幅広く活用できるよう、国内外の具体的事例の収集・普及促進を通じて、独立社外取締役となる人材の確保を推進する。

③持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進

- 企業が稼ぐ力を高め、持続的に企業価値を向上させるためには、企業と投資家・株主が、共に中長期的な成長に向けて価値を創造する関係にあることを念頭に置いて、建設的な対話を行うことが重要である。
- こうした観点も踏まえつつ、資本市場の機能の十全な発揮や投資家・株主の保護など幅広い観点から、企業の情報開示、株主総会プロセス等を取り巻く諸制度や実務を横断的に見直し、全体として実効的で効率的な仕組みを構築する。

日本再興戦略2016（2016年6月3日閣議決定）

i) i) コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上 (抜粋)

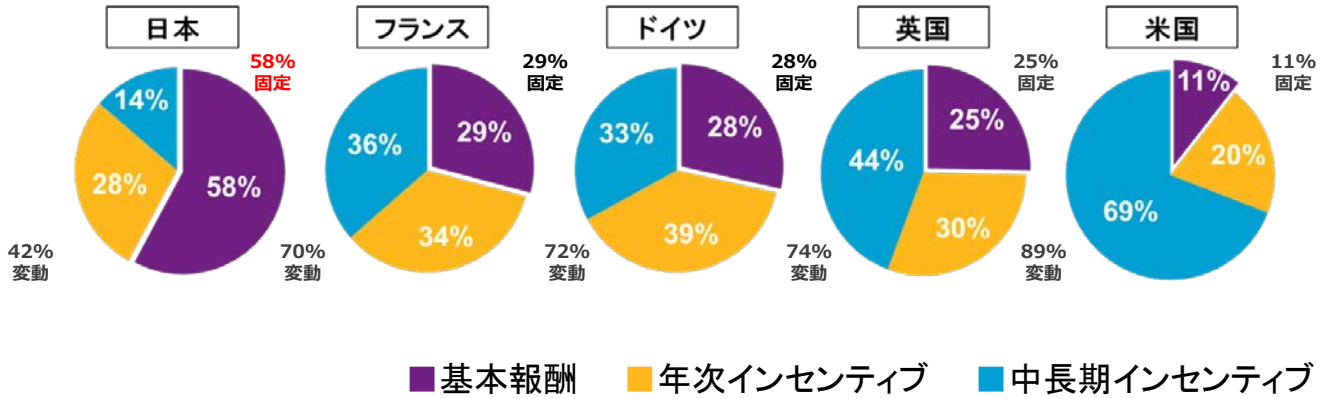
① 実効的なコーポレートガバナンス改革に向けた取組の深化 イ) 持続的な企業価値の向上、中長期的投資の促進

- CEOの選解任プロセスを含めて、取締役会のモニタリング機能の強化を目指す。具体的には、CEOを中心とする経営陣に業務執行の決定権限を委任することで意思決定のスピードを確保し、取締役会が経営戦略の決定や業績評価を中心に行うガバナンス体制に関心を持つ企業ニーズに対応するため、内外の先進的な事例を整理しつつ、取締役会の役割・運用方法、CEOの選解任・後継者計画やインセンティブ報酬の導入、任意のものを含む指名・報酬委員会の実務等に関する指針や具体的な事例集を、本年度内を目途に策定する。また、社外取締役となる人材の質的・量的な向上を更に推進するための方策を関係団体等と連携しつつ検討する。
- また、グローバルな観点から最も望ましい対話環境の整備を図るべく、情報開示を充実させ、株主の議案検討と対話の期間を確保する方策等について、更なる検討や取組を進め、対話型株主総会プロセスの実現を目指す。

(参考) 我が国の現状

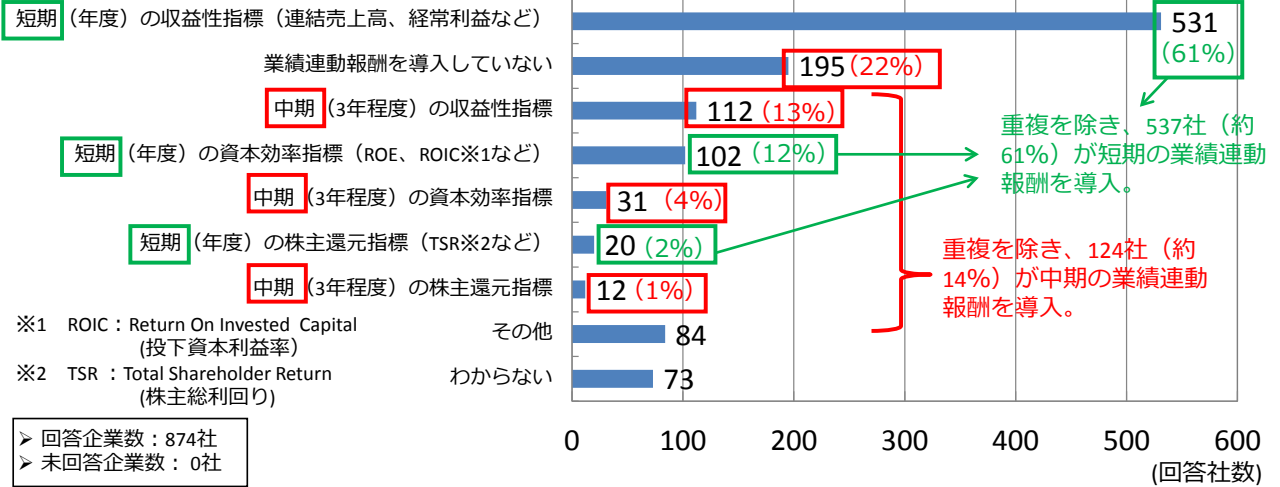
欧米諸国との報酬比較と業績連動報酬の決定のための指標

各国のCEO報酬比較(売上高等1兆円以上企業)(2015年度)

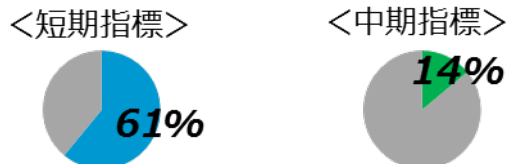


出典：CGS研究会（コーポレート・ガバナンス・システム研究会）（第6回）-配布資料
ウリス・タワーズワトソン 説明資料

経営陣幹部の業績連動報酬の決定のための指標



短期又は中長期の業績連動報酬を導入している企業の割合



出典：経済産業省 コーポレートガバナンスに関する企業アンケート調査結果(2017年3月)

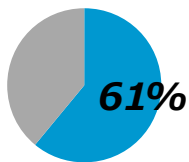
インセンティブ報酬導入の意義

- 株式報酬や業績連動報酬の導入が促進されることで、経営者に中長期的な企業価値向上のインセンティブを与え、我が国企業の「稼ぐ力」向上につなげる。
- 特に、株式報酬については、経営陣に株主目線での経営を促したり、中長期の業績向上インセンティブを与えるといった利点があり、その導入拡大は海外を含めた機関投資家の要望に応えるもの。

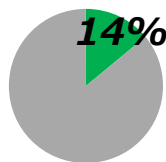
株式報酬、業績連動報酬の導入促進の効果

- 現状、我が国企業においては**中長期の業績連動報酬を導入している企業が少なく**、業績向上のインセンティブが十分働いていない。

<短期指標>



<中期指標>



出典: 経済産業省 コーポレートガバナンスに関する企業アンケート調査結果(2017年3月)



- 株式報酬や業績連動報酬の導入を促進することで、**経営者に中長期の企業価値向上のインセンティブ**を付与。



- 我が国企業の**ローリスク・ローリターンの経営からの脱却、「稼ぐ力」の向上**。

機関投資家の声

- **日本では経営者が自社株を持っていない**。欧米では極めて一般的である株式保有ガイドラインでは、例えばCEOは在任中には年間基本報酬の3~5倍相当の株式を継続保有することを求めている。実際に**経営者の株式保有数は投資の一判断要素である**。
- 金銭報酬と株式報酬をうまく組み合わせることが必要と考えている。中でも、株式報酬は様々な設計が可能で、**経営陣に株主目線での経営を促したり、中長期の業績向上インセンティブを与えるなど、非常に有効な手段**。
- 経営者に中長期的な成長を志向するよう促すには、**自社株をどれだけ保有させるかが、重要なポイント**。大量の株を持っている経営者なら、中長期的に企業価値が下落するような施策は取りにくい。

2. 経済産業省における検討結果

役員報酬に関する政府方針とこれまでの対応

○日本再興戦略(2015) 日本再興戦略(2016)において、経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブとして、株式報酬・業績連動報酬の活用を進める方針や、取締役会の役割・運用方法、CEOの選解任・後継者計画やインセンティブ報酬の導入等に関する指針や具体的な事例集の策定が打ち出された。

これまでの主な政策対応

会社法関連

- ◆ 役員に付与する株式報酬について、法解釈を明確化し、株式報酬導入の手続を整理した(「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」)。

税法関連

【平成28年度税制改正】

- ◆ 特定譲渡制限付株式を事前確定届出給与の対象とし、損金算入を認めることとした。
- ◆ 利益連動給与について、対象となる指標(ROE等)の追加・明確化を行った。

【平成29年度税制改正】

- ◆ 株式報酬信託やストックオプションなど各役員給与類型について、全体として統合的な税制となるよう見直した。
- ◆ 特定譲渡制限付株式、ストックオプションに係る課税の特例の対象を、非居住者役員や完全子会社以外の子会社の役員にも拡大した。
- ◆ 業績連動給与(利益連動給与)について、複数年度の利益に連動したものや、株価に連動したのも損金算入の対象とした。

実務指針

- ◆ 経営陣の指名・報酬の在り方を含め、実効的なガバナンス体制の構築・運用のためのガイドラインを策定した(コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針)。

株式報酬にかかる会社法上の整理

○会社法との関係では、平成27年7月に公表した「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」報告書において、我が国で株式報酬を導入する際の手続を整理したところ。

これまで株式報酬の導入が促進されていなかった背景

- 我が国においては、**会社法上、無償で株式を発行することや労務出資が認められていない**ため、役員に報酬として株式自体を直接交付することができない。
- 近年では、「信託」を用いた新しい株式報酬が導入され始めていたものの、**いまだ株式報酬を導入するための仕組みが十分に整備されているとはいえない状況であった。**

研究会の成果

- **実務的に簡易な手法**(金銭報酬債権を現物出資する方法)を用いて、いわゆるパフォーマンス・シェアやリストラクテッド・ストックを導入するための**手続を整理**。

(参考) 解釈指針において例示している手法

パフォーマンス・シェア

【業績連動発行型】

- 役員に業績等に連動する金銭報酬債権を付与。一定の業績等連動期間後に現物出資財産として払い込み、株式を発行。

リストラクテッド・ストック

- 金銭報酬債権の払い込みにより発行した株式について、会社と役員との契約等により一定期間、譲渡制限を付す。

デット・エクイティ・スワップを用いた手法

貸借対照表

資産		負債	
	負債	資産	負債
	報酬債権をDES		資本
	資本		

※DES

債務と株式の交換。
過剰債務状態にある企業の債務を債権者が債権による現物出資をおこない株式化することで財務体質を改善させるなど、一般的には企業再生の際に用いられる手法。

(参考) 株式の無償発行及び労務出資について

- 会社法上、株式発行に際して決定する募集事項の中で、会社は、**募集株式の払込金額又はその算定方法を定めなければならない**とされており(会社法199条1項2号)、新株予約権の場合のように金銭の払込みを要しないことを許容する規定(会社法238条1項2号)もないため、**株式の無償発行はできない**と解されている。
- また、株式発行に際して、**金銭以外の財産を出資の目的とするときは当該財産の価額を定めなければならない**ため(会社法199条1項3号)、出資の目的を労務とすること(**労務出資**)は認められないと解されている。

会社法199条1項 (募集事項の決定) (抜粋)

- 株式会社は、その発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集株式(当該募集に応じてこれらの株式の引受けの申込みをした者に対して割り当てる株式をいう。以下この節において同じ。)について次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 募集株式の数(種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。)
 - 二 **募集株式の払込金額(募集株式1株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。)**又はその算定方法
 - 三 **金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額**
 - 四 募集株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間
 - 五 株式を発行するときは、増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(参考) 「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」の成果の概要

- コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会(2015年7月)での検討を踏まえ、①我が国企業のプラクティス集、②英米における取組の概要、③法的論点に関する解釈指針、④D&O保険の実務上の検討ポイントの4点の成果物を作成。

現状の課題

1. コーポレートガバナンス・コードへの対応

- ◆ コードが想定する企業実務は我が国企業になじみのあるものばかりではない。
- ◆ 社外取締役の導入を検討したものの、どのような職務を担ってもらうのか分からない。



研究会の成果

- 社外取締役の活用を含む取締役会の実務について、国内(326件)及び海外(112件)の具体例(ボード・プラクティス)を収集・整理。

2. 役員報酬によるインセンティブの付与

- ◆ 欧米で一般的に利用されている株式報酬を利用するための仕組みが整備されていない。
- ◆ 役員報酬が固定報酬中心であり、業績向上のインセンティブが効きにくい。



- いわゆるパフォーマンス・シェアやリストラクテッド・ストックを発行する手続きを明確化。
- 国内外の役員報酬の事例を収集し、中期計画との連動等、業績連動報酬の設計などについて整理。

3. 会社補償やD&O保険による適切なリスク低減

- ◆ 英米で一般的に利用されている会社補償について、法制上の取扱いが不明確。
- ◆ D&O保険について、条件設定によっては適切な保護がなされないおそれ。また、保険料の役員個人負担分が存在。



- 会社法上、一定の要件や範囲の下、会社補償が可能であることを明確化。
- D&O保険の保険条件を確認する際の実務上のポイントや、保険料を全額会社負担する手続きを整理。

4. 取締役会の実効的な監督

- ◆ 取締役会で沢山の個別具体的な業務執行の決定を求められ、経営の基本方針の検討や監督機能の強化ができないなど、会社法の解釈をめぐる問題が存在。



- 取締役会への上程事項、社外取締役の業務・監視義務の範囲等について、会社法上の解釈を明確化。

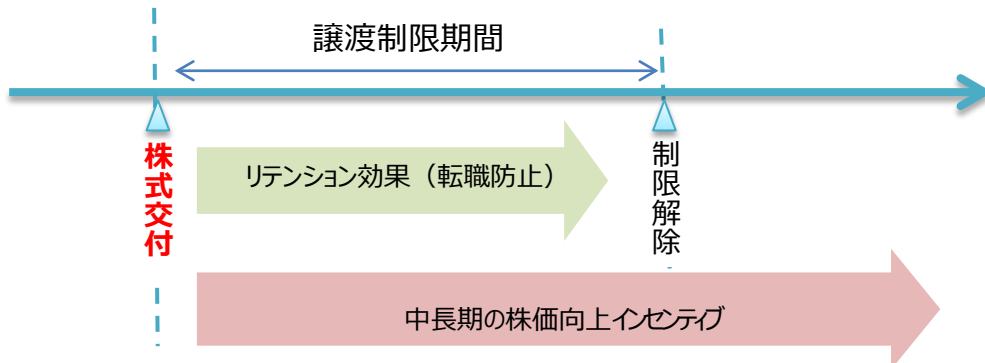
(参考) 報酬の種類

事前交付型（現物株式）

- 一定期間の譲渡制限が付された現物株式を**事前に**役員に交付。

事前交付型リストラクテッド・ストック

- 無償取得される事由として**勤務条件のみ**が付されている（業績条件無し）



事後交付型（現物株式）

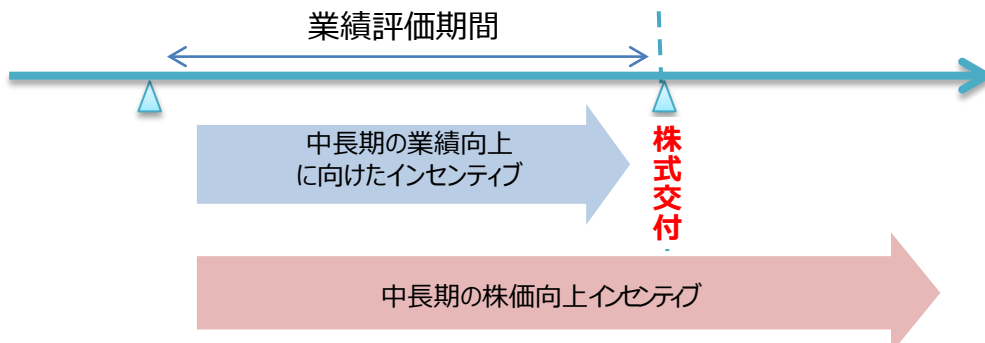
- 現物株式を**事後に**役員に交付（一定期間の譲渡制限を付けることも可）。

事後交付型リストラクテッド・ストック

- **勤務条件のみ**を条件に役員に交付（業績条件無し）

パフォーマンス・シェア

- **業績条件**に応じて役員に交付



(参考) 報酬の種類

株式交付信託

- **報酬相当額を信託に拠出し**、信託が当該資金を原資に市場等から株式を取得した上で、**一定期間経過後**に役員に株式を交付。
- 設計によっては、事後交付型リストラクテッド・ストックやパフォーマンス・シェア類似の仕組みを実現することも可能。

ストックオプション

- 自社の株式を**あらかじめ定められた権利行使価格**で購入する権利（通常型ストックオプション）。
- また、権利行使価格を低廉な価格とする**株式報酬型ストックオプション(1円ストックオプション)**もある。

金銭報酬

ファントム・ストック

- 仮想的に株式を付与し、**一定期間経過後**に株価相当の現金を役員に交付。

パフォーマンス・キャッシュ

- **中長期の業績目標の達成度合い**に応じて、現金を役員に交付。

SAR (Stock Appreciation Right)

- 一定期間経過後の対象株式の市場価格が**あらかじめ定められた価格を上回っている場合**に、その差額部分の現金を交付。

コーポレートガバナンスの重要性

企業の持続的な成長、中長期的な企業価値向上を図る上で、ESG（環境・社会・ガバナンス）を踏まえた企業経営の重要性が急速に高まっており、その中でも要になるのはガバナンス。

各企業の検討・取組における課題

➤ 企業価値の向上を図る上で各企業が抱えているコーポレートガバナンスに関連する課題は様々。

（課題例）

- 事業ポートフォリオの適切な見直しが不十分で、明確な戦略もなく、非中核事業や撤退が必要な事業に無駄なリソースを割いている。
- 判断の軸が不明確で、社内コンセンサスを重視する結果、意思決定に時間を要している。
- 第四次産業革命などの環境変化を踏まえた将来の経営戦略について、十分な時間をかけて議論できていない。
- CEOのほとんどが、他社での経営経験がなく、全く違った価値観、考え方に基づく多面的な検討が困難である。
- ガバナンス改革を企業価値向上にどう結びつけるのかが分からず、コードを形式的にコンプライする結果になっている。
- CEO・経営陣に求められる資質や後継者の育成が明確でない。
- CEO・経営陣とは別に経営への影響力を持っている者が存在し、CEOの果敢な意思決定が阻害されている。

➤ 形式的対応にとどまるのでは無意味であり、上記の課題等をどう解決するかという観点から各企業がコーポレートガバナンス改革に取り組むことが重要。その結果としての各企業の取組は、多様なものとなる。

CGSガイドラインにおける検討の方向性

- 企業価値向上の中心的役割を果たすのはCEO・経営陣。企業価値向上のためには経営戦略が必須であり、その立案に当たっては社外の視点や知見も入れて取締役会で検討。
- また、優れたCEO・経営陣を選び、適切なインセンティブを与え、その成果をチェックしていく仕組みを作ることは全ての企業において必須。

CGSガイドラインの提言

各企業は、以下の事項について検討すべき。

1. 形骸化した取締役会の経営機能・監督機能の強化

- 中長期の経営戦略、経営トップの後継者計画の審議・策定
- 個別業務の執行決定は対象を絞り込み、CEO以下の執行部門に権限委譲

2. 社外取締役は数合わせでなく、経営経験等の特性を重視

- 人選理由を後付けで考えるのではなく、最初に必要な社外取締役の資質、役割を決定した上で人選
- 社外取締役のうち少なくとも1名は企業経営経験者を選任（逆に、経営経験者は他社の社外取を積極的に引受け）
- 社外取締役の活躍ぶりを発信。中長期的な企業価値向上に向け社外取のインセンティブを高める報酬を付与することも排除しない

3. 役員人事プロセスの客観性向上とシステム化

- CEO・経営陣の選解任や評価、報酬に関する基準及びプロセスを明確化
- 基準作成やプロセス管理のため、社外者中心の指名・報酬委員会を設置・活用（過半数が社外、半々なら委員長が社外）
- 役員候補者の育成・選抜プログラムの作成と実施

4. CEOのリーダーシップ強化のための環境整備

- 取締役会機能強化により、CEOから各部門（事業部、海外・地域拠点等）へのトップダウンをやりやすく
- 退任CEOが相談役・顧問に就任する際の役割・処遇の明確化
- 退任CEOの就任慣行に係る積極的な情報開示

経営陣の報酬の在り方

経営陣の報酬体系を設計する際に、業績連動報酬や自社株報酬の導入について、検討すべきである。

- 我が国企業の経営陣の報酬について、依然として固定報酬が中心であり、業績連動報酬や自社株報酬の割合は欧米に比して低い傾向にあると指摘されている。
- 業績連動報酬や自社株報酬は、業績や株価の変動に応じて経営陣が得られる経済的利益が変化するため、中長期的な企業価値向上への動機付けとなる。
- 自社株報酬については、それに加え、自社株を保有することにより、経営陣と株主の価値共有に資するというメリットもある。
- 業績連動報酬や自社株報酬の導入を検討するに際しては、例えば各社の状況に応じて、以下のような要素を踏まえて検討することが有益である。
 - 自社が掲げる経営戦略等の基本方針に沿った内容になっているか。
 - 財務指標・非財務指標を適切な目標として選択しているか。
 - 自社の状況からして業績連動報酬や自社株報酬を導入することが適切な時期か。
 - 報酬全体に占める割合が適切か。
- 報酬政策(業績連動報酬・自社株報酬を導入するか否かを含む)を検討するに際しては、まず経営戦略が存在する必要がある。その上で、経営戦略を踏まえて具体的な目標となる経営指標(KPI)を設定し、それを実現するためにどのような報酬体系がよいのか、という順番で検討していくことが重要である。経営戦略なくして、報酬政策だけを検討しても、経営陣に対して適切なインセンティブを付与することに繋がらない。

コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針 (2017年3月経済産業省策定) (抄)

経営陣の報酬の在り方(つづき)

中長期的な企業価値に向けた報酬体系についての株主等の理解を促すために、業績連動報酬や自社株報酬の導入状況やその内容について、企業が積極的に情報発信を行うことを検討すべきである

- 業績連動報酬や自社株報酬は、企業が掲げる経営戦略等の基本方針に基づいて設計されるものであるため、その内容は株主等のステークホルダーの関心事である。かかる報酬の導入状況や内容について、企業が積極的に情報発信を行うことが有益である。
- 特にこうした中長期のインセンティブ報酬の比率の少ない我が国企業では、説得力をもった説明を積極的に行うことで、株主等からの理解や評価を得ることが期待され、報酬制度の見直しの後押しとできる場合も多いと考えられる。

出典:コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針

(参考)コーポレートガバナンス・コード

【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、**経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。**

【補充原則4-2①】

経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、**中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。**

3. 「攻めの経営」を促す役員給与等に 係る税制の整備

役員給与と税制の概要（平成29年度改正前）

○内国法人が役員に対して支給する給与は、以下に掲げる給与のいずれかに該当するもののみ損金算入が認められる。

役員給与と税制の取扱い

① **定期同額給与**（法人税法第34条第1項第1号）

1ヶ月以下の**一定期間ごとに同額**で支給するもの。

② **事前確定届出給与**（同項第2号）

事前の届出に従い、所定の時期に**確定額**を支給するもの。

（平成28年度税制改正において、**譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック）**が本給与の対象化。）

③ **利益連動給与**（同項第3号）

利益に連動して支給する給与で、以下の要件を満たすもの。

○対象会社：**同族会社に該当しない内国法人**。

○算定指標：**当該事業年度の利益の状況**に関する指標を基礎としていること。

（平成28年度税制改正により、**対象となる指標（ROE等）の追加・明確化**。）

○算定方法：**確定額を限度としているものであり、かつ、他の業務執行役員に対して支給する利益連動給与に係る算定方法と同様のもの**であること。

○プロセス：
・**社外者のみを構成員とする報酬諮問委員会への諮問を経た取締役会の決定や、監査役適正書面の提出等の手続きを経ていること。**
・**算定方法が有価証券報告書等により開示されていること。**

※ ストックオプション、退職給与についてはこれらの第1号から第3号の要件を満たさなくても損金算入可。

平成29年度税制改正における役員給与税制の改正概要

- 株式報酬信託やストックオプションなど各役員給与類型について、全体として整合的な税制となるよう見直す。
- 特定譲渡制限付株式、ストックオプションに係る課税の特例の対象を、非居住者役員や完全子会社以外の子会社の役員にも拡大する。
- 業績連動給与(利益連動給与)について、複数年度の利益に連動したものや、株価に連動したものも損金算入の対象とする。

項目	改正前	改正後	
【役員給与税制全体】			
<ul style="list-style-type: none"> 各給与類型の整合性 	<ul style="list-style-type: none"> 金銭、譲渡制限付株式が対象。(役員給与税制の枠外でストックオプション等も損金算入可能) 株式報酬は特定譲渡制限付株式を除き損金算入不可 	<ul style="list-style-type: none"> ストックオプションや株式報酬信託なども含め、<u>全体として整合的な税制となるよう措置(25ページのQ1参照)</u>。 <u>株式報酬も事前確定届出給与、業績連動給与の要件を満たせば損金算入が可能に。</u> 	
<ul style="list-style-type: none"> 非居住者役員 	<ul style="list-style-type: none"> 特定譲渡制限付株式、ストックオプションにつき、非居住者である役員については損金算入不可。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定譲渡制限付株式、ストックオプションにつき、非居住者である役員も<u>損金算入が可能に。</u> 	
【事前確定届出給与】			
<ul style="list-style-type: none"> グループ経営 	<ul style="list-style-type: none"> 特定譲渡制限付株式は、自社及び<u>直接の完全子会社</u>に付与対象が限定。 	<ul style="list-style-type: none"> 株式報酬は完全子会社以外の<u>子会社役員</u>も付与対象に。 	
【業績連動給与(利益連動給与)】			
報酬プラン	<ul style="list-style-type: none"> 算定指標 	<ul style="list-style-type: none"> <u>利益の状況に関する指標のみが対象</u>(営業利益、当期純利益、ROE等) 	<ul style="list-style-type: none"> <u>株価等を指標</u>に追加。
	<ul style="list-style-type: none"> 計測期間 	<ul style="list-style-type: none"> <u>単年度の指標のみが対象。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>複数年度の指標</u>も対象に。
<ul style="list-style-type: none"> グループ経営 	<ul style="list-style-type: none"> 非同族会社であることが必要(子会社は同族会社に該当するため対象外)。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>同族会社であっても非同族会社である親会社の完全子会社</u>であれば対象に。 	

II. 株式報酬、業績連動報酬に関する Q&A ～平成 28 年度・平成 29 年度税制改正を踏まえて～

Q&A 目次

第 1 役員給与に関する税制改正の全体像に関する Q&A	25
Q1 役員給与全体として整合的な税制になる、とはどういうことですか。	25
Q2 役員給与に関する平成 29 年度の税制改正はいつから適用されるのですか。	26
Q3 退職給与は、どのような場合に損金算入が認められるのですか。	27
Q4 ストックオプションは、どのような場合に損金算入が認められるのですか。	27
Q5 事前確定届出給与と業績連動給与は、それぞれどのようなものですか。	28
第 2 役員に対する株式報酬の付与に関する Q&A	29
Q6 株式報酬を発行したい場合、どのような選択肢がありますか。	29
Q7 親会社の株式や非上場の株式会社の株式を役員給与として損金算入することは可能ですか。	29
Q8 株式報酬を交付する際、会社法上どのような手続が必要となりますか。	29
Q9 上場会社が株式報酬を交付するために第三者割当を行う際、金融商品取引法上の開示規制はどうなりますか。	31
Q10 上場会社が株式報酬を交付するために第三者割当を行う際、上場規則における開示はどうなりますか。	31
Q11 自己株式処分により株式の交付を行う際、金融商品取引法上のインサイダー取引規制はどのように適用されますか。	32
Q12 複数年の報酬を付与する場合、有価証券報告書における額の開示はどのようにすれば良いでしょうか。	33
Q13 株式報酬を付与する場合、社会保険料の算定の対象になりますか。	33
Q14 上場企業の完全子会社の役員に株式を交付する場合、組織再編成によって支配関係が変わる可能性がある場合はどうなりますか。	33
Q15 株式報酬の導入決議後などに組織再編成が生じることを決定した場合には、損金算入するために、どのような対応をすることが考えられますか。	34
第 3 事前確定届出給与としての株式報酬に関する Q & A	34
1 事前確定届出給与における株式報酬	34
Q16 事前確定届出給与としてどのような株式報酬が対象となりますか。	34
2 「特定譲渡制限付株式」	35
①概要	35
Q17 「特定譲渡制限付株式」に関する税制措置の概要はどのようなものですか。 ..	35
Q18 税制措置の対象となる「特定譲渡制限付株式」とはどのようなものですか。 ..	35

Q19 譲渡制限付株式の譲渡制限に関する要件とはどのようなものですか。.....	36
Q20 譲渡制限付株式の無償取得（没収）の要件とはどのようなものですか。.....	36
Q21 「特定譲渡制限付株式」となる譲渡制限付株式の対象範囲はどのようなものですか。.....	37
Q22 損金算入の対象とされる特定譲渡制限付株式となる関係法人の株式とはどのようなものですか。.....	37
Q23 「特定譲渡制限付株式」については、議決権、配当受領権があってもよいのですか。.....	38
②特定譲渡制限付株式の法人税法上の取扱いについて（各論）.....	38
Q24 役員に支給する「特定譲渡制限付株式による給与」の額は、損金算入となりますか。.....	38
Q25 「事前確定届出給与」に該当する「特定譲渡制限付株式による給与」となるための要件とはどのようなものですか。.....	38
Q26 「届出が不要となる事前確定届出給与」に該当するための株式交付等のスケジュールに係る要件とはどのようなものですか。.....	39
Q27 当社の取締役の任期は2年ですが、その取締役の2年目の給与として新たに「特定譲渡制限付株式による給与」を支給する場合の事前確定届出給与としての取扱いはどうになりますか。.....	39
Q28 「特定譲渡制限付株式による給与」の額の損金算入時期及び損金算入額についてはどうになりますか。.....	40
Q29 海外に居住する役員等に「特定譲渡制限付株式による給与等」を支給した場合についても、損金算入の対象となりますか。.....	40
Q30 「特定譲渡制限付株式」の交付後、法人が組織再編成を行った場合にはどうになりますか。.....	40
Q31 「特定譲渡制限付株式」が無償取得（没収）された場合の法人税法上の税務処理はどうになりますか。.....	41
Q32 「特定譲渡制限付株式」に関する税制措置の適用関係はどうになりますか。.....	41
③特定譲渡制限付株式の所得税法上の取扱いについて（各論）.....	41
Q33 「特定譲渡制限付株式」を交付された役員等の所得税の課税関係についてはどうになりますか。.....	41
Q34 「特定譲渡制限付株式」から生ずる配当金については、どのような取扱いになりますか。.....	42
Q35 「特定譲渡制限付株式」の交付後に組織再編成があった場合、所得税法上の取扱いはどうになりますか。.....	42
Q36 「特定譲渡制限付株式」が無償取得（没収）された場合の所得税法上の税務処理	

はどのようになりますか。	42
④特定譲渡制限付株式の会社法上の取扱いについて	43
Q37 取締役に対して「特定譲渡制限付株式」を交付する場合、会社法上の取扱いを踏まえてどのような手続きが必要となりますか。	43
Q38 役員等への株式交付の方法についてはどのようなものがありますか。	43
Q39 金銭報酬債権の現物出資については、検査役の調査が必要になりますか。 ...	43
Q40 譲渡制限の定めを付す方法についてはどのようなものがありますか。	44
Q41 株式の無償取得については、会社法上どのような扱いとなりますか。	44
⑤特定譲渡制限付株式の会計上の取扱いについて	44
Q42 役員等に「特定譲渡制限付株式」を交付した場合の会計処理はどのようになりますか。	44
⑥特定譲渡制限付株式のその他の論点	45
Q43 株式付与時における株価の参照時点はどのように処理すればよいですか。 ...	45
Q44 譲渡制限解除日における役員等の所得税の納税資金を確保する際、インサイダー取引規制が制約となる場合がありますが、何か方策はありますか。	46
Q45 「特定譲渡制限付株式」については、譲渡制限期間中に口座管理等を行う必要がありますか。	46
⑦これまでの解説を踏まえた具体例	46
Q46 「特定譲渡制限付株式」の交付は、どのようなスケジュールで行えばよいですか。	46
Q47 「特定譲渡制限付株式」を導入した場合の会計・税務の処理はどのようなものになりますか。	50
3 事後交付型リストラクテッド・ストック	51
Q48 事後交付型リストラクテッド・ストックとはどのようなものですか。	51
Q49 事前確定届出給与として事後交付型リストラクテッド・ストックが損金に算入されるためには、どのような要件を満たす必要がありますか。	52
Q50 「所定の時期」はどのように定めますか。	52
Q51 「所定の時期に・・・確定した数の株式・・・を交付する旨の定めに基づいて支給する」とありますが、何をどのように定めておく必要がありますか。	52
Q52 所定の時期までの間に役位の変更や退任等が生じた場合にはどうなりますか。	53
Q53 損金算入額はいつの時点の株価を元に算定しますか。	53
Q54 事後交付型リストラクテッド・ストックの税務の処理方法はどうなりますか。	53
Q55 事後交付型リストラクテッド・ストックは、会社法上の取扱いを踏まえてどのような手続きが必要となりますか。	53
第4 業績連動給与に関する Q&A	53
1 業績連動給与全体	53

Q56 業績連動給与における交付対象の財産はどのようになっていますか。.....	53
Q57 業績連動給与の算定指標の範囲はどのようになっていますか。.....	54
Q58 「利益の状況を示す指標」とはどのようなものですか。.....	54
Q59 「株式の市場価格の状況を示す指標」とはどのようなものですか。.....	57
Q60 「売上高の状況を示す指標」とはどのようなものですか。また、同時に用いるとはどのようなことですか。.....	58
Q61 業績連動給与として損金に算入したい場合、どのような要件を満たす必要がありますか。.....	58
Q62 複数年にわたる業績連動給与の場合、算定方法を毎年開示する必要がありますか。また、役員交代や追加があった場合にはどうですか。.....	60
Q63 役員個人別の開示を行う必要がありますか。.....	60
Q64 同族会社の場合、業績連動給与として損金算入をすることはできますか。....	61
Q65 業績連動給与として株式と金銭を組み合わせることが出来ますか。.....	61
Q66 役員間で異なる指標を採用することは出来ますか。.....	61
Q67 支給額の算定方法に業績連動給与としての要件を満たす部分と満たさない部分とが混在する場合には、どのように取り扱われますか。.....	62
Q68 業績連動給与において、代表取締役等の裁量により報酬額が変わるものは、損金算入の対象になりますか。.....	62
Q69 連結財務諸表を提出している持株会社において、その連結財務諸表の指標を利益の状況を示す指標として用いることは出来ますか。.....	62
2 パフォーマンス・シェア	62
Q70 パフォーマンス・シェアとはどのようなものですか。.....	62
Q71 業績連動給与としてパフォーマンス・シェアではどのような要件を満たす必要がありますか。.....	62
Q72 パフォーマンス・シェアを導入する際や交付する際、会社法の手続はどうなりますか。.....	63
(参考) 業績連動給与の定義と報酬類型ごとの損金算入の範囲	64

(備考)

本 Q&A における株式報酬プラン名の定義

- ・事前交付かつ業績連動無し： 事前交付型リストラクテッド・ストック

※法人税法第 34 条第 1 項第 2 号の特定譲渡制限付株式を含みます。

- ・事後交付かつ業績連動無し： 事後交付型リストラクテッド・ストック

※法人税法第 34 条第 1 項第 2 号の「所定の時期に確定した数の株式を付与するもの」を指し、いわゆる「リストラクテッド・ストックユニット」と呼ばれているものを含みます（退職給与を除きます）。なお、金銭債権を現物出資して株式を交付する手法、株式交付信託を用いて交付する手法について主に記載していますが、いわゆる 1 円ストックオプション（新株予約権）を予め付与し、その行使により一定の時期に確定数の株式を交付する手法もこの類型に該当します。

- ・事後交付かつ業績連動有り： パフォーマンス・シェア

※一定期間経過後に、利益に関する状況等の指標を用いて算定した数の株式を金銭債権を現物出資して株式を交付する手法、株式交付信託を用いて交付する手法について主に記載していますが、いわゆる 1 円ストックオプション（新株予約権）を予め付与し、その行使により株式を交付する手法もこの類型に該当します。

第 1 役員給与に関する税制改正の全体像に関する Q&A

Q1 役員給与全体として整合的な税制になる、とはどういうことですか。

これまでは、インセンティブ報酬の中で、報酬類型によって損金算入の可否が異なっていました。今後は類型の違いによらず、一定要件を満たせば損金算入できるようになります。

また、ストックオプション、退職給与については、これまで法人税法第 34 条第 1 項の枠組みに入っていませんでしたが、平成 29 年度税制改正において役員給与全体で整合的な税制となるよう整理されました。このため、ストックオプション、退職給与（業績連動給与に該当しないものを除く）についても、法人税法第 34 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に定められた一定の要件を満たした場合に損金算入できるようになります。

報酬の種類	報酬の内容	交付資産	損金算入可否	
			平成 29 年度 改正前	平成 29 年度 改正後
在任時				
特定譲渡制限付 株式	一定期間の譲渡制限が付された 株式を役員に交付。	株式	可能	可能 (①類型)
株式交付信託	会社が金銭を信託に拠出し、信託が市場等から株式を取得。一定期間経過後に役員に株式を交付。	株式	不可	可能 (①類型又は②類型)
ストックオプション(SO)	自社の株式をあらかじめ定められた権利行使価格で購入する権利(新株予約権)を付与。	新株予約権	可能	可能 (①類型又は②類型)
パフォーマンス・シェア(PS)	中長期の業績目標の達成度合いに応じて、株式を役員に交付。	株式	不可	可能 (②類型)
パフォーマンス・キャッシュ	中長期の業績目標の達成度合いに応じて、現金を役員に交付。	金銭	可能(単年度で利益連動の場合のみ。一定の手続が必要)	可能 (②類型)
ファントム・ストック	株式を付与したと仮想して、株価相当の現金を役員に交付。	金銭	不可	可能 (②類型)
ストック・アプリケーション・ライイト(SAR)	対象株式の市場価格が予め定められた価格を上回っている場合に、その差額部分の現金を役員に交付。	金銭	不可	可能 (②類型)
退職時				
退職給与	退職時に給付する報酬	金銭・株式・新株予約権	可能	可能(業績連動の場合は②類型の要件を満たすことが必要)

※ ①類型・・・一定の時期に確定した金額又は数を交付する役員報酬。原則として税務署への事前届出が必要。(法人税法第 34 条第 1 項第 2 号)

②類型・・・業績(利益、売上高、株価等)に連動した金銭、株式等を交付する役員報酬。報酬諮問委員会への諮問や有価証券報告書での開示等の手続が必要。(法人税法第 34 条第 1 項第 3 号)

Q2 役員給与に関する平成 29 年度の税制改正はいつから適用されるのですか。

役員給与に関する平成 29 年度の税制改正は、原則として平成 29 年 4 月 1 日以後に支給又は交付に係る決議(当該決議が行われない場合には、その支給又は交付)をする給与について新法が適用されますが、退職給与、譲渡制限付株式及び新株予約権に係る改正については、平成 29 年 10 月 1 日以後に支給又は交付に係る決議(当該決議が行われない場合には、その支給又は交付)をする給与について新法が適用されます。

経過措置の適用の判断基準となる支給に係る決議とは、報酬上限額等に関する株主総会

決議や新株発行・自己株式処分の取締役会決議ではなく、株主総会又は取締役会等における役員報酬の具体的な内容を決定する決議又は決定（以下「支給の決議等」といいます。）と考えられ、当該決議等の実施日と施行日の前後関係によって、新旧どちらの法律が適用されるかが判断されます。

例えば、在任時交付型の株式交付信託については、平成 29 年 4 月 1 日以後に支給の決議等をしたものは、損金算入要件を充足すれば損金算入が可能であると考えられます。

退任時交付型の株式交付信託（業績連動給与に該当するもの）については、平成 29 年 9 月 30 日までに支給の決議等をしたものは、その決議に基づき設定した信託が終了するまでは旧法が適用され損金算入が可能であると考えられます（平成 29 年 10 月 1 日以降に追加拠出する部分を除く）。平成 29 年 10 月 1 日以後に取締役会等において役員報酬の内容を決定する決議又は決定をしたものは、業績連動給与の損金算入要件を充足すれば損金算入が可能であると考えられます（⇒Q3 を参照）。

なお、既に導入済みの株式交付信託に新任役員が加わった場合には、その選任の決議の時にその給与の支給の決議等がされたものとして、上記の適用関係の考え方に沿って損金算入の可否が判断されることとなります。既に導入済みの株式交付信託の中で、予め役員地位の変更があった場合の支給額が定められている場合に、その地位の変更のあった役員に対する給与については、導入時の支給の決議をした時期によって適用関係を考えることとなります。

Q3 退職給与は、どのような場合に損金算入が認められるのですか。

平成 29 年度の税制改正前において退職給与は、法人税法第 34 条第 1 項の対象から除外されており、同条第 2 項の過大役員給与等に該当しない限り損金算入が可能でした。

平成 29 年度の税制改正により法人税法第 34 条第 5 項の「業績連動給与」に該当する退職給与は、同条第 1 項第 3 号の各要件を満たす場合に限り損金算入が可能となります。例えば、退職給与の算定に株価を参照している場合、株価が変動すると退職給与の金額が変動するため同条第 5 項の「業績連動給与」に該当します。なお、法人税法第 34 条第 5 項の「業績連動給与」に該当しない場合（例えば、勤務期間×最終月額報酬×給付乗率（功績倍率）に基づき算定される退職給与）には、改正前と同じ取扱いとなります。

Q4 ストックオプションは、どのような場合に損金算入が認められるのですか。

その内容に応じ事前確定届出給与又は業績連動給与（法人税法第 34 条第 1 項第 2 号又は第 3 号）に該当すれば損金算入可能です。また、退職給与であって、「業績連動給与」に該当しない場合には、これまで通り法人税法第 34 条第 1 項の対象外であるため、同条第 2 項の過大役員給与等に該当しない限り損金算入されます。これに対し業績連動給与に該当する場合は、損金算入するためには法人税法第 34 条第 1 項第 3 号の要件を満たす必要があり、例えば、確定した数を限度としているものであることや、ストックオプションを指標確定

後一定期間以内に交付すること（法人税法第 34 条第 1 項第 3 号ロ、法人税法施行令第 69 条第 17 項）などが要件とされています。

このほか、非居住者の役員等に交付されたストックオプションについては、その非居住者が居住者であるとしたときに給与所得等が生じた日において損金算入されることとされました。

なお、実質的に役務提供の対価と認められる無償発行のストックオプションについても損金算入が可能であることが明確化されています（法人税法第 54 条の 2 第 1 項第 2 号）。

Q5 事前確定届出給与と業績連動給与は、それぞれどのようなものですか。

法人税法上、役員給与については、恣意性を排除することが適正な課税を実現する観点から不可欠と考えられています。そのような考え方の下、事前確定届出給与は、事前の定めにより役員給与の支給時期・支給額に対する恣意性が排除されているものについて損金算入が認められ、業績連動給与は、適正性や透明性を担保することを条件に損金算入が認められると考えられます。

事前確定届出給与とは、法人税法第 34 条第 1 項第 2 号で定義されているもので、事前に金額又は株式や新株予約権の交付数が確定しており、所定の時期に支給する給与のことを言います。なお、一定の期間内に納税地の所轄税務署長にその確定した給与の届出を行うことが必要ですが、一定の要件を満たす法人税法第 54 条第 1 項に規定する特定譲渡制限付株式又は法人税法第 54 条の 2 第 1 項に規定する特定新株予約権による給与については、届出が不要です（法人税法第 34 条第 1 項第 2 号イ、法人税法施行令第 69 条第 3 項）。

また、平成 28 年度改正で法人税法第 34 条第 1 項第 2 号に位置付けられた特定譲渡制限付株式は事前に株式を交付することが前提とされていましたが、平成 29 年度改正では、事前に届出をした上で、事後に株式を交付するいわゆる事後交付型リストラクテッド・ストックも、事前確定届出給与として損金算入の対象となりました。（⇒詳細は Q48 を参照）

業績連動給与とは、法人税法第 34 条第 5 項で定義され、業績連動指標（⇒詳細は Q56 を参照）を基礎に算定される給与のことをいいます。また、その算定方法の内容が一定の報酬諮問委員会の諮問等（⇒詳細は Q61 を参照）を経て決定されていることや、有価証券報告書等に表示されていること（⇒詳細は Q61 を参照）などの要件を満たせば損金算入することができ、業績連動指標を基礎として交付される額又は数が決まる金銭、株式又は新株予約権による給与に加えて、特定新株予約権又は承継新株予約権による給与で、消滅される数が役務提供期間以外の事由で決まるものがあります（法人税法第 34 条第 1 項第 3 号）。

なお、勤務期間以外の事由（業績など）により無償取得される数が決まる特定譲渡制限付株式については、業績連動給与として損金算入の対象とはならないことに留意する必要があります。

第2 役員に対する株式報酬の付与に関する Q&A

Q6 株式報酬を発行したい場合、どのような選択肢がありますか。

株式報酬には、事前交付型と事後交付型のものがあります。

事前交付型とは、職務執行開始後速やかに譲渡制限の付いた株式を交付する形態のものを指し、事前交付型リストラクテッド・ストックが該当します。また、事後交付型とは、職務執行期間が終了した後に株式を交付する形態のものを指し、事後交付型リストラクテッド・ストック、パフォーマンス・シェアが該当します。

Q7 親会社の株式や非上場の株式会社の株式を役員給与として損金算入することは可能ですか。

損金算入できる株式報酬は、役員が職務に従事する法人又はその法人の関係法人（※）の株式であり、かつ、その株式が市場価格のある株式又は市場価格のある株式と交換される株式であるものに限定されています（法人税法第34条第1項第2号ロ、第3号柱書き）。また、市場価格があることの判定は、報酬決定時点（所定の時期に確定した数の株式を交付する旨の定めを行った時点）で行われるため、例えば報酬決定時に非上場で市場価格がない場合には損金算入の対象となりません。

なお、上場会社が非上場の種類株式として譲渡制限を付している株式を発行している場合がありますが、そのような場合において「市場価格のある株式と交換される株式」には、取得請求権の行使等により市場価格のある株式が交付される種類株式が該当します。

具体的には、上場会社がその役員に対して確定数の株式を役員給与として交付する場合や、上場会社の子会社がその役員に対して確定数の親会社の上場会社の株式を役員給与として交付する場合があります。

※関係法人とは、役員が職務に従事する法人と支配関係のある法人（親会社等）で特定譲渡制限付株式の譲渡制限解除時や事後交付型リストラクテッド・ストックで株式を交付する時点などまで支配関係が継続することが見込まれる法人です（法人税法施行令第71条の2）。

Q8 株式報酬を交付する際、会社法上どのような手続が必要となりますか。

取締役の報酬については、株主総会の普通決議で決定することになりますが（会社法第361条第1項。指名委員会等設置会社を除く）、各取締役の個別の報酬内容や金額の決定については取締役会決議等により行うことも可能です。また、金銭債権の現物出資により株式を交付する場合、株式を取締役に交付する際には、募集株式の発行等の手続を行うことが必要です（会社法第199条以下）。

<監査役会設置会社の場合>

自社の株式を株式報酬として交付する場合における会社法上の取扱いを踏まえた基本的な流れは以下の通りです。

- ① 株主総会において取締役に対する報酬の額又は具体的な算定方法を決議
- ② 必要な場合には取締役会において取締役個人に対する株式報酬相当の金銭報酬債権の付与を決議

【現物出資型の場合】

- ③ 取締役会において株式の第三者割当て（新株の発行又は自己株式の処分）を決議
- ④ 払込期日において、各取締役による上記②の金銭報酬債権の現物出資と引換えに、各取締役に株式を交付

<監査等委員会設置会社の場合>

上記①において、監査等委員である取締役の報酬総額とそれ以外の取締役の報酬総額とは区別して株主総会で決議する必要があります。また、上記②について、監査等委員である取締役個人の報酬は、監査等委員である取締役の協議によって定めることとなります。

<指名委員会等設置会社の場合>

上記①が不要となるとともに、上記②の決議は報酬委員会によることとなります（会社法第 404 条第 3 項）（具体的なスケジュールは、Q46 を参照）。

現物出資型の場合、上記①の株主総会決議に関し、取締役に対して会社法上報酬として付与される金銭報酬債権の現物出資により株式が交付されるという実質を踏まえ、既存の金銭報酬の枠を利用するのではなく、改めて金銭報酬としての株主総会決議による承認を得ることとし、その際には、その金銭報酬債権の現物出資により株式が交付されることや、その株式報酬制度の概要についても説明することが望ましいと考えられます（⇒「Ⅲ. 株主総会報酬議案（例）1. 事前交付・在籍条件型」を参照）。

なお、取締役の報酬について上記①の株主総会決議を得る場合には、会社法第 361 条第 1 項第 1 号の確定額報酬として決議を得る（確定額で報酬の上限を決定する場合もこれに含まれます。）か、同項第 2 号の報酬額の具体的な算定方法として決議を得ることが考えられます。

確定額で報酬の上限を決定して会社法第 361 条第 1 項第 1 号の決議を得る場合、株価上昇により交付する株式に対応する金銭報酬債権の額が総会決議で定めた上限金額を超過する場合がありますので、注意して設定する必要があります。

会社法第 361 条第 1 項第 2 号の決議を得る場合、その決議において取締役の全員について一律同じ計算式によって株数に応じた金銭報酬を付与するという場合には、株主総会では、その旨と、その計算方法を決議することになると考えられます。そのほか、取締役を

いくつかのグループに分けて（例えば、役付取締役と、平取締役に分けて）、それぞれ異なった計算式によって株数に応じた金銭報酬を付与するという場合には、株主総会では、その旨と、各グループについての計算式を決議する方法も考えられます。また、これらの方法については、最も高額となる計算式のみ決議して、その枠内での運用を取締役会等に委ねるという方法も考えられます。

なお、報酬を取締役に付与するに当たって、取締役会にて役員報酬規程を制定することや、会社と取締役との間で個別に契約を締結することなども考えられます。

Q9 上場会社が株式報酬を交付するために第三者割当を行う際、金融商品取引法上の開示規制はどうなりますか。

発行価額の総額が一億円未満の場合を除き、原則として、有価証券届出書において、「第三者割当の場合の特記事項」として割当先の状況等（取締役個人の氏名、住所、職業の内容など）を記載することが求められています。ただし、譲渡禁止条件付新株予約権や特定譲渡制限付株式に該当する場合は、金融商品取引法上の第三者割当の定義から除外されることとされているため（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号ヲ(2)(3)）、有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」の記載は不要となります。

なお、現物出資型の株式報酬について、金融商品取引法上の第三者割当の定義から除外する企業内容等の開示に関する内閣府令の改正案がパブリックコメントに付され（コメント募集期間 2017年5月17日から6月16日まで）、7月14日付で公布・施行されました。

Q10 上場会社が株式報酬を交付するために第三者割当を行う際、上場規則における開示はどうなりますか。

株式報酬としての株式の発行に係る募集又は自己株式処分に係る募集を行うことについての決定をした場合は、以下の事項を開示することが必要となります。ただし、発行価額の総額が一億円未満の場合には、適時開示義務は生じません（会社情報適時開示ガイドブック 第2編第1章1.（2）⑦参照）。

a. 発行の概要

- (a) 払込期日
- (b) 発行する株式の種類及び数
- (c) 発行価額
- (d) 発行総額
- (e) 募集又は割当方法
- (f) 出資の履行方法
- (g) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数
- (h) その他投資判断上重要又は必要な事項

- b. 発行の目的及び理由
- c. 株式割当契約の概要（種類株式の場合には株式の内容）
- d. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容
- e. 企業行動規範上の手続き（第三者割当に該当する場合）

なお、2016年の夏に会社情報適時開示ガイドブックが改訂され、上場企業がその役員又は従業員に対して付与された金銭報酬債権の払込みを受けることにより役務提供の対価として新株発行や自己株式処分を行う場合には、上記の開示事項に沿って適時開示を行うこととされました。

また、有価証券上場規程施行規則では、上場会社が第三者割当による募集株式の割当てを行う場合には、割当てを受けた者が割当て後 2 年の間に募集株式の譲渡を行うことについての確約の締結と譲渡を行った場合の取引所への報告（有価証券上場規程施行規則第 429 条、第 430 条）、割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書の提出（有価証券上場規程施行規則第 417 条第 1 項第 1 号 g）について定められています。

これらのルールに関し、2016年の夏に企業内容等の開示に関する内閣府令が改正され、上場企業がその役員に対する株式報酬として、新株発行や自己株式処分により特定譲渡制限付株式を交付する場合が第三者割当に該当しないこととされたため、会社情報適時開示ガイドブックにおいても、かかる場合において譲渡報告に関する確約書の写し、株式の譲渡に関する報告書及び割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書の提出を不要とすることが明確化されました。

Q11 自己株式処分により株式の交付を行う際、金融商品取引法上のインサイダー取引規制はどのように適用されますか。

上場会社等が役員に対し自己株式処分による有償での株式交付を行う場合、金融商品取引法第 166 条第 1 項柱書で定めるインサイダー取引規制の「売買等」に該当すると解されています。

また、金融商品取引法では、インサイダー取引を間接的に防止するために、売買報告義務（金融商品取引法第 163 条第 1 項）及び短期売買利益提供義務（金融商品取引法第 164 条第 1 項）を規定しており、上場会社等が役員に対し自己株式処分による有償での株式交付を行う場合には、当該義務の対象になると解されています。

役員が上場会社等から自己株式処分による有償での株式交付を受けた場合には、当該義務で規定する「買付け」に該当し、その交付を受けた日の属する月の翌月 15 日までに、その取引に関する売買報告書を内閣総理大臣に提出する必要があります。

また、上場会社等が役員に毎年株式の割当を行う場合においては、株式の割当日から前後 6 ヶ月以内に、役員が既に交付されている株式の売却を行うと、その売買によって生じた利益は「短期売買利益」に該当し、それを当該上場会社等又はその株主が役員に対し返還請求できることとなります。

ただし、金融商品取引法第 163 条第 1 項及び第 164 条第 8 項において、内閣府令で定める場合は売買報告義務及び短期売買利益の返還義務の適用除外とすると定めており、当該適用除外を定める有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 30 条第 1 項及び第 33 条では、新株予約権の取得とその権利行使による株券の買付け等を適用除外としています。

なお、自己株式処分によらず新株発行による場合は、原始取得に該当し、有償、無償に関わらず、インサイダー取引規制の対象となる「売買等」には該当せず、売買報告義務及び短期売買利益提供義務も生じません。

なお、現物出資型の株式報酬について金融商品取引法上の売買報告義務及び短期売買利益の返還義務の適用から除外する有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の改正案がパブリックコメントに付され（コメント募集期間 2017 年 5 月 17 日から 6 月 16 日まで）、7 月 14 日付で公布・施行されました。

Q12 複数年の報酬を付与する場合、有価証券報告書における額の開示はどのようにすれば良いでしょうか。

業績連動給与としての損金算入とは別に、役員報酬額の開示が有価証券報告書において必要となりますが、この有価証券報告書に記載すべき役員報酬額としては、各事業年度において会計処理上費用計上された金額が報酬額として開示されることとなります。

Q13 株式報酬を付与する場合、社会保険料の算定の対象になりますか。

健康保険・厚生年金保険の保険料の額や保険給付の額の計算の基礎となる「標準賞与額」の範囲は、賃金、給料、俸給、手当、賞与、その他名称を問わず、被保険者が労務の対償として受けるすべてのもののうち年 3 回以下のもの（ただし、大入り袋や見舞金のような臨時に受けるものを除く）とされており、役員に対する株式報酬についても、原則として標準賞与額に含まれるものと解されています。

ただし、ストックオプションについては、自社株をあらかじめ定められた権利行使価格で購入する権利を付与するものであり、権利の付与自体は社会保険料を徴収すべき報酬に該当しないとされています。また、権利行使による株式取得も社会保険料の対象とならないとされています。

Q14 上場企業の完全子会社の役員に株式を交付する場合、組織再編成によって支配関係が変わる可能性がある場合はどうなりますか。

上場企業がその完全子会社の役員に株式を交付する場合、損金算入の要件において、株式を交付するまでの間、継続して支配関係があることが見込まれることとされています（法人税法第 34 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 7 項、法人税法施行令第 71 条の 2）。

株式報酬の導入決議前に組織再編成が予定され、その組織再編成により支配関係がなくなることが予定されている場合は、そもそも「継続して支配関係があること」が見込まれ

ませんので、損金算入の要件を満たすことができません。

Q15 株式報酬の導入決議後などに組織再編成が生じることを決定した場合には、損金算入するために、どのような対応をすることが考えられますか。

特定譲渡制限付株式の場合は、予め契約などによって、その時点における権利関係を清算し、組織再編成後の法人で特定譲渡制限付株式を交付することもできます。(⇒詳細は Q30 を参照)

事後交付型リストラクテッド・ストックの場合は、当該組織再編成を契機として臨時改定事由が生じたことにより、当該組織再編成前に期間按分した株式数に交付する株式数を変更する定めを行ったものと認められる場合には、「事前確定届出給与に関する変更届出書」を所定の期間中に提出することになります。(⇒詳細は Q52 を参照)

パフォーマンス・シェアの場合は、組織再編成が生じるまでの期間で報酬額を按分して組織再編成前に交付できるよう、予め算定方法を記載するという方法が考えられます。

第3 事前確定届出給与としての株式報酬に関するQ&A

1 事前確定届出給与における株式報酬

Q16 事前確定届出給与としてどのような株式報酬が対象となりますか。

平成 29 年度改正では所定の時期に確定数の株式を交付する役員給与も事前確定届出給与の対象とされたことにより、事前交付型リストラクテッド・ストックとして平成 28 年度改正において事前確定届出給与の対象となった特定譲渡制限付株式に加え、他の手法による事前交付型リストラクテッド・ストックなど、将来の一定の時期に株式を交付するもの(いわゆる、事後交付型リストラクテッド・ストック)や、株式交付信託(業績連動がないもの)による株式報酬も損金算入の対象に加えられました。また、事前に報酬額が確定していて、交付直前の株価を参照して交付株式数を決定するような報酬で、端数部分を金銭交付するものも、事前確定届出給与の対象となります(法人税法施行令第 69 条第 8 項)。

また、株式交付信託では株式の一部を役員に交付する時期に金銭に換えて役員には株式と金銭を交付することが行われていますが、このような場合についても、全体として株式を交付することが目的の給与であることが株主総会議案において明らかにされ、一定の割合の株式を源泉徴収等のために換金するものであることが役員報酬規程等で予め明らかにされ、株式の換金が受益権確定の時期に近接した時点で行われていれば、全体として確定した数の株式とされ、損金算入できると考えられます。

なお、株式と金銭を区分した上で、確定数の株式(事前確定届出給与)と株価連動の金銭(業績連動給与)を組み合わせて交付することも可能です。

2 「特定譲渡制限付株式」

①概要

Q17 「特定譲渡制限付株式」に関する税制措置の概要はどのようなものですか。

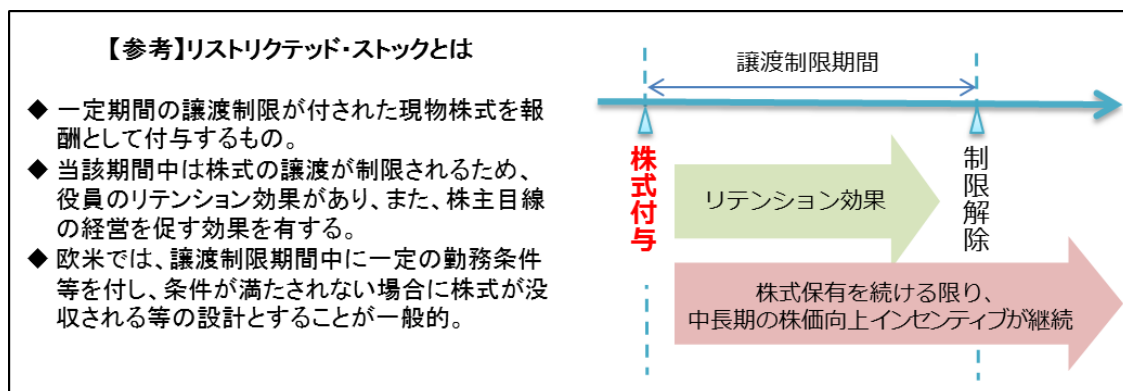
法人からその法人の役員又は従業員等（以下「役員等」といいます。）にその役員等による役務提供の対価として交付される一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式（以下「特定譲渡制限付株式」といいます。）について、その役員等における所得税の課税時期については、譲渡制限期間中はその特定譲渡制限付株式の処分ができないこと等に鑑み、その特定譲渡制限付株式の交付日ではなく、譲渡制限解除日となることが平成 28 年度改正で明確化されました（所得税法施行令第 84 条第 1 項）。

また、法人税については、平成 29 年度改正において、その法人において、その役員等における所得税の課税時期として給与等課税額が生ずることが確定した日にその役務提供を受けたものとされ、その役務提供に係る費用の額は、同日の属する事業年度において損金の額に算入することとされました（法人税法第 54 条 1 項）。

平成 29 年度改正により、無償取得事由がなくなった後も譲渡制限が解除されない場合、所得税の課税時期と法人税の損金算入時期が異なることとなります。

また、役員給与として特定譲渡制限付株式が交付された場合には、原則として事前確定届出給与の要件に該当する特定譲渡制限付株式による給与の額は損金の額に算入されます（⇒Q18、Q24 を参照）が、この特定譲渡制限付株式による給与のうち株式交付等のスケジュールに係る要件を満たすものについては、事前確定届出給与の届出が不要とされています。

なお、対象となる株式は、適格株式（市場価格のある株式（役員が職務に従事する法人に加え、関係法人の発行する株式を含みます。）をいいます。）のみとなります。



Q18 税制措置の対象となる「特定譲渡制限付株式」とはどのようなものですか。

法人税法等及び所得税法施行令等においてそれぞれ規定されており、具体的には、次の

①及び②の各要件を満たす株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）であって、次の③及び④の各要件を満たすものとされています。

- ① 一定期間の譲渡制限が設けられている株式であること（⇒Q19を参照）
- ② 法人により無償取得（没収）される事由（無償取得事由）として勤務条件又は業績条件が達成されないこと等が定められている株式であること（⇒Q20を参照）
- ③ 役務提供の対価として役員等に生ずる債権の給付と引換えに交付される株式等であること（⇒Q21を参照）
- ④ 役務提供を受ける法人又はその関係法人の株式であること（⇒Q21を参照）

なお、役員給与として特定譲渡制限付株式が交付された場合には、事前確定届出給与の要件に該当する特定譲渡制限付株式による給与の額については、原則として損金の額に算入されます（⇒Q24を参照）。

【参照条文：法人税法第34条、第54条、所得税法施行令第84条 等】

Q19 譲渡制限付株式の譲渡制限に関する要件とはどのようなものですか。

「譲渡（担保権の設定その他の処分を含む。）についての制限がされており、かつ、当該譲渡についての制限に係る期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）が設けられていること（法人税法施行令第111条の2第1項第1号、所得税法施行令第84条第1項第1号）」とされています。この譲渡制限期間については、中期経営計画の対象期間のサイクルと一致させて3～5年といった期間を設定すること等が考えられます。なお、役員給与は一定期間の職務執行の対価であるため、中期経営計画の対象期間等にあわせて一定の役務提供期間が設定されていると考えられます。役務提供期間終了時点において譲渡制限が解除されることとなる特定譲渡制限付株式の数は定まっていると考えられますが、実際に譲渡制限が解除される日は役務提供期間終了後の一定の日とすることも考えられます。また、その一定の日は確定日ではなく、退任日など客観的な事由に基づき定まる日とすることも考えられます（※）。

なお、譲渡制限の手法としては、種類株式を用いるほか、普通株式を用いた上で、法人とその役員等との契約において制限することが考えられます。

※業績連動給与以外の退職給与に該当する場合は、法人税法第34条第1項の対象外となります。

Q20 譲渡制限付株式の無償取得（没収）の要件とはどのようなものですか。

譲渡制限付株式は、「法人が無償で取得することとなる事由（以下「無償取得事由」といいます。）が定められていること」が要件とされています。

この譲渡制限付株式として認められるために必要な無償取得事由は、役員等が「譲渡制限期間内の所定の期間勤務を継続しないこと」「勤務実績が良好でないこと」といった『役

員等の勤務の状況に基づく事由』又は「法人の業績があらかじめ定めた基準に達しないこと」といった『法人の業績等の指標の状況に基づく事由』に限ることとされています（法人税法施行令第111条の2第1項第2号、所得税法施行令第84条第1項第2号）。

また、事前確定届出給与として損金算入が可能な特定譲渡制限付株式は「役務の提供期間に応じて」無償取得されるものに限られます。（法人税法第34条第1項第2号及び第5項参照）。

なお、無償取得の手法としては、種類株式を用いるほか、普通株式を用いた上で、法人とその役員等との契約において無償取得事由を定めることが考えられます（⇒Q39を参照）（具体的な無償取得事由の定め方については、「IV. 譲渡制限付株式割当契約書（例）」第3条を参照）。

Q21 「特定譲渡制限付株式」となる譲渡制限付株式の対象範囲はどのようなものですか。

役務提供の対価として役員等に生ずる債権の給付と引換えにその役員等に交付される譲渡制限付株式のほか、その役員等に給付されることに伴ってその債権が消滅する場合のその給付された譲渡制限付株式のうち、役務の提供を受ける内国法人又はその関係法人が発行した譲渡制限付株式が対象とされています（法人税法第34条第1項第2号、第54条第1項、所得税法施行令第84条第1項）。

すなわち、その役員等に生ずる債権の現物出資と引換えに交付されるその役務の提供を受ける法人又はその関係法人の譲渡制限付株式や役員等に給付されることに伴ってその債権が消滅する場合のその給付された譲渡制限付株式が該当することになります。

なお、関係法人の譲渡制限付株式が交付されるケースとしては、役員等が役務の提供を受ける法人に対する債権を、発行法人に対して現物出資する（その結果、その発行法人がその債権を取得することになる）ことが考えられます（※）。

※ 役務の提供を受ける法人が役員等に対して負う債務について、その発行法人が債務引受けをした上で、その債務引受けによりその発行法人に対する債権となった債権を、役員等がその発行法人に対して現物出資することも考えられます。

なお、役務の提供期間以外の事由により無償取得される株式数変動する特定譲渡制限付株式については、事前確定届出給与として損金算入できません（⇒Q20を参照）。ただし、譲渡制限付株式割当契約書等において禁固以上の刑に処せられた場合等に特定譲渡制限付株式の全てが没収される旨が規定されていることは「役務の提供期間以外の事由により無償取得される株式数変動する」には該当しないと考えられます。

Q22 損金算入の対象とされる特定譲渡制限付株式となる関係法人の株式とはどのようなものですか。

子会社の役員等に親会社の株式を交付するニーズがあることを踏まえ、その役務提供を

受ける法人の関係法人の株式についても損金算入の対象とされています。

関係法人とは、その交付の時点において、役務の提供を受ける法人との間で譲渡制限期間中において支配関係が継続することが見込まれている法人が該当します（法人税法施行令第71条の2）。

- ※ 役務の提供を受ける法人（A法人）が役員等に対して負う債務について、その発行法人（B法人）が債務引受けをした上で、その債務引受けによりB法人に対する債権となった債権を、役員等がB法人に対して現物出資する場合、A法人において損金算入することになり、役員等に対する源泉徴収義務もA法人において生じると考えられます。このような債務引受けをストックオプションで行った場合の課税関係も同様です。

Q23 「特定譲渡制限付株式」については、議決権、配当受領権があってもよいのですか。

議決権、配当受領権を有していてもよく、これらの有無は、税務上の取扱いに影響しません。

②特定譲渡制限付株式の法人税法上の取扱いについて（各論）

Q24 役員に支給する「特定譲渡制限付株式による給与」の額は、損金算入となりますか。

法人がその役員に対して支給する給与（役員給与）については、①定期同額給与、②事前確定届出給与及び③業績連動給与のいずれかに該当するものの額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、原則として、損金の額に算入することとされています。

役員に支給する「特定譲渡制限付株式による給与」については、その特定譲渡制限付株式の交付までの手続等を踏まえると、上記②の事前確定届出給与の要件を満たすことができると考えられ、その要件を満たす場合には事前確定届出給与に該当する「特定譲渡制限付株式による給与」となり、その支給額は損金の額に算入されます（⇒Q17、Q18を参照）。

なお、事前確定届出給与に該当するためには、納税地の所轄税務署長に「その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに関する届出」をしていることが必要とされていますが、株式交付等のスケジュールに係る要件を満たす「特定譲渡制限付株式による給与」については、その届出は不要とされています（⇒Q26を参照）。

Q25 「事前確定届出給与」に該当する「特定譲渡制限付株式による給与」となるための要件とはどのようなものですか。

法人がその役員に支給する「特定譲渡制限付株式による給与」が事前確定届出給与に該当するためには、「その役員の職務につき所定の時期に確定した数の株式又は確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式を交付する旨の定め」に基づいて、「特定譲渡制限付株式による給与」が支給されることが必要となります（法人税法第34条第1項第2号）。

確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式を交付する場合には、その役員の職務執行開始当初に、その役員の職務執行期間（＝将来の役務提供）に係る報酬債権の額（支給額）が確定し、所定の時期までにその役員によるその報酬債権の現物出資と引換えに特定譲渡制限付株式が交付されることが必要となります。

そのため、職務執行開始当初にその報酬債権の額（支給額）が確定せず、業績状況に応じて報酬債権の額が決まる場合には、確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式に該当しません。

また、所定の時期に確定した数の株式を交付する場合には、その役員の職務執行開始当初に付与する特定譲渡制限付株式の数が確定し、所定の時期までにその役員の報酬債権の現物出資と引換えにその確定した数の譲渡制限付株式が交付されることが必要となります。

なお、勤務期間以外の事由により無償取得される株式数が変動する譲渡制限付株式は損金算入の対象とならないこととされています。

Q26 「届出が不要となる事前確定届出給与」に該当するための株式交付等のスケジュールに係る要件とはどのようなものですか。

「届出が不要となる事前確定届出給与」の要件として、報酬決議及び特定譲渡制限付株式の交付に係る期限が設けられています。

具体的には、職務の執行の開始の日（原則、定時株主総会の日）から1月を経過する日までに株主総会等（株主総会の委任を受けた取締役会を含むものと解されます。）の決議により取締役個人別の確定額報酬又は確定数の株式についての定め（その決議の日からさらに1月を経過する日までに、その職務につきその役員に生ずる債権の額に相当する特定譲渡制限付株式又は確定数の株式を交付する旨の定めに限ります。）がされ、その定めに従って交付されることが要件とされています（法人税法施行令第69条第3項第1号）（⇒具体的な想定スケジュールについては、Q46を参照）。

Q27 当社の取締役の任期は2年ですが、その取締役の2年目の給与として新たに「特定譲渡制限付株式による給与」を支給する場合の事前確定届出給与としての取扱いはどのようなになりますか。

事前確定届出給与としての取扱いについては、役員の任期が複数年の場合であっても、通常、定時株主総会をもって毎年職務執行開始日が到来するものと解されます。

このため、例えば、2年目の任期に該当する役員に対して、新たに「特定譲渡制限付株式による給与」として特定譲渡制限付株式を交付する場合であっても、2年目の職務執行開始日に該当する日（原則、2年目の定時株主総会の日）から所定の期限までに所定の要件（⇒Q18、Q26を参照）を満たしているときは、「届出が不要となる事前確定届出給与（⇒Q17、Q24を参照）」に該当する「特定譲渡制限付株式による給与」となると考えられます。

ただし、この場合の「特定譲渡制限付株式による給与」のうち、1年目の職務執行期間

に係る給与が含まれている場合には、職務執行開始日から 1 月を経過する日までに決議が行われている等の要件を満たさないので、事前確定届出給与には該当しません。

Q28 「特定譲渡制限付株式による給与」の額の損金算入時期及び損金算入額についてはどのようになりますか。

損金算入時期については、役員等に給与等課税額（※1）が生ずることが確定した日においてその法人がその役員等から役務提供を受けたものとして、その役務提供に係る費用の額（損金算入額）をその法人の同日の属する事業年度の損金の額に算入することとされています（※2）（⇒Q17、Q24 を参照）。

また、損金算入額については、確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式を交付する場合（確定した数の特定譲渡制限付株式を交付する場合で「届出が不要となる事前確定届出給与」に該当するものを含まず。）では、原則として、その給与等課税額が確定した特定譲渡制限付株式の交付と引換えにその役員等により現物出資された報酬債権等の額とされています。確定した数の特定譲渡制限付株式を交付する場合（「届出が不要となる事前確定届出給与」に該当するものを除きます。）は、当初報酬の内容を決議した時点の株価を元に算定することとされています（法人税法施行令第 71 条の 3）（⇒具体的な処理例については、Q47 を参照）。

※1 所得税法上の給与所得、事業所得、退職所得及び雑所得に係る収入金額とすべき金額

※2 役員の場合には事前確定届出給与に該当するものに限りません。

Q29 海外に居住する役員等に「特定譲渡制限付株式による給与等」を支給した場合についても、損金算入の対象となりますか。

平成 28 年度改正時点では、役員等が非居住者である場合は損金算入の対象となっていませんでしたが、平成 29 年度改正において、役員等が非居住者である場合には、その役員等が居住者であるとしたときに給与等課税額が生ずることが確定した日において、役務提供を受けたものとして、その役務提供に係る費用の額が損金算入されることとなりました。（法人税法第 54 条第 1 項、法人税法施行令第 111 条の 2 第 3 項）

Q30 「特定譲渡制限付株式」の交付後、法人が組織再編成を行った場合にはどのようになりますか。

特定譲渡制限付株式を交付する法人を当事者とする合併又は分割型分割が行われた場合に、その法人以外のその合併又は分割型分割に係る法人が、その特定譲渡制限付株式に係る契約関係を承継し、「承継譲渡制限付株式」を交付する場合があります。

例えば、特定譲渡制限付株式を交付している A 社（消滅会社）と B 社（存続会社）が合併（※）し、その合併の対価としてその事前特定譲渡制限付株式を有する A 社役員等に交付される B 社株式が譲渡制限付株式（一定期間の譲渡制限及び無償取得事由（⇒Q18、Q50、

Q51を参照)といった条件が付されている株式)に該当する場合に、そのB社株式は「承継譲渡制限付株式」となります。この場合には、その合併の日において課税関係は生じず、その役員等における給与等課税額が生ずることが確定した日)においてその役員等から役務提供を受けたものとして、B社はその役員等の役務提供に係る費用の額を同日の属する事業年度において損金の額に算入することとなります。

なお、合併及び分割型分割を含む組織再編成に際して、法人とその役員等との間のインセンティブ構造が大幅に変更されること等の理由から、その時点で特定譲渡制限付株式に関する権利関係を一旦清算(組織再編成時までの期間分の特定譲渡制限付株式について譲渡制限を解除し、将来分の特定譲渡制限付株式については無償取得する)し、必要に応じて再編後新たに再編後の法人の特定譲渡制限付株式を交付するといった実務上の工夫も考えられます(⇒「IV. 譲渡制限付株式割当契約書(例)」第4条を参照)。

※合併のほか、分割型分割についても同様とされています。

Q31「特定譲渡制限付株式」が無償取得(没収)された場合の法人税法上の税務処理はどのようなになりますか。

法人が役員等から株式を無償取得することとなった部分については、役員等から役務の提供につき給与等課税額が生じないため、法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されません(法人税法第54条第2項)。

Q32「特定譲渡制限付株式」に関する税制措置の適用関係はどのようなになりますか。

特定譲渡制限付株式に関する平成29年度税制改正の改正事項の多く(市場価格があるものに限定される、非居住者に対するものが損金算入の対象に含まれる、没収数変動するものが除外されるなどの改正)は平成29年10月1日施行とされており、法人が平成29年10月1日以後にその交付に係る決議(その決議が行われない場合には、その支給又は交付)をする特定譲渡制限付株式及びその特定譲渡制限付株式に係る承継譲渡制限付株式について改正後の法律が適用されます。

なお、事前確定届出給与として確定した数の特定譲渡制限付株式を支給することについては、平成29年4月1日施行とされており、要件を満たす特定譲渡制限付株式については10月までの間に交付決議されたものも損金算入が可能です。

③特定譲渡制限付株式の所得税法上の取扱いについて(各論)

Q33「特定譲渡制限付株式」を交付された役員等の所得税の課税関係についてはどのようなになりますか。

特定譲渡制限付株式については、譲渡制限期間中の処分が制限され、また、無償取得事由に該当した場合に没収される可能性があります。

こうした点を踏まえ、特定譲渡制限付株式に関する所得税の課税時期については、その

特定譲渡制限付株式の譲渡制限が解除された日における価額が、所得税法上の収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額とされる（※）とともに、その譲渡制限が解除された日が、その所得の収入金額の収入すべき時期とされています（所得税法施行令第84条第1項、所得税基本通達23～35共-5の4、同5の3）。また、その役員等に給与所得等として課税がされた場合には、その法人に源泉徴収義務が生ずることになります。

なお、譲渡制限付株式の交付に先だって付与される報酬債権には、課税関係は発生しません。

※法人における損金算入額とその役員等の所得税の課税対象となる額とは一致しないことが想定されます。

また、特定譲渡制限付株式等の譲渡制限が、当該特定譲渡制限付株式等を交付された者の退職に基因して解除されたと認められる場合は、退職所得になるとされています（所得税法基本通達23～35共-5の2）。

Q34「特定譲渡制限付株式」から生ずる配当金については、どのような取扱いになりますか。

特定譲渡制限付株式から生ずる配当金がある場合には、通常の株式配当金と同様に、配当があった時点で配当課税されます。

Q35「特定譲渡制限付株式」の交付後に組織再編成があった場合、所得税法上の取扱いはどのようなになりますか。

所得税法施行令第84条第1項の規定により、特定譲渡制限付株式を交付する法人に合併等の組織再編成があり、その特定譲渡制限付株式を有する役員等に対して新たに交付される株式に一定期間の譲渡制限及び無償取得事由（⇒Q18、Q19、Q20を参照）といった条件が付されている場合、新たに交付される株式について、その役員等に所得課税が生ずるのは、その譲渡制限が解除された日となります（⇒法人税法上の課税関係に関しては、Q30を参照）。

なお、Q30同様、組織再編成に際して、その時点で特定譲渡制限付株式に関する権利関係を一旦清算（組織再編成時までの期間分の特定譲渡制限付株式について譲渡制限を解除し、将来分の特定譲渡制限付株式については無償取得する）し、新会社で必要に応じて組織再編成後新たに新会社の特定譲渡制限付株式を交付するといった実務上の工夫も考えられます（⇒「IV. 譲渡制限付株式割当契約書（例）」第4条を参照）。

Q36「特定譲渡制限付株式」が無償取得（没収）された場合の所得税法上の税務処理はどのようなになりますか。

特定譲渡制限付株式等を交付した法人が特定譲渡制限付株式等を無償で取得することとなった場合には、課税されません（所得税基本通達23～35共-5の3）。

④特定譲渡制限付株式の会社法上の取扱いについて

Q37 取締役に対して「特定譲渡制限付株式」を交付する場合、会社法上の取扱いを踏まえてどのような手続きが必要となりますか。

手続きの詳細は、株式報酬を交付する場合の記載と基本的に同様になります(⇒Q8を参照)。特定譲渡制限付株式による場合については、当初に下記①から④の手続きを全て行います。

- ① 株主総会において取締役に対する報酬総額を決議
- ② 取締役会において取締役個人に対する金銭報酬債権の付与を決議
- ③ 取締役会において株式の第三者割当て（新株の発行又は自己株式の処分）を決議
- ④ 払込期日において、各取締役による上記②の金銭報酬債権の現物出資と引換えに、各取締役に株式を交付

なお、取締役について上記①の株主総会決議を得る場合には、会社法第361条第1項第1号の確定額報酬として決議を得る（確定額で報酬の上限を決定する場合もこれに含まれます。）ことが考えられます。法人税法第34条第1項第2号に規定する「届出が不要となる事前確定届出給与」に該当する給与として特定譲渡制限付株式を交付するためには、職務執行開始日（原則、定時株主総会の日）から1月を経過する日までに上記②の取締役会決議等により取締役個人別の確定額報酬又は確定した数の株式についての決議を行うことが必要となります(⇒Q49を参照)。

Q38 役員等への株式交付の方法についてはどのようなものがありますか。

新株発行のほか、自己株式の処分での交付も可能です。自社の株式をその役員等に交付する場合には、いずれの方法でも株主総会又は取締役会において募集事項を決定することが必要となりますが、公開会社においては、有利発行でない限り、取締役会の決議で募集事項を決定する事が可能です(会社法第199条～第201条)。なお、新株発行の場合には登記が必要となることに留意する必要があります。

Q39 金銭報酬債権の現物出資については、検査役の調査が必要になりますか。

会社法上、現物出資については、原則として、裁判所の選任する検査役の調査を受けることが必要となります(会社法第207条)。しかし、割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えない場合等には、検査役の調査は不要となりますので(同条第9項第1号等)、役務提供の対価としての譲渡制限付株式の交付の場合においては、通常はその交付する譲渡制限付株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えることは考えられないため、検査役の調査は不要となると考えられます。

Q40 譲渡制限の定めを付す方法についてはどのようなものがありますか。

株式に譲渡制限の定めを付す方法としては、種類株式を発行する方法（会社法第 108 条）のほか、会社とその役員等との契約による方法があります（⇒Q20 を参照）。種類株式を発行する方法においては、定款変更や種類株主総会等、種類株式についての会社法上の規律に服することになります。

Q41 株式の無償取得については、会社法上どのような扱いとなりますか。

会社法上、会社は無償で自社の株式を取得することができると規定されていますが（会社法第 155 条第 13 号、会社法施行規則第 27 条第 1 号）、無償取得の手続については特に規定されていないため、会社とその役員等との間の合意があれば、会社はその役員等から自社の株式を無償取得することができると考えられます。

なお、振替株式については、無償取得の効力発生には振替が完了している必要があります。特に契約上組織再編成等の場合において無償取得すべき期限があらかじめ定められているときには（⇒「IV. 譲渡制限付株式割当契約書（例）」第 3 条を参照）、その期限までに振替が完了するよう、事前に振替の申請手続を行っておく必要があります。

⑤特定譲渡制限付株式の会計上の取扱いについて

Q42 役員等に「特定譲渡制限付株式」を交付した場合の会計処理はどのようになりますか。

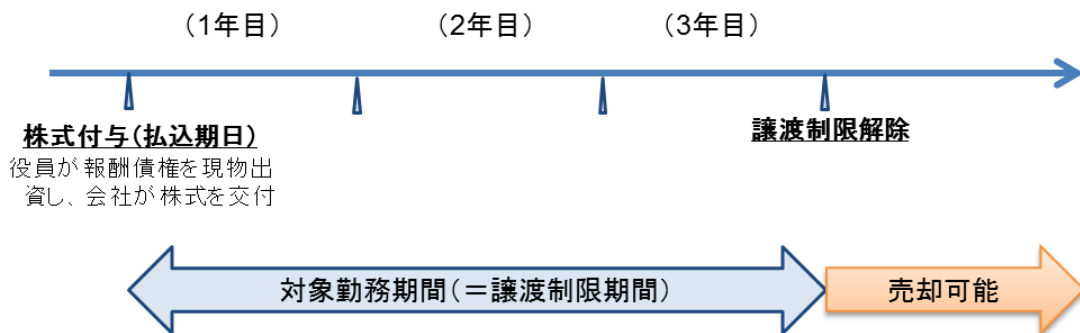
法人がその役員等に報酬債権を付与し、その役員等からのその報酬債権の現物出資と引換えにその役員等に特定譲渡制限付株式を交付した場合には、その付与した報酬債権相当額を「前払費用等の適当な科目（以下「前払費用等」といいます。）」で資産計上するとともに、現物出資された報酬債権の額を会社法等の規定に基づき「資本金（及び資本準備金）（以下「資本金等」といいます。）」として計上します（※）。

特定譲渡制限付株式の交付後は、現物出資等をされた報酬債権相当額のうちその役員等が提供する役務として当期に発生したと認められる額を、対象勤務期間（＝譲渡制限期間）を基礎とする方法等の合理的な方法により算定し、費用計上（前払費用等の取崩し）することが考えられます。なお、付与した報酬債権相当額のうち譲渡制限解除の条件未達により会社が役員等から株式を無償取得することとなった部分（役員等から役務提供を受けられなかった部分）については、その部分に相当する前払費用等を取崩し、同額を損失処理することなどが考えられます。

具体的には、以下のような会計処理が考えられます。

＜前提事項＞

- 払込金額・株式数：役員から報酬債権3,000万円の現物出資を受け、特定譲渡制限付株式300株を発行する。
- 期間：株式付与から譲渡制限解除までの期間は3年間とする。
- 譲渡制限解除の条件：譲渡制限期間中、勤務を継続すること。



＜勤務条件を達成し、3年後、全ての株式の譲渡制限が解除された場合＞（単位：万円）

時系列	会計処理例
報酬債権付与及び株式発行時(注)	前払費用等 3,000 / 資本金等 3,000
役務提供(1年目)	株式報酬費用 1,000 / 前払費用等 1,000
役務提供(2年目)	株式報酬費用 1,000 / 前払費用等 1,000
役務提供(3年目)	株式報酬費用 1,000 / 前払費用等 1,000

※特定譲渡制限付株式の付与を新株の発行ではなく自己株式の処分による場合には、自己株式の帳簿価額を減額し、自己株式の処分の対価（報酬債権相当額）と帳簿価額との差額である処分差額（「自己株式処分差益」又は「自己株式処分差損」）を、その他資本剰余金として処理します。また、その処理の結果、その他資本剰余金の残高が負の値となった場合には、会計期間末において、その他資本剰余金を零とし、その負の値をその他利益剰余金（繰越利益剰余金）から減額します。

⑥特定譲渡制限付株式のその他の論点

Q43 株式付与時における株価の参照時点はどのように処理すればよいですか。

確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式を交付する場合で、報酬債権額を確定する「報酬決定決議」（⇒Q37の②参照）と払込金額・現物出資財産の価額を決定する「第三者割当決議」（⇒Q37の③参照）の時点が異なる場合、株価の参照時点が異なることにより、「報酬決定決議」の額（事前確定届出給与として決議した報酬債権の額）と株式の交付

に際して現物出資する財産の価額が一致しなくなり、確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式に該当しなくなる可能性があります。

このため、実務上は、「報酬決定決議」と「第三者割当決議」を同一の取締役会で決議するなど、報酬債権額と払込金額・現物出資財産の価額に同一の株価を参照させることが考えられます。

なお、具体的な株価の参照方法としては、例えば取締役会決議日の前取引日の終値等の株価を参照する方法が考えられます。

これに対し、確定した数の特定譲渡制限付株式を交付する場合には、報酬決議と第三者割当決議の時点が異なっても、報酬決議時点において報酬債権額を確定する必要がなく、第三者割当決議の時点の株価を参照することで足りるため、このような問題は生じないと考えられます。

Q44 譲渡制限解除日における役員等の所得税の納税資金を確保する際、インサイダー取引規制が制約となる場合がありますが、何か方策はありますか。

特定譲渡制限付株式については、譲渡制限が解除された日において役員等に給与所得課税が生ずることになりますが、この際インサイダー取引規制により保有株式を売却できない場合も想定されます。このような場合に備えて、その役員等の所得税に係る納税資金を確保するため、いわゆる「知る前契約・計画（※）」の活用により、譲渡制限解除日に一定比率の株式を売却する旨を事前に定めておくといった実務上の工夫も考えられます。

※ 業務等に関する重要事実を知る前に締結又は決定されたその上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約又は計画（金融商品取引法第 166 条第 6 項第 12 号）。

なお、その要件の詳細については、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 59 条第 1 項第 14 号を満たすこと等が考えられます。

※※公開買付者等関係者のインサイダー取引規制（金融商品取引法第 167 条）においても同様にいわゆる「知る前契約・計画」の適用除外が設けられています（同条第 5 項第 14 号、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 63 条第 1 項第 14 号）。

Q45 「特定譲渡制限付株式」については、譲渡制限期間中に口座管理等を行う必要がありますか。

必須ではありませんが、法人とその役員等との契約により譲渡を制限する場合には、その履行を担保するため、実務上の工夫として、口座管理等の仕組みを活用することも考えられます。

⑦これまでの解説を踏まえた具体例

Q46 「特定譲渡制限付株式」の交付は、どのようなスケジュールで行えばよいですか。

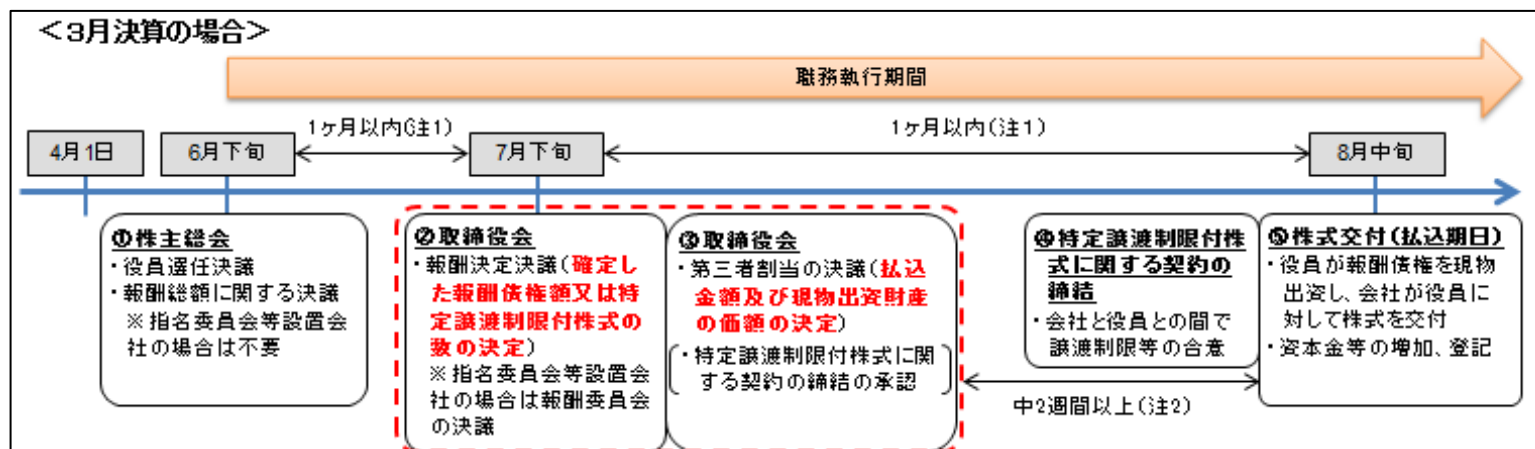
特に、会社法の手続（⇒Q37 を参照）及び法人税法上の事前確定届出給与の手続（⇒Q25、

Q26 を参照) に留意したスケジュールを設定する必要があります。

3月決算の公開会社において、自社の取締役に対して自社の普通株式を発行する場合は、例えば以下のようなスケジュールが想定されます。

(参考) 因みに、特定新株予約権の交付スケジュールについても、同様に考えることができます。

・特定譲渡制限付株式の場合



【②、③の取締役会について(確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式の場合)】

- 確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式は、②の取締役会時点で報酬債権の額が確定している必要があります。
- 第三者割当に際して現物出資する報酬債権の額は③の取締役会で決議した額となります。

「②報酬決定決議」と「③第三者割当決議」を同一の取締役会で決議するなど、報酬債権額と払込金額に同一の株価を参照させることで、「②報酬決定決議」の額(事前確定届出給与として決議された報酬債権の額)と株式の交付に際して現物出資する額が一致しなくなるといった事態を防ぐことが可能となります。

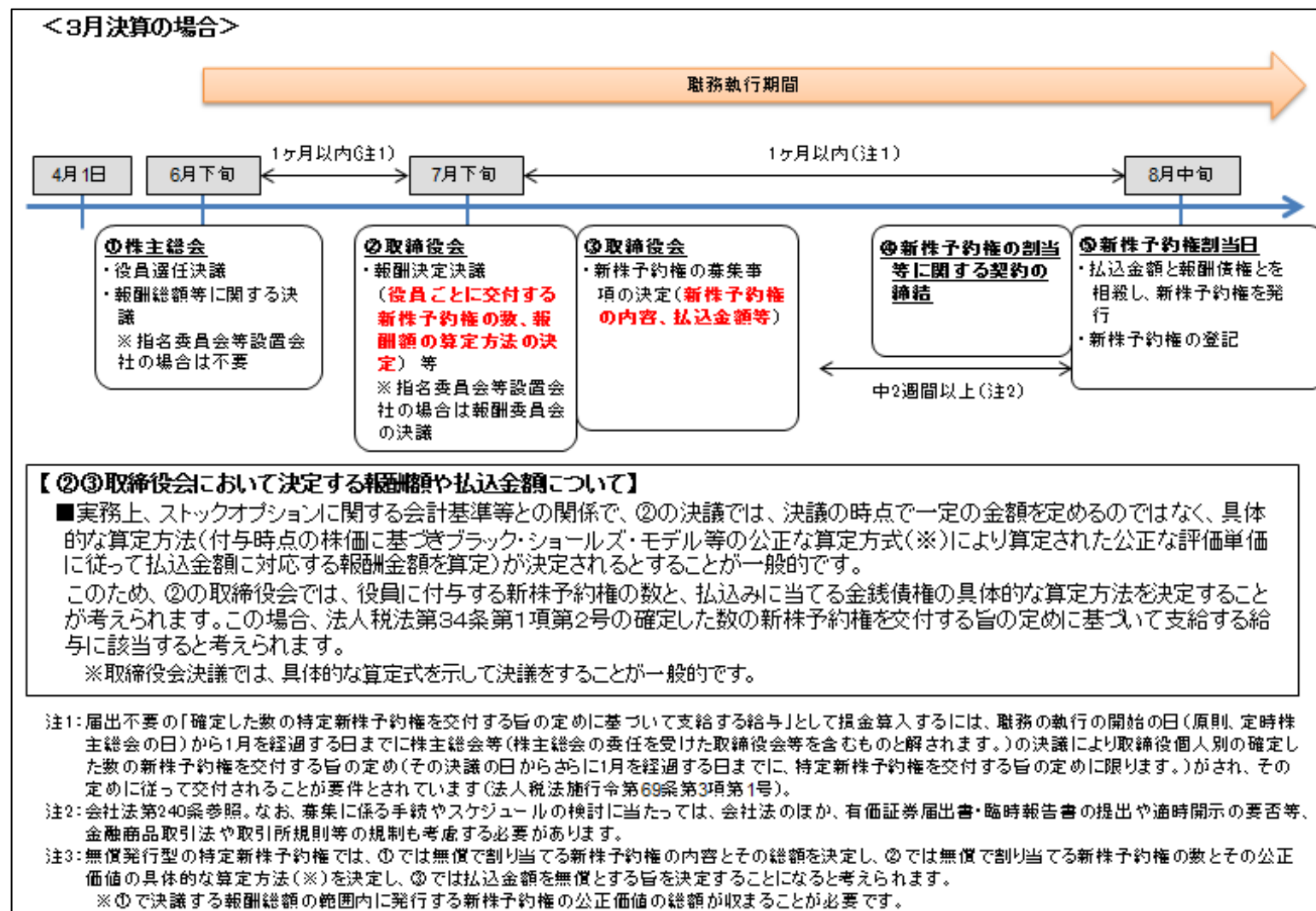
なお、株価の参照方法としては、例えば取締役会決議日の前取引日の終値等の株価を参照する方法が考えられます。

注1:届出不要の「確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式」又は「確定した数の株式(特定譲渡制限付株式)」として損金算入するためには職務の執行の開始の日(原則、定時株主総会の日)から1月を経過する日までに株主総会等(株主総会の委任を受けた取締役会を含むものと解されます。)の決議により取締役個人別の確定額報酬又は確定数の株式についての定め(その決議の日からさらに1月を経過する日までに、その職務につきその役員に生ずる債権の額に相当する特定譲渡制限付株式又は確定数の株式を交付する旨の定め)に限り、)がされ、その定めに従って交付されることが要件とされています(法人税法施行令第69条第3項第1号)。

注2:会社法第201条参照。なお、第三者割当の手続やスケジュールの検討に当たっては、会社法のほか、有価証券届出書の提出や適時開示の要否等、金融商品取引法や取引所規則等の規制も考慮する必要があります。

注3:②で確定した数の特定譲渡制限付株式の交付を定める場合でも、会社法上の報酬決定決議として、その交付において役員に付与する金銭報酬債権の額又はその算定方法もあわせて決議し、その総額は①の報酬総額の範囲内であることが必要です。なお、算定方法を決議する場合には、②と③の決議は同一日であることは必ずしも必要ではありません。

・特定新株予約権の場合



Q47「特定譲渡制限付株式」を導入した場合の会計・税務の処理はどのようなものになりますか。

会計上の費用計上の時期及び金額については、付与した報酬債権相当額のうち役員等が提供する役務として当期に発生したと認められる額を、対象勤務期間（＝譲渡制限期間）を基礎とする方法等の合理的な方法により算定し、対象勤務期間の各期に費用計上することが考えられます（⇒Q42を参照）。

法人税法上の損金算入時期及び損金算入額については、役員等に給与等課税額が生ずることが確定した日において役員等から役務提供を受けたものとして、その役務提供に係る費用の額を同日の属する事業年度の損金の額に算入することとされています（⇒Q17、Q18、Q24を参照）。

所得税法上の所得税の課税の時期及び金額については、特定譲渡制限付株式の交付を受けた日ではなく、特定譲渡制限付株式の譲渡制限が解除された日において同日における特定譲渡制限付株式の価額で役員等に給与等として課税されます（⇒Q33を参照）。

以上の扱いを、具体的なケースに当てはめると以下のとおりとなります。

【前提事項】

- 払込金額・株式数：役員から報酬債権3,000万円の現物出資を受け、特定譲渡制限付株式300株を発行する(@10万円×300株)。
- 期間：株式付与から譲渡制限解除までの期間は3年間とする。
- 譲渡制限解除の条件：譲渡制限期間中、勤務を継続すること。ただし、当該期間の途中で会社都合により退任した場合、その時点で在任期間部分に該当する株式を譲渡制限解除し、将来分については無償取得する。
- 制限解除時の時価：2年後@12万円、3年後@13万円とする。

<勤務条件を達成し、3年後、全ての株式の譲渡制限が解除された場合>

時系列	会計(費用計上)	法人税(損金算入)	所得税(課税所得)
付与時	—	—	—
1年目	1,000万円	—	—
2年目	1,000万円	—	—
3年目	1,000万円	—	—
給与等課税額が生ずることが確定した日	—	3,000万円	3,900万円

<2年後に会社都合退任し、2年分の株式の譲渡制限が解除され、残り1年分が無償取得された場合>

時系列	会計(費用計上等)	法人税(損金算入)	所得税(課税所得)
付与時	—	—	—
1年目	1,000万円	—	—
2年目	1,000万円	—	—
退任時	1,000万円(*1)	2,000万円(*2)	2,400万円(*3)

(*1) 役員等から株式を無償取得することとなった部分(役員等から役員提供を受けられなかった部分)については、損失処理することなどが考えられます。

(*2) 給与等課税額が生じない部分(1,000万円)については、損金算入されません。

(*3) 12万円×(300株×2/3)

3 事後交付型リストラクテッド・ストック

Q48 事後交付型リストラクテッド・ストックとはどのようなものですか。

株主総会による選任後に予め交付株式数を定め、中期経営計画の計画終了時や継続勤務期間など一定期間経過後にその株式を役員に交付する給与です。(⇒詳細は Q49 を参照)

なお、特定譲渡制限付株式や特定新株予約権のように事前の届出が不要とされておらず、損金算入するためには、決定後、一定期間内に届出が必要です。

Q49 事前確定届出給与として事後交付型リストラクテッド・ストックが損金に算入されるためには、どのような要件を満たす必要がありますか。

役員選任決議のあった株主総会日等の職務執行開始日から1月以内に報酬内容を決定し、所轄の税務署へ届出を行うとともに、予め決定している所定の時期に予め定めた数の株式を交付することが必要となります（法人税法第34条第1項第2号、法人税法施行令第69条第4項）。

また、対象となる株式は適格株式（市場価格のある株式（役員の所属する法人に加え関係法人の発行する株式を含む）のみが対象となります。交付する株式としてインセンティブ効果の継続等の観点から譲渡制限付株式を交付することも考えられます。この場合、法人の損金算入は給与等課税額が生ずることが確定した日まで繰り延べられ（法人税法第54条第1項）、役員に対する課税については、譲渡制限解除時に給与所得等の対象となります（所得税法施行令第84条第1項））。

なお、役員への報酬の決定方法としては、社長、専務等の役位ごとではなく、役員個人ごとに報酬の内容を定め、届出を行うことが必要となります。

この他、予め決定している所定の時期に予め定めた額の金銭を交付する旨の届出をして、その所定の時期の株価をもって交付株式数を算出して適格株式と端数の金銭を交付することも可能です（法人税法施行令第69条第8項）。この場合、交付手続を行う上で合理的な株式交付直前の時期の株価を参照して株数及び端数部分の金銭を算出し、適格株式及び金銭を交付することが認められると考えられます。

Q50 「所定の時期」はどのように定めますか。

将来の一定の日（1日ではなく実務上必要な期間とすることも可能）を定めます。複数年度に渡る場合は、インセンティブ報酬の趣旨と照らし合わせて、中期経営計画で示されている期間であるなど、役員に対するインセンティブとして合理的な期間であることが想定されます。

また、この支給時期である将来の一定の日について、例えば「〇〇年度の定時株主総会の開催日の〇〇日後」といったように、確定日に限らず客観的に定まる日とすることも考えられます。業績連動給与における指標の参照時点である「所定の日」や「所定の期間」についても同様です。

Q51 「所定の時期に・・・確定した数の株式・・・を交付する旨の定めに基づいて支給する」とありますが、何をどのように定めておく必要がありますか。

事前確定届出給与の支給が届出の通りにされたかの判定は、役員個人単位で行われるため、役員個人ごとに支給時期、確定した報酬額又は確定した交付株式数を予め定めておく必要があります。（⇒詳細はQ49を参照）

Q52 所定の時期までの間に役位の変更や退任等が生じた場合にはどうなりますか。

役位の変更等があった場合は臨時改定事由に該当するため、「事前確定届出給与に関する変更届出書」を、臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日までに、財務省令で定める事項を記載した書類を税務署に提出しなければなりません。

なお、職務執行期間中に役員が途中で退任する場合や、昇格等の職位の変更が生じる場合を想定して、その役位における在任期間に応じて交付株式数を調整する算定方法を、役員報酬規程により定めておくことが考えられます。

Q53 損金算入額はいつの時点の株価を元に算定しますか。

当初報酬内容を決議した時点の株価を元に算定します（法人税法施行令第71条の3）。

Q54 事後交付型リストラクテッド・ストックの税務の処理方法はどうなりますか。

税務においては、各事業年度において債務の確定しない費用の額は損金算入することはできません。このため、対象勤務期間に属する各事業年度において役務提供を受ける都度、その各事業年度に帰属する部分の株式を交付することが確定する場合には、その帰属する部分に相当する金額（当初報酬内容を決定した時点の株価に交付する株式数を乗じて計算した金額を対象勤務期間の各事業年度に按分した金額とすることが考えられます。）を損金算入することができますが、例えば、対象勤務期間内において退任をしたり、一定の非違行為があったりした場合に株式の全てを交付しないこととする条件等が付されている場合には、その条件等が失われるまでの間は債務が確定しているとはいえないため損金算入することはできない点に注意が必要です。確定額の金銭を支給する場合も同様です。

Q55 事後交付型リストラクテッド・ストックは、会社法上の取扱いを踏まえてどのような手続きが必要となりますか。

手続きの詳細は、株式報酬を交付する場合の記載と基本的に同様になりますが、個別の事後交付型リストラクテッド・ストックの設定当初時点において、報酬に関する株主総会決議等（各取締役が付与する株式数を決定する取締役会の決議等を含む）を行うこととなります（⇒Q8を参照）。

第4 業績連動給与に関する Q&A

1 業績連動給与全体

Q56 業績連動給与における交付対象の財産はどのようなになっていますか。

業績連動給与において交付対象の財産として、金銭に加え、適格株式、適格新株予約権が対象となっています。

Q57 業績連動給与の算定指標の範囲はどのようになっていますか。

「利益の状況を示す指標」に加え、「株式の市場価格の状況を示す指標」、「売上高の状況を示す指標」が新たに指標として追加されました。なお、売上高の状況を示す指標については他の指標と同時に用いる場合のみ利用が可能です。

上場会社の完全子会社がその役員に業績連動給与を交付する場合には、上場会社の株式の市場価格の状況を示す指標や、上場会社の提出する有価証券報告書に記載される利益や売上高の状況を示す指標を用います（法人税法施行規則第 22 条の 3 第 4 項）。

また、一事業年度における指標の数値ではなく、複数事業年度における指標の数値を用いることができるようになりました。例えば、職務執行期間における将来のある時点の指標数値や、職務執行期間における一定期間の利益の平均額などが指標として認められます。

Q58 「利益の状況を示す指標」とはどのようなものですか。

「利益の状況を示す指標」（法人税法第 34 条第 1 項第 3 号）については、その範囲が次のとおりとされました（法人税法施行令第 69 条第 10 項）。

「利益の状況を示す指標」の範囲

次の（1）から（5）までの指標とされています。

なお、次の（1）の利益の額、次の（2）の支払利息等の費用の額及び受取利息等の収益の額並びに次の（3）①から③までの数又は金額については、有価証券報告書に記載されるべき事項とされています。

※（2）から（5）は、利益に関する指標に限ります。

（1） 利益の額（法人税法施行令第 69 条第 10 項第 1 号）

（具体例）

⇒営業利益、経常利益、税引前当期純利益、当期純利益、複数事業年度の累積利益 等

（2） 上記（1）の利益の額に、支払利息等の費用の額を加算し、又は受取利息等の収益の額を減算して得た額（同項第 2 号）

（具体例）

⇒EBITDA 等

（3） 上記（1）又は（2）の指標を次の①の数で除して得た額又は同指標の次の②から⑤までの金額のうちに占める割合（同項第 3 号）

①発行済株式の総数

※ 発行済株式からは、自己が有する自己の株式を除くこととされています。

- ②売上高等の収益の額
- ③支払利息等の費用の額
- ④総資産の帳簿価額
- ⑤自己資本の帳簿価額

(具体例)

⇒EPS、売上高営業利益率、ROA、ROE 等

- (4) 確定値に対する増加額又は比率 (同項第 4 号)

自社又は他社の前期、過去 3 期平均等、既に数値として確定した目標値との差分や比率などが対象となります。

(具体例)

⇒当期利益 (前期比)、当期利益率 (計画比)、営業利益率 (前期他社比)、営業利益率 (当期他社比) 等

- (5) 上記 (1) から (4) までの指標に準ずる指標 (同項第 5 号)

上記 (1) から (4) までの指標を組み合わせて得た指標等が対象となります。

(具体例)

⇒EBIT、ROCE、ROIC、部門別営業利益、従業員一人当たり営業利益 等

なお、上記 (1) から (5) までの指標が自社の有価証券報告書に記載されるものに限ること (同族会社にあつては完全支配関係のある会社の有価証券報告書に記載されるものに限る)、その支給額の算定方法が、上記 (1) から (5) までの指標を基礎とした客観的なものであり、その内容が有価証券報告書への記載等により開示されていること等の要件については、従来どおりとなっています。

(参考) 一般的に用いられる利益指標の例

前頁の区分	指標の例	算定方法の例
(1)	営業利益、経常利益、税引前当期純利益、当期純利益	-
(2)	EBITDA (利払・税引・減価償却前当期利益)	税引前当期純利益 + 減価償却費 + 支払利息
(3)	EPS (一株当たり当期純利益)	普通株式に係る当期純利益 / 普通株式の期中平均株式数
	売上高営業利益率	営業利益 / 売上高
	ROA (総資産利益率)	当期純利益 / (期首総資産 + 期末総資産) ÷ 2
	ROE (自己資本利益率)	当期純利益 / (期首自己資本 + 期末自己資本) ÷ 2
(4)	当期純利益 (前期比)	当期純利益 - 前期当期純利益
	当期利益率 (計画比)	(当期純利益 ÷ 売上高) / (計画当期純利益 ÷ 計画売上高)
	営業利益率 (前期他社比)	(営業利益 ÷ 売上高) / (前期他社営業利益 ÷ 前期他社売上高)
	営業利益率 (当期他社比)	(営業利益 ÷ 売上高) / (当期他社営業利益 ÷ 当期他社売上高)
(5)	EBIT (利払・税引前当期利益)	税引前当期純利益 + 支払利息 - 受取利息
	ROCE (使用資本利益率)	税引前当期純利益 / (総資産 - 短期負債)
	ROIC (投下資本利益率)	(営業利益 × (1 - 実効税率)) / ((期首株主資本 + 期首有利子負債) + (期末株主資本 + 期末有利子負債)) ÷ 2
	部門別営業利益	営業部門の営業利益

注：その他、利益に一定の調整を加えた「修正 ROE」、「平準化 EBITDA」や「潜在株式調整後 EPS」なども対象に含まれます。

Q59 「株式の市場価格の状況を示す指標」とはどのようなものですか。

業績連動給与の支給額の算定方法に関する要件におけるその算定の基礎となる指標の一つである「株式の市場価格の状況を示す指標」（法人税法第 34 条第 1 項第 3 号）については、次の通りとされました（法人税法施行令第 69 条第 11 項）。

- (1) 所定の期間又は所定の日における株式の市場価格又はその平均値（法人税法施行令第 69 条第 11 項第 1 号）

※内国法人又は当該内国法人との間に完全支配関係のある法人の株式に限る。

- (2) 株式の市場価格を所定の時期の確定値又は所定の期間の確定した平均値と対比した数値又は比率（同項第 2 号及び第 5 号）

(イ) 株価増減額や騰落率（過年度比、計画比、他社比など）

(ロ) 株価インデックスとの対比した騰落率

※比較対象として参照した他社企業の株価や株価インデックスがある場合には、算定方法から報酬額を計算できるよう、例えば、企業名や株価インデックスの名称などを開示する必要があります。

(具体例)

⇒TOPIX、日経平均株価、JPX 日経インデックス 400 等との対比

- (3) 株式の市場価格に発行済み株式総数を乗じた額（いわゆる時価総額）又はその増減率等（同項第 3 号及び第 5 号）

※内国法人又は当該内国法人との間に完全支配関係のある法人の株式に限る。

- (4) 株式の市場価格の増加額に支払配当額を加えた額のその市場価格に対する増加率等（同項第 4 号及び第 5 号）

※内国法人又は当該内国法人との間に完全支配関係のある法人の株式に限る。

(具体例)

⇒TSR (Total Shareholders Return、株主総利回り)、相対 TSR (同業他社と比較した TSR。例えば、具体的に比較する会社名を明示することが必要。) 等

- (5) 上記 (1) から (4) までを組み合わせ得た指標等

なお、その支給額の算定方法が、上記 (1) から (5) までの指標を基礎とした客観的なものであり、その内容が有価証券報告書への記載等により開示されていること等の要件については、従来の利益の状況を示す指標と同様となっています。

Q60 「売上高の状況を示す指標」とはどのようなものですか。また、同時に用いるとはどのようなことですか。

業績連動給与の支給額の算定方法に関する要件におけるその算定の基礎となる指標の一つである「売上高の状況を示す指標」（法人税法第34条第1項第3号）については、次の通りとされました（法人税法施行令第69条第12項）。

(1) 売上高

(具体例)

⇒セグメント（事業・地域など）売上高、商品売上高 等

(2) 売上高から費用の額を減算して得た額

(具体例)

⇒酒税抜売上高（売上高－租税公課） 等

(3) 売上高の確定額に対する増加額又は比率

(具体例)

⇒増減額、騰落率、計画比、他社比 等

(4) 上記(1)～(3)に準ずる指標

なお、上記(1)～(4)の指標が自社の有価証券報告書に記載されるものに限ること（同族会社にあつては完全支配関係のある会社の有価証券報告書に記載されるものに限る）、その支給額の算定方法が、上記(1)～(4)の指標を基礎とした客観的なものであり、その内容が有価証券報告書への記載等により開示されていること等の要件については、従来の利益の状況を示す指標と同様となっています。

売上高の状況を示す指標は、利益や株価の状況を示す指標と同時に用いる場合に限られています。この「同時に用いる」とは、利益や株価の状況を示す指標と組み合わせて算定される場合（いわゆるかけ算の場合）や、売上高の状況を示す指標により算定される報酬と利益又は株価の状況を示す指標により算定される報酬が両方用いられる場合（いわゆる足し算の場合）と考えられます。

Q61 業績連動給与として損金に算入したい場合、どのような要件を満たす必要がありますか。

内国法人（同族会社の場合、非同族法人による完全支配関係があるもの）がその役員に上場株式等を交付する場合で、有価証券報告書に記載された利益、株価、売上高の指標を

基礎として客観的に算定される給与であることとされています（⇒Q56、Q57、Q58、Q59を参照）。また、職務執行期間開始日の属する事業年度開始から3月を経過する日までに、報酬諮問委員会の諮問等で、その算定方法に関する決定手続を経ることとされ、その算定方法の内容を有価証券報告書で開示することとされています（法人税法第34条第1項第3号イ（2）（3）、法人税法施行令第69条第13項～第16項）（⇒Q62、Q63を参照）。

なお、「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）」（⇒本文P15、P16、P17を参照）では、指名委員会等設置会社以外の会社についても、任意の指名委員会・報酬委員会の利用を検討すべきとの指針を示しています。社長・CEOの指名の局面のみに委員会を利用するのではなく、報酬水準が適正であるかを検討するためにも活用すべきという主旨です。また、中長期的な企業価値向上に向けた報酬体系についての株主等の理解を促すため、企業に業績連動報酬や自社株報酬の導入状況やその内容について、積極的な情報発信としての開示を行うよう指針を示しています。

【業績連動給与の損金算入要件の概要】

①	算定方法が指標に基づく客観的なものであること
②	金銭の場合は確定額、株式又は新株予約権の場合は確定数を限度とすること
③	他の業務執行役員と同様の算定方法を用いること
④	算定方法を有価証券報告書等で開示していること
⑤	算定方法を適切な方法で決定していること
	⇒指名委員会等設置会社の場合 ・法定の報酬委員会（業務執行役員等が委員であるものを除く）による決定
	⇒監査等委員会設置会社の場合（下記いずれかの方法） ・株主総会の決議による決定 ・任意の報酬委員会（3人以上の外部委員から構成されており、業務執行役員等が委員であるものを除く）への諮問を経た上での取締役会の決議による決定 ・取締役会の決議による決定（監査等委員である取締役の過半数の賛成が必要、業務執行役員等が監査等委員である会社を除く）
	⇒監査役会設置会社の場合（下記いずれかの方法） ・株主総会の決議による決定 ・任意の報酬委員会（3人以上の外部委員から構成されており、業務執行役員等が委員であるものを除く）への諮問を経た上での取締役会の決議による決定 ・取締役会の決議による決定（監査役の過半数の適正書面の提出が必要、監査役に業務執行役員等が含まれる場合を除く）

⑥ 一定期間までに交付又は交付される見込があること	⇒金銭による給与の場合 ・業績連動指標の数値が確定した日の翌日から一月を経過する日
	⇒株式又は新株予約権による給与の場合 ・業績連動指標の数値が確定した日の翌日から二月を経過する日
	⇒金銭と株式又は新株予約権を合わせた給与の場合 ・いずれか遅い日
	⇒特定新株予約権又は承継新株予約権による給与で、無償取得され又は消滅する新株予約権の数が役務の提供期間以外の事由により変動するもの場合 ・適正な手続の終了日の翌日から一月を経過する日
⑦ 損金経理をしていること(損金経理により引当金勘定に繰り入れた金額を取り崩す方法により経理していることを含む)	

※非同族会社の完全子法人の上記⑤の決定は、その非同族会社の報酬委員会等における決定等の手続を経たその完全子法人の株主総会又は取締役会の決議による決定とされています。

※※交付時期について、複数年度の途中で退任した場合も、複数年度終了まで交付しないとすることも考えられます。また、途中退任後速やかに交付するとした場合には、退任の直前の事業年度の数値等により退任時に指標が確定することを予め定め、その退任による指標確定日から一定期間内に交付することになります。

Q62 複数年にわたる業績連動給与の場合、算定方法を毎年開示する必要がありますか。また、役員交代や追加があった場合にはどうですか。

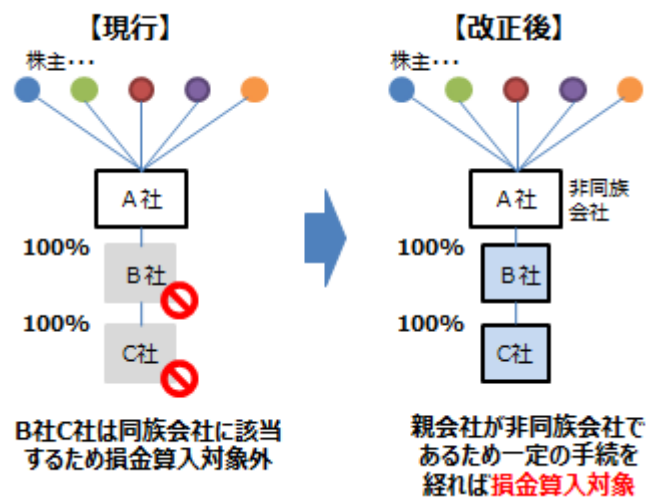
損金算入の要件とされている有価証券報告書等における開示について、報酬期間が複数年にわたる場合、損金算入の要件を満たすためには開示は当初にしなければなりません。報酬期間の途中で役員退任・子会社への異動や役位の変更等が生じた場合に報酬額が変更される場合にも、その算定方法を予め定めておけば当初の開示のみで構いません。報酬期間の途中で新任の役員が就任する場合は追加の開示が必要ですが、当初の開示における算定方法が新任の役員にも適用されることとされている場合には、追加の開示は不要と考えられます。

Q63 役員個人別の開示を行う必要がありますか。

役位などの属性ごとに報酬内容が具体的に決定されるような指標及び算定方法について開示されることにより、個々の役員に支給する算定方法の内容が結果的に明らかになるのであれば、役員個人別の開示は不要です。(法人税法基本通達 9-2-19)。

Q64 同族会社の場合、業績連動給与として損金算入をすることはできますか。

これまでは非同族法人のみにしか認められていませんでしたが、今後は非同族法人による完全支配関係がある場合に限り、同族会社が支給する役員給与にも損金算入が認められるようになります。例えば、同族会社でない上場ホールディングス会社の100%子会社・孫会社が支給する役員給与などが新たに対象となります。この場合も、法人税法第34条第1項第3号の要件を満たす必要があります。なお、有価証券報告書における開示についてはその完全親会社において提出している有価証券報告書等において開示することが必要です。



Q65 業績連動給与として株式と金銭を組み合わせることが出来ますか。

株式交付分と金銭交付分を区分して算定方法等を定めることで可能です。なお、株式を交付する業績連動給与において計算上交付する株式に端数が生じて金銭を交付する場合には株式交付分のみの算定方法等を定めることで足りると考えられます。

Q66 役員間で異なる指標を採用することは出来ますか。

業績連動給与の支給額の算定方法に関する要件の1つとして、「他の業務執行役員に対して支給する業績連動給与に係る算定方法と同様のものであること」がありますが、この要件については、例えば、営業部門担当役員については営業利益率を指標とし、財務部門担当役員についてはROEを指標とする等、役員の職務の内容等に応じて有価証券報告書に記載されている指標を用いて合理的に定められている場合には、役員ごとに指標が異なることを妨げるものではないと解されています。

なお、居住者役員については株式、非居住者役員については同種の役員の株数に相当する金銭を交付することや、死亡による退任時については金銭により交付することを算定式

に予め定めれば可能と考えられます。

Q67 支給額の算定方法に業績連動給与としての要件を満たす部分と満たさない部分とが混在する場合には、どのように取り扱われますか。

業績連動給与としての要件を満たす部分を明示的に切り分けられる場合には、業績連動給与としての要件を満たす部分については、業績連動給与に該当し、原則として損金算入ができることと解されます。

Q68 業績連動給与において、代表取締役等の裁量により報酬額が変わるものは、損金算入の対象になりますか。

従来認められていた金銭による利益連動給与における取扱いと同様に、客観的な算定方法によらず、社長や役員等の裁量により報酬額を確定するような報酬については、恣意性が働く可能性を排除できないことから、業績連動給与として損金算入することはできません。

Q69 連結財務諸表を提出している持株会社において、その連結財務諸表の指標を利益の状況を示す指標として用いることはできますか。

金融商品取引法等に基づいて連結財務諸表を提出している持株会社が、利益の状況を示す指標としてその連結財務諸表の指標を用いることは、連結ベースでの利益の状況に基づき株主等から評価がなされていることなどから、一定の合理性があると考えられます。

2 パフォーマンス・シェア

Q70 パフォーマンス・シェアとはどのようなものですか。

中長期の業績目標の達成度合いに応じて、中期経営計画終了時等の将来の一定時期に株式を交付するものです。

Q71 業績連動給与としてパフォーマンス・シェアではどのような要件を満たす必要がありますか。

用いることができる指標や開示等の手続については金銭を交付する場合と同様です。

また、パフォーマンス・シェア（株式）の交付時期については、業績連動指標の数値確定から2月を経過する日までに支給されること又はその見込みがあることとされています。なお、金銭による給与は、業績連動指標の数値確定から1月を経過する日までに支給されることとされていますが、金銭と株式を合わせて支給する場合で職務執行期間が同じものについては、いずれか遅い期限が交付期限とされています。

また、株式を交付する場合において会社法上、株主総会決議において、報酬総額の上限を確定額で定めている場合には、株価上昇等によりその総額を超過しないように予め算定方法において報酬総額の上限額に基づく付与株式数の上限数を設ける必要があります。

この他、株式報酬の納税資金確保のために金銭を一定割合交付しようとするときには、例えば、その予め定めた割合に応じて株式部分、金銭部分それぞれ算定方法を定めることも考えられます。また、株式を交付した後に役員がその一部を売却することは損金算入との要件との関係では問題ありません。

※交付する株式数の算定方法として、利益の状況を示す指標により金銭額をまず算出した上で、一定時点の株価で除して交付する株式数を算出することも想定されます。この場合、一定時点の株価として、例えば、定時株主総会開催後 1 月以内の新株発行又は自己株式処分に関する決議の日の前日の株価を用いることもできると考えられます。

Q72 パフォーマンス・シェアを導入する際や交付する際、会社法の手続はどうなりますか。

手続の詳細は、株式報酬を交付する場合の記載と基本的に同様になりますが、個別のパフォーマンス・シェアの設定当初時点において、そのパフォーマンス・シェアに関する株主総会決議等（取締役が付与する株式数の具体的な算定方法を決定する取締役会の決議等を含む）を行うこととなります（⇒Q8 を参照）。また、その時点において、取締役会にて役員報酬規程を制定することや、会社と取締役との間で個別に契約を締結することなどが考えられます。

交付時においては、予め定められた算定方法により、個別の役員に対する交付株式数を元に金銭報酬債権の金額を算出し、その金銭報酬債権を現物出資する新株発行又は自己株式処分によって各役員への交付を行うこととなります。

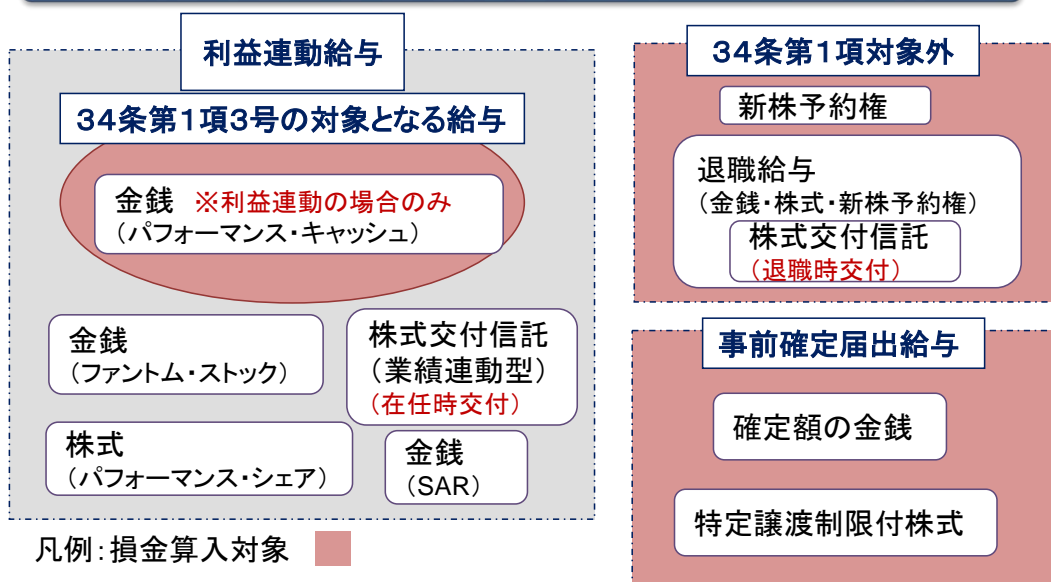
なお、新株発行又は自己株式処分の決議をした時点で、発行価額の総額が 1 億円未満の場合を除き、有価証券届出書を提出し、取引所の適時開示を行うこととなります。（⇒Q9 を参照）

以上

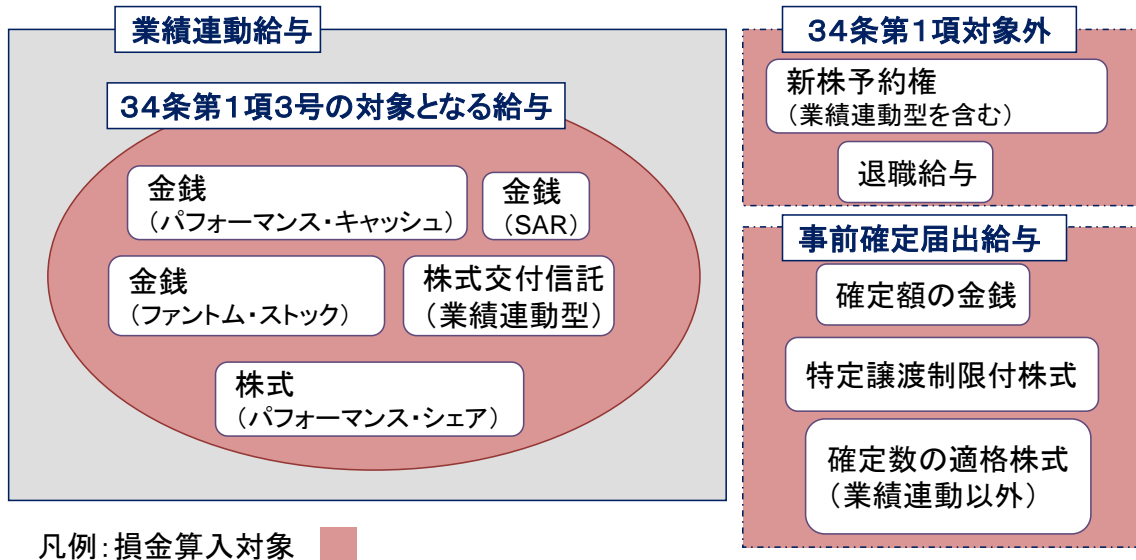
(参考) 業績連動給与の定義と報酬類型ごとの損金算入の範囲

- 平成29年度税制改正において、法人税法第34条第5項に業績連動給与の定義が新設された。
- 法人税法第34条第5項にある報酬がすべて業績連動給与として損金算入できるということではなく、法人税法第34条第1項3号の要件を満たすものだけが損金算入の対象。
- 主な報酬類型ごとの損金算入の可否を、経過措置の適用も含め、適用関係を概括する。

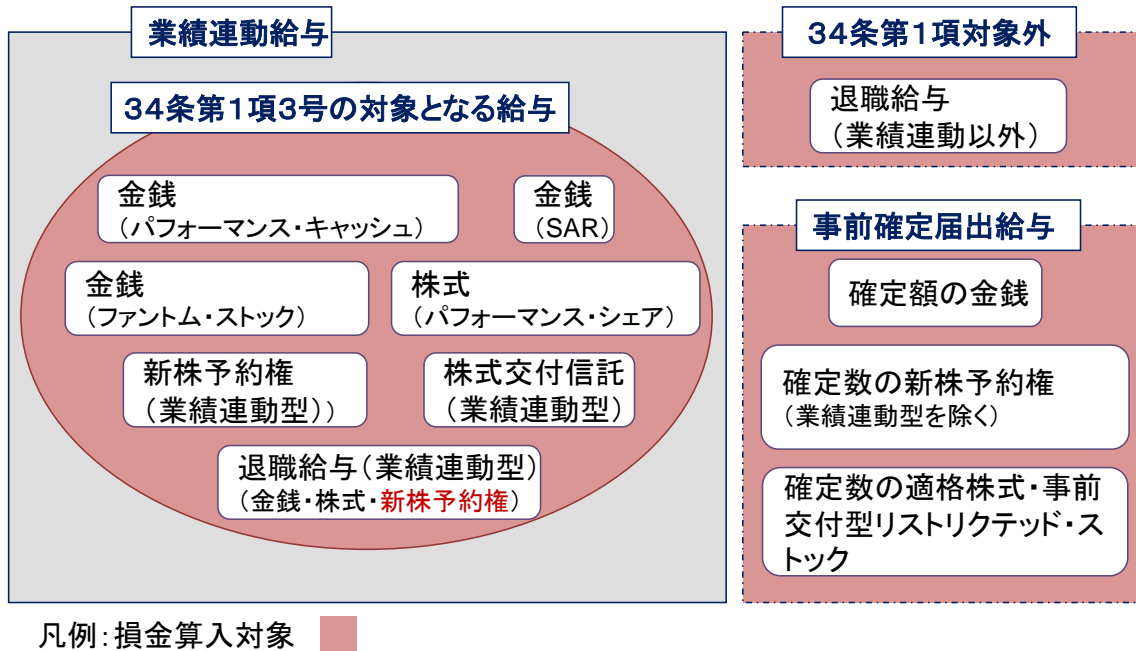
(①2016年4月～2017年3月)報酬類型ごとの損金算入の可否



②2017年4月～9月)報酬類型ごとの損金算入の可否



③2017年10月～)報酬類型ごとの損金算入の可否



Ⅲ. 株主総会報酬議案（例 1） - 1. 事前交付・在籍条件型 -

【例：一定の範囲内で、在籍条件型の譲渡制限付株式の付与のために繰り返し用いることのできる報酬枠を設定する場合】

第●号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成●年●月●日開催の第●回定時株主総会において、年額●万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額●万円以内（うち社外取締役●万円以内）²といたします。また、各取締役への具体的な配分については、[指名報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して] 取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は●名（うち社外取締役●名）ですが、第●号議案³が原案どおり承認可決されますと、取締役は●名（うち社外取締役●名）となります。

また、取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年●株以内とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）⁴とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます

¹ 以下に示す報酬議案の記載例はあくまで一例にすぎず、役員報酬に関する株主への情報提供の重要性等も踏まえ、各社の状況に即した適切な記載内容が検討されるべきである。また、本議案の記載例は、個別の事案における適法性を保証するものではなく、本記載例を参照される場合であっても、最終的には各社が自らの責任で記載内容を（必要に応じて専門家等と相談の上で）検討する必要がある点に留意されたい。

² 金額の上限を確定額で画して確定額報酬（会社法第 361 条第 1 項第 1 号）として設計する例である。

³ 取締役選任議案

⁴ 本議案においては、引受人に特に有利な金額（会社法第 199 条第 3 項参照）とならない払込金額の一例として取締役会決議の前営業日の終値を基準とする規定を置いているが、この他にも引受人に特に有利な金額とならない払込金額の規定の方法はあるものと考えられる。

す。) ⁵を締結するものとします。

- (1) 当該取締役は、●年間から●年間までの間で当社の取締役会が定める期間 ⁶ (以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式 (以下「本割当株式」という。) について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない (以下「譲渡制限」という。)。[ただし、譲渡制限期間については、当社の取締役会が、指名報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して決定するものとする。]
- (2) 当該取締役が、●年間から●年間までの間で当社の取締役会が定める役務提供予定期間 ⁷ (以下「役務提供予定期間」という。) が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、当該取締役が、役務提供予定期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会 (ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会) で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⁵ 「Ⅲ. 譲渡制限付株式割当契約書 (例)」の規定を念頭に置いたものである。

⁶ 譲渡制限期間を取締役に委任する記載例としているが、株主に対して譲渡制限期間の目安を示すことが望ましいと考えられるため、期間の上限・下限を設定する例としている。このほか、本議案において、例えば3年間など譲渡制限期間を具体的に決定することも考えられる。

⁷ 本割当株式の付与の前提として予定されている付与対象者の役務提供期間。なお、役務提供予定期間と譲渡制限期間を一致させる必要はないため、役務提供予定期間よりも譲渡制限期間の方が長い場合も想定される。例えば、1年間の役務提供予定期間の報酬に相当する分のRSを発行し、その譲渡制限期間を3年間と設定することが考えられます。

Ⅲ. 株主総会報酬議案（例¹） — 2. 事後交付・現物出資型 —

【例：特定の期間を対象とする事後交付型株式報酬を設定する場合】

第●号議案 取締役に対する事後交付による株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成●年●月●日開催の第●回定時株主総会において、年額●万円以内（うち、社外取締役●万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することなどにより取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に對し、新たに事後交付による株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつきご承認をお願いいたします。

本制度には、次の2つのタイプの株式報酬制度が含まれています。

- (i) 当社の第●期中期経営計画の期間である平成●年度から平成●年度までの●事業年度の期間（以下「業績評価期間」といいます。）の業績目標達成度や、本株主総会から業績評価期間終了後の最初の定時株主総会までの期間（以下「対象期間」といいます。）の勤務期間に応じて算定される数の当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）を、対象期間終了後に交付するタイプの株式報酬（いわゆるパフォーマンス・シェア）
- (ii) 対象期間の勤務期間に応じて、事前に定める数の当社株式を、対象期間終了後に交付するタイプの株式報酬（いわゆる事後交付型リストラクテッド・ストック）

具体的には、下記にて定める算定方法により、上記(i)のいわゆるパフォーマンス・シェア相当分と、上記(ii)のいわゆる事後交付型リストラクテッド・ストック相当分の当社株式を交付するため、対象期間終了後に、当社の取締役に對して金銭報酬を支給することとし、当社による株式の発行又は自己株式の処分に際して、その金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社株式を交付することになります（注1）（注2）。

なお、当社が本制度に基づき当社の取締役に交付する株式数は、取締役1名当たり●株（ただし、社外取締役については1名当たり●株）以内、取締役全員で合計●株（うち、社外取締役全員で合計●株）以内とします（注3）。

（注1）ただし、対象期間中に取締役が死亡により退任した場合、報酬の交付時期は当該退任した日より●か月以内²とし、金銭報酬債権について現物出資させることなく、当該取締役の承継者となる相続人に対して金銭を交付します。
また、対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画、当社が分割会社となる新設分割計画若しくは吸収分割契約（分割型分割に限る）、当社が特定の株主に支配

¹ 以下に示す報酬議案の記載例は、会社法第361条第1項第2号に基づき、予め特定された期間を対象として事後交付型株式報酬について決議をする場合のあくまで一例にすぎず、役員報酬に関する株主への情報提供の重要性等も踏まえ、各社の状況に即した適切な記載内容が検討されるべきである。また、本議案の記載例は、個別の事案における適法性を保証するものではなく、本記載例を参照される場合であっても、最終的には各社が自らの責任で記載内容を（必要に応じて専門家等と相談の上で）検討する必要がある点に留意されたい。

² 法人税法上の損金算入要件では金銭のみを対価として交付する場合、指標確定から1か月以内に交付することとされている。

されることとなる株式の併合、全部取得条項付種類株式の取得、株式売渡請求（以下「組織再編等」といいます。）に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限る。）、報酬の交付時期は当該承認の日より●日以内とし、金銭報酬債権について現物出資させることなく、取締役に対して金銭を交付します³。

（注2）社外取締役（当社の業務執行取締役以外の取締役はすべて社外取締役に該当します。）には事後交付型リストラクテッド・ストックのみを交付します⁴。

（注3）ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含みます。以下、株式の分割の記載につき同じ。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて合理的に調整されます。

本議案は、報酬等のうち額が確定していないものについてその具体的な算定方法を決議する議案として付議するものであり、本議案において不確定額の報酬のうち最も高額となる計算式を決議し、その枠内での運用を取締役に委任することになります。各取締役への具体的な支給時期及び内容については、本株主総会決議により委任を受けた取締役会において決定することといたします。[なお、取締役会が委任された事項について決定するに当たり、報酬諮問委員会の審議を経ることといたします。]なお、現在の取締役は●名（うち社外取締役●名）ですが、第●号議案⁵が原案どおり承認可決されますと、取締役は●名（うち社外取締役●名）となります。

【本制度における金銭報酬の額の算定方法等】

（1）金銭報酬の額の算定方法^{6 7}

各取締役に対して付与されることとなる金銭（金銭報酬債権）の額については、本制度により取締役に対して最終的に交付する株式数（以下「最終交付株式数」といいます。）に、対象期間終了後2か月以内⁸に開催される当該交付のための株式の発行又は自己株式の処分を決定する取締役会の決議（以下「交付取締役会決議」といいます。）の日の前営業日における●証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値を指します。以下「当社株式終値」といいます。）を乗じることにより算定されます（注4）。

（注4）ただし、対象期間中に取締役が死亡により退任した場合、当社株式終値ではなく、当該取締役の退任日の当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じること

³（ii）の事後交付型リストラクテッド・ストックについては、（注1）であげる臨時改定事由が生じたことにより事前に所轄税務署長に届け出た内容に変更が生じた場合には、変更の届出を要するとされている。

⁴ 取締役以外に法人税法第34条第1項第3号に定める業務執行役員がいることが想定される場合には、それらの者を本議案に任意に含めて決議することが考えられる。

⁵ 取締役選任議案

⁶ 会社法第361条第1項第1号に基づく決議の場合、報酬の算定方法を定めるのではなく、「当社が本制度に基づき取締役に交付する金銭報酬債権の金額は、各対象期間につき●百万円を上限とします。」等と定めることが考えられる。その場合、株価上昇等により、最終交付株式数の当社普通株式の交付を行うことにより、当該報酬額の上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲で、各取締役に対して交付する株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させることが考えられる。

⁷ 算定方法は、業績評価指標を含め、あくまで一例である。実際には多様な決定方法が考えられ、各社の個別事情に応じた業績評価指標や算定方法を用いることが望ましい。

⁸ パフォーマンス・シェア相当分については、法人税法第34条第1項第3号の要件を満たす上で、業績連動指標の数値が確定した日の翌日から二月を経過する日までに当社株式が取締役に交付される必要があることを踏まえ、本議案例においては業績評価期間終了後の最初の株主総会の日から2か月以内に取り締役会を開催することとしている。

なります。また、対象期間中に、組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社株式終値ではなく、当該承認の日の当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じることになります。また、いずれの場合も、計算の結果として算出される金銭の額が上限である●円（社外取締役については●円）を超えるときは、交付する金銭の額は●円（社外取締役については●円）とします。

取締役に付与する金銭報酬（債権）の額＝
最終交付株式数×当社株式終値

業務を執行する取締役（以下「業務執行取締役」といいます。）の最終交付株式数は、(i)取締役の役位毎に定められる株式報酬基準額（以下「役位別株式報酬基準額」といいます。）を対象期間開始当初の取締役会の決議（以下「当初取締役会決議」といいます。）の日の前営業日における●証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値を指します。以下「基準株価」といいます。）で除して算出される基準交付株式数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。以下「基準交付株式数」といいます。）の●%相当分に、業績目標達成度、在任期間比率（注5）と役位調整比率（注6）を乗じた株式数（いわゆるパフォーマンス・シェア相当分）と、(ii) 基準交付株式数の●%相当分に在任期間比率と役位調整比率を乗じた株式数（いわゆる事後交付型リストラクテッド・ストック相当分）を合計した株式数とします（注7）（注8）。また、社外取締役の最終交付株式数は、基準交付株式数に在任期間比率と役位調整比率を乗じた株式数（いわゆる事後交付型リストラクテッド・ストック相当分のみ）とします。（注7）（注8）

（注5）対象期間中に新たに就任した取締役や、対象期間の途中で正当な事由により退任した取締役が存在する場合には、当該取締役に付与される金銭報酬（債権）の額は、それぞれ在任月数に応じて按分されることとなります（具体的な調整方法は下記③参照）。

（注6）対象期間内に役位変更した場合、対象期間内の役位に対応した株式を付与するように付与株式数を調整します（具体的な調整方法は下記④参照）。

（注7）いずれの最終交付株式数の計算においても、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。⁹

（注8）ただし、計算の結果として算出される株式数が上限である●株（社外取締役については●株）を超える場合には、最終交付株式数は●株（社外取締役については●株）とします（上記（注4）に基づき金銭により交付する場合を除きます）。また、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含みます。以下、株式の分割の記載につき同じ。）によって増減した場合は、各取締役の最終交付株式数は、その比率に応じて合理的に調整されます。具体的には、株式の併合または株式の分割の場合、調整前の最終交付株式数に、併合・分割の比率を乗じること、調整後の最終交付株式数を算出します。

（参考：本議案により付与される株式報酬の類型別割合）

	(i) パフォーマンス・シェア	(ii) 事後交付型リストラクテッド・ストック
業務執行取締役	●%	●%
社外取締役	0%	100%

⁹ 単元未満株式や株式の端数が生じた場合には、それらに相当する金銭を交付するとも考えられる。

(最終交付株式数の算定式)

最終交付株式数＝

(i) 基準交付株式数 (①) × ●% × 業績目標達成度 (②) × 在任期間比率 (③) × 役位調整比率 (④)

＋ (ii) 基準交付株式数 (①) × ●% × 在任期間比率 (③) × 役位調整比率 (④)

①基準交付株式数

基準交付株式数は以下の式により算出されます。

$$\text{基準交付株式数} = \frac{\text{取締役の役位別株式報酬基準額 (ア)}}{\text{基準株価 (イ)}}$$

(ア) 取締役の役位別株式報酬基準額

各取締役に交付する最終交付株式数の算定方法のうち、役位別株式報酬基準額は、最も高額となる役位の取締役に於いて1名当たり金●円を上限とし、その他の役位の取締役に於いてはそれを超えない範囲内で（ただし、社外取締役については1名当たり金●円を上限とします。）、役位別に具体的な金額を定めることを取締役会に委任するものとします。

(イ) 基準株価

基準株価は、当初取締役会決議の日の前営業日における●証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

②業績目標達成度

業績目標達成度は、当社の第●期事業年度に係る確定した連結貸借対照表及び連結損益計算書（以下「連結貸借対照表等」という。）（注9）により算出される連結ROEの数値（注10）に基づいて、下記表に従って算出されます。

連結ROE	業績目標達成度
●%未満の場合	0%
●%以上●%未満の場合	●%
●%以上●%未満の場合	●%
●%以上●%未満の場合	●%
●%以上の場合	100%

(注9) ただし、取締役が死亡により退任した場合には、死亡により退任した時点で、有価証券報告書に記載した連結貸借対照表等のうち直近事業年度のものにより算出される連結ROEの数値に基づいて、上記表に従って算出されます。また、組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当該承認の時点で有価証券報告書に記載した連結貸借対照表等のうち直近事業年度のものにより算出される連結ROEの数値に基づいて、上記表に従って算出されます。

(注10) 連結ROE（自己資本利益率）は、以下の式により算出されます¹⁰。

¹⁰ 連結ROEの計算式は一例であり、各社における算定方法に従って記載することが考えられる。

$$\text{連結ROE} = \frac{\text{親会社株主に帰属する当期純利益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \div 2} \times 100$$

※自己資本＝純資産合計－新株予約権－非支配株主持分

③在任期間比率

在任期間に応じて付与する株式数を按分するため、以下の式により算出されます。なお、月の途中で新たに就任又は退任した場合には1月在任したものとみなして計算します。

$$\text{在任期間比率} = \frac{\text{対象期間中に在任した合計月数}}{\text{対象期間の合計月数}}$$

④役位調整比率

役位変更があった場合にその役位に対応した株式数を付与するように付与株式数を調整するため、以下の式により算出されます。なお、月の途中で役位変更があった場合には新しい役位に1月在任したものとみなして計算します。

$$\text{役位調整比率} = \frac{\text{当初役位の役位別株式報酬基準額} \times \text{当初役位在任月数} + \text{変更後役位の役位別株式報酬基準額} \times \text{変更後役位在任月数}}{\text{当初役位の役位別株式報酬基準額} \times \text{対象期間中に在任した合計月数}}$$

(2) 取締役に対する金銭報酬の支給の条件

取締役が、正当な理由なく当社の取締役を退任したこと及び一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要な権利喪失事由（取締役会において定める。）に該当した場合には、取締役に対して本制度に基づいて金銭報酬は支給されず、当社株式も交付されません。

以 上

IV. 譲渡制限付株式割当契約書（例¹）

[会社名]（以下「甲」という。）及び[取締役名]（以下「乙」という。）は、乙の甲に対する金銭報酬債権の給付と引換えに交付される甲の普通株式に関し、平成●年●月●日付で、以下のとおり、譲渡制限付株式割当契約（以下「本契約」という。）を締結する²。

第1条（本株式の発行）

甲は、平成●年●月●日開催の甲の取締役会の決議に基づき、以下の要領で甲の普通株式●株を発行し、乙はそのうち●株（以下「本株式」といい、本株式の株数を「本株式数」という。）を引き受ける。

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 普通株式●株 |
| (2) 募集株式の割当方法 | 特定譲渡制限付株式の割当による。 |
| (3) 募集株式の払込金額 | 募集株式1株につき金●円 |
| (4) 払込金額の総額 | 金●円 |
| (5) 現物出資財産の内容及び価額 | 平成●年●月●日開催の甲の取締役会の決議に基づき甲の取締役に付与される甲に対する金銭報酬債権金●円を出資の目的とする（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金●円）。 |
| (6) 増加する資本金の額 | 金●円 |
| (7) 増加する資本準備金の額 | 金●円 |
| (8) 払込期日 | 平成●年●月●日（以下「本払込期日」という。） |

2 乙は、本払込期日において、本株式数に前項第5号に定める募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額を乗じた額の金銭報酬債権を甲に給付する。

¹ 本契約書例は、あくまで譲渡制限付株式割当契約書の一例にすぎず、個別に注を付した箇所以外についても、実務上の創意工夫によって異なる規定の仕方をするものが否定されるものではない。また、各社が付与する報酬の具体的な内容により規定すべき内容は異なり得るものである。なお、本契約書例は、個別の事案における適法性を保証するものではなく、本契約書例を参照される場合であっても、最終的には、各社が自らの責任で契約書の内容を（必要に応じて専門家等と相談の上で）検討する必要がある点に留意されたい。

² 本契約書例は、上場会社である甲において、甲の取締役に對して甲の普通株式を交付することを前提に、会社と付与対象者である取締役との間の合意によって譲渡制限を付す場合を基本的に想定している。

第2条（本株式の譲渡制限）³

乙は、本払込期日から平成●年●月●日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない（以下「本譲渡制限」という。）。

- 2 甲は、乙において、本譲渡制限期間（ただし、本譲渡制限期間中に、乙が甲又は甲の子会社（以下、甲及び甲の子会社を「甲グループ」と総称する。）の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも正当な理由により退任した場合⁴又は死亡により退任した場合には、本払込期日から当該退任までの期間とする。）中、継続して、甲グループの取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（ただし、乙が正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点⁵）をもって、当該時点において乙（ただし、乙が死亡により退任した場合は乙の相続人）が保有する本株式の全部についての本譲渡制限を解除する。

第3条（無償取得事由）

甲は、本譲渡制限期間が満了した時点において本譲渡制限が解除されていない本株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当然にこれを無償で取得する⁶。

- 2 乙が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、乙が当該各号に該当した時点をもって、本株式の全部を当然に無償で取得する。

(1) 乙が禁錮以上の刑に処せられた場合

(2) 乙について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合

³ 本株式については、本契約上の譲渡制限の定めに加え、取締役による本譲渡制限に違反した本株式の譲渡その他の処分を予防するための措置を講じること（対象となる取締役が保有する他の株式とは分別して管理するために発行会社指定の証券口座を用いることなどを含む。）が考えられ、その場合には、適宜、関連条項を追加することとなる。

⁴ 例えば、本譲渡制限期間の中途において、取締役の会社法第332条の任期が満了した場合に再任されなかった場合などが考えられる。

⁵ 本項は、正当な理由による退任の場合又は死亡による退任の場合に、本譲渡制限の解除時期を退任時又はそれに近接した時期とする旨を規定する例である。このような規定の仕方のほか、正当な理由による退任の場合には、当初設定した譲渡制限期間の満了時に本譲渡制限を解除する取扱いとすることも考えられる。

⁶ 振替株式の場合には、その譲渡の効力は、振替の申請により譲受人の口座における保有欄に当該譲渡にかかる数の増加の記載・記録がなされることによって生じることとされているため（社債、株式等の振替に関する法律第140条）、振替の申請手続が別途必要となる点に留意されたい（なお、本契約書例第14条参照）。

- (3) 乙が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (4) 乙が甲グループの取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合(ただし、(i)退任と同時に上記の地位のいずれかに就任又は再任する場合、(ii)正当な理由により上記のいずれの地位からも退任した場合、及び(iii)死亡により退任した場合を除く。)
- 3 乙が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、乙に対して本株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点(第7条第2項の規定により到達したものとみなされる時点を含む。)をもって、本株式の全部を当然に無償で取得する。
- (1) 乙において、甲グループの事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役職員に就任したと甲の取締役会が認めた場合(ただし、甲の書面による事前の承諾を取得した場合を除く。)
- (2) 乙において、法令、甲グループの内部規程又は本契約に重要な点で違反したと甲の取締役会が認めた場合、その他本株式の全部を甲が無償で取得することが相当であると甲の取締役会が決定した場合
- 4 乙が本条第2項第4号ただし書(ii)又は(iii)の事由に該当する場合には、甲は、乙が退任した時点をもって、次の第1号の数から第2号の数を引いた数の本株式を当然に無償で取得する⁷。
- (1) 本株式数
- (2) 本払込期日を含む月から乙が本条第2項第4号に掲げるいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を●⁸で除した数(以下「在任期間比率」という。)に、本株式数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)

第4条(組織再編等が実施される場合の本株式の取扱い)⁹

⁷ 本項は、正当な理由による退任の場合又は死亡による退任の場合に、在籍期間に応じて一部の本株式を無償取得する旨を規定する例である。なお、本項に基づき無償取得されなかった本株式の譲渡制限の解除時期については第2条第2項及び脚注6参照。

⁸ 本株式の付与の前提として予定されている付与対象者の役務提供期間の月数。なお、予定されている役務提供期間と譲渡制限を付す期間を一致させる必要はないため、本譲渡制限期間の月数と異なる月数となることも想定される。

⁹ 組織再編等に関して、組織再編等の承認機関による承認の日を含む月までの在籍期間に応じて、組

甲は、本譲渡制限期間中に次の各号に掲げる事項が甲の株主総会（ただし、第2号において甲の株主総会による承認を要さない場合及び第6号においては、甲の取締役会）で承認された場合（ただし、次の各号に定める日（以下「組織再編等効力発生日」という。）が本譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。）には、[甲の取締役会の決議により、] 本払込期日を含む月から当該承認の日（以下「組織再編等承認日」という。）を含む月までの月数を●¹⁰で除した数に、組織再編等承認日において乙が保有する本株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

- (1) 甲が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日
- (2) 甲が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画（甲が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を甲の株主に交付する場合に限る。） 会社分割の効力発生日
- (3) 甲が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 株式交換又は株式移転の効力発生日
- (4) 株式の併合（当該株式の併合により乙の有する本株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。） 株式の併合の効力発生日
- (5) 甲の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う甲の普通株式の全部の取得 会社法第171条第1項第3号に規定する取得日
- (6) 甲の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。） 会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

2 前項に規定する場合には、甲は、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、同日において本譲渡制限が解除されていない本株式の全部を当然に無償で取得する。

第5条（住所及び国内連絡場所の届出）

乙は、本譲渡制限期間中に本契約書末尾の署名欄記載の乙の住所から転居する場合には、

組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、本譲渡制限を解除し、その他の本株式は、組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、当然に無償で取得する規定例を記載している。なお、振替株式の場合には、組織再編等の効力発生日の前営業日に無償取得の効力を生じさせるために事前に振替の申請手続を行っておく必要があり得る点に留意されたい（脚注8参照）。また、組織再編等に伴って譲渡制限を解除する本株式の数を決定するに当たって考慮する在籍期間については、組織再編等の承認機関による承認の日を含む月までではなく、例えば組織再編等の効力発生日を含む月までとすることも考えられる。

¹⁰ 本株式の付与の前提として想定している役務提供期間の月数。上記注9参照。

甲に対し、甲所定の書面により、転居後の住所（日本国外への転居の場合には、転居後の住所及び日本国内の連絡場所）を届け出なければならない。

- 2 乙が前項による届出を行わない場合、乙から甲に対し届出がされた最後の住所又は日本国内の連絡場所（乙から当該届出がされたことがない場合には、本契約書末尾記載の署名欄記載の乙の住所）をもって、乙の住所又は日本国内の連絡場所とみなす。

第6条（乙の死亡の場合の届出）

本譲渡制限期間中に乙が死亡した場合には、死亡後●か月以内に、乙の相続人は、甲に対し、甲所定の書面により、本株式の権利承継者（複数存在する場合にはその代表者）の氏名及び住所（住所が日本国外の住所である場合には、住所及び日本国内の連絡場所）を届け出なければならない。

- 2 乙の相続人が前項による届出を行わない場合、乙から甲に対し第5条第1項による届出がされた最後の住所又は日本国内の連絡場所（乙から当該届出がされたことがない場合には、本契約書末尾記載の署名欄記載の乙の住所）をもって、乙の相続人の住所又は日本国内の連絡場所とみなす。

第7条（意思表示及び通知の方法）

甲は、乙に対する意思表示及び通知を、甲所定の方法により行うものとする。

- 2 前項の通知は、乙の住所又は日本国内の連絡場所に、通常到達すべき時期に到達したものとみなす。

第8条（個人情報の取扱い）

甲は、乙より取得した乙の個人情報を、会社法に規定する株主名簿の作成・管理、乙に対する各種報告書類の作成その他本契約の履行のために必要な手続を行うために、使用することができる。また、乙は、甲がこれらの業務を証券会社及び株主名簿管理人（以下「委託業者」という。）に委託するために、甲が保有している乙の個人情報を委託業者に提供すること、及び委託業者が当該情報を使用することに同意する。

第9条（細則制定権）

甲は、本契約の実施に関する細目を規定するため、「譲渡制限付株式割当契約に関する細則」（以下「細則」という。）を制定し、これを改廃することができ、乙は、これに従うものとする。

- 2 甲は、前項により細則を制定し、又はこれを改廃した場合、速やかにこれを乙に対して通知しなければならない。
- 3 第7条の規定にかかわらず、前項の通知は、甲が、社内ホームページに連絡文書を発信し、所要事項を掲載してこれを行うことができる。

第10条（契約の改定）

本契約の条項が会社法、金融商品取引法、その他の国内外の適用法令の規定に適合しないことが判明し、又は本契約締結後の改正により適合しなくなることが見込まれる場合若しくは適合しなくなった場合、甲は、乙に通知をすることにより、所要の条項を改廃することができる。

- 2 前項の場合のほか、甲は必要と認めるときに、乙に対して本契約の改定を提案することができる。
- 3 乙において、前項の提案を受けた後2週間以内に、甲に対して相当の理由を付した書面による異議を申し出ない場合には、本契約は、甲の提案に従って変更されたものとみなされる。
- 4 本条第1項から第3項までの定めによるほか、甲と乙との間の合意により、本契約の内容を変更することができる。この場合には、甲と乙との間で本契約の変更契約書を締結することを要するものとする。

第11条（関連法令の遵守）

乙は、本株式の保有及び売却に関し、会社法、金融商品取引法その他の適用法令及び甲グループの内部規程を遵守しなければならないものとする。

第12条（税務処理）

乙は、本株式の発行、本株式の本譲渡制限の解除及び本株式の売却の結果、課せられる所得税その他一切の租税公課を自らの負担において納付する。

- 2 前項の手続において、甲が源泉徴収義務を負う場合には、乙は、甲の請求に基づき、甲

の指定する日までに、甲の指定する銀行口座に源泉徴収税額相当額を振り込むものとする。

第 13 条（株式の分割・株式の併合等がされた場合の取扱い）

甲が本譲渡制限期間中に甲の普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てを行った場合等、乙が、本譲渡制限期間中に、本株式を有していることを理由として甲の株式を無償で取得した場合には、当該株式についても本契約の定めを適用する。甲が本譲渡制限期間中に、甲の普通株式について株式の併合を行った場合の併合後の株式についても同様とする。これらの場合において、本契約の定めは、甲の判断により、合理的に読み替えて適用するものとする。

第 14 条（本株式の無償取得の場合等の取扱い）

本契約の定めに基づき甲が本株式の全部又は一部を当然に無償で取得する場合に、社債、株式等の振替に関する法律の定めに基づき行う振替手続等、本契約の定めに従い法令又は規則上必要となる手続については、甲が、その判断で、乙を代理して乙の名においてこれを行うことができるものとし、乙はこれに異議を述べないものとする。

第 15 条（規定外事項の処理）

本契約及び細則に規定のない事項の処理に関しては、甲と乙が誠意をもって協議を行い、乙が協議に応じない場合及び協議を尽くしてもなお合意が成立しない場合は、甲が合理的に決するところによる。

第 16 条（準拠法）

本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈される。

第 17 条（管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

(以下余白)

以上、本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

平成●年●月●日

甲 ●● [会社名]

乙 ●● [取締役名]

V. 株式報酬規程（例¹） 一事後交付・現物出資型一

第1条（目的）

本規程は、事後交付による株式報酬制度を導入し、当社の取締役²に対して、当社の中長期の業績目標の達成度や勤務期間に応じて、当社の普通株式（以下「当社株式」という。）等の交付を行うことにより、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的とする。

第2条（対象者）

本規程の適用対象者は、第3条に定める対象期間中に当社の取締役である者（以下「対象者」という。）とする。

第3条（対象期間）

- 1 取締役の勤務期間に関し対象となる期間は、平成●年度に係る定時株主総会の日から平成●年度に係る定時株主総会の日までの期間（以下「対象期間」という。）とする。
- 2 業績目標の達成度を評価する期間は、当社の第●期中期経営計画の期間である平成●年度から平成●年度までの●事業年度の期間（以下「業績評価期間」という。）とする。
- 3 当社株式の交付は対象期間終了後2か月以内に開催される当該交付のための株式の発行又は自己株式の処分を決定する取締役会の決議に基づいて行う。

第4条（株式等の交付内容）³

本規程に基づいて、対象者のうち業務を執行する取締役（以下「業務執行取締役」という。）に対しては、次の(i)及び(ii)の株式報酬が付与され、対象者のうち社外取締役に對しては、次の(ii)の株式報酬のみが付与されるものとする。

(i) 業績評価期間の業績目標達成度や対象期間の勤務期間に応じて算定される数の当社株式

¹ 本規程例は、あくまで役員株式報酬規程の一例にすぎず、個別に注を付した箇所以外についても、実務上の創意工夫によって異なる規定の仕方をすることが否定されるものではない。また、各社が付与する報酬の具体的な内容により規定すべき内容は異なり得るものである。なお、本規程例は、個別の事案における適法性を保証するものではなく、本規程例を参照される場合であっても、最終的には、各社が自らの責任で規程の内容を（必要に応じて専門家等と相談の上で）検討する必要がある点に留意されたい。

² 本規程例は、上場会社において、同社の取締役に對して当社の普通株式を交付することを基本的に想定している。

³ 本規程例は、株式報酬として、パフォーマンス・シェアと事後交付型リストラクテッド・ストックの両方を付与することを前提にしたものである。

を、対象期間終了後に交付する種類の株式報酬（以下「パフォーマンス・シェア」という。）

(ii) 対象期間の勤務期間に応じて、事前に定める数の当社株式を、対象期間終了後に交付する種類の株式報酬（以下「事後交付型リストラクテッド・ストック」という。）

- 2 本規程により交付する株式数（以下「最終交付株式数」という。）は、業務執行取締役に対しては、(i) 対象者毎に計算される基準交付株式数（以下「基準交付株式数」という。）の●%相当分に、業績目標達成度、在任期間比率及び役員調整比率を乗じた株式数（パフォーマンス・シェア相当分）と、(ii) 基準交付株式数の●%相当分に、在任期間比率及び役員調整比率を乗じた株式数（事後交付型リストラクテッド・ストック相当分）を合計した株式数とし、社外取締役に対しては、基準交付株式数に、在任期間比率及び役員調整比率を乗じた株式数（事後交付型リストラクテッド・ストック相当分）とし、各対象者に交付する株式数の具体的な算定方法は別紙のとおりとする⁴。
- 3 対象期間中に新たに当社の取締役に就任する対象者については、別紙の算定方法で定める最終交付株式数の算出において、在任期間比率に係る算式を用いて、対象期間中における在任月数にて按分することとする。なお、月の途中で就任する場合は1月在任したものとみなす。
- 4 対象期間中に正当な理由により退任（ただし、退任と同時に当社の執行役員又は使用人に就任又は再任する場合及び死亡により退任する場合を除く。以下本項において同じ。）する対象者については、別紙の算定方法で定める最終交付株式数の算出において、在任期間比率に係る算式を用いて、対象期間中における在任月数にて按分することとする。なお、月の途中で退任する場合は1月在任したものとみなす⁵。⁶
- 5 対象期間開始後、本規程第6条に定める権利確定日までに対象者が死亡により退任した場合は、別紙の算定方法に従って算定される最終交付株式数に、当該退任時点の当社株式の時価を乗じて得られた額（ただし、●円を超える場合には、金●円とする。）の金銭を、本規程第7条に定める手続に従い本規程に基づく権利を承継する者（複数存在する場合にはその代表者。以下「権利承継者」という。）に対して交付する。当該退任時点の当社株式の時価とは、当該退任日の当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それ

⁴ 本規程例は特定の株式報酬を対象とするものを想定しており、規程の制定と同じ又は近接した時期の取締役会において具体的な算定方法を決定することを想定している。

⁵ 本規程例では、対象期間中に正当な理由により途中退任した対象者に対して、他の対象者と同時期、すなわち、業績目標達成後に株式を交付する場合を想定している。このような規定のほか、正当な理由による退任の場合には、退任時に指標が確定することとし株式を交付する取扱いとすること等も考えられる。

⁶ 第3条第3項により正当な理由により退任した者についても他の交付対象者と同様に●事業年度終了後に株式が交付される。ただし、死亡による退任については第6条第3項により退任から●月以内に金銭が交付される。

に先立つ直近取引日の終値)とする⁷。ただし、計算の結果として算出される金銭の額が上限である●円(社外取締役については●円)を超えるときは、交付する金銭の額は●円(社外取締役については●円)とする。

- 6 別紙の算定方法で定める最終交付株式数の算出において、算出した交付する株式数に1株未満の端数が生じる場合、これを切り捨てる⁸こととする。また、株式の交付までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合、株式の分割(株式無償割当てを含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)によって増減する場合は、調整前の最終交付株式数に、併合・分割の比率を乗じることで、調整後の最終交付株式数を算出することとする。

第5条(権利喪失事由)

対象者について、次条に定める権利確定日までに次のいずれかに該当した場合には、交付を受ける権利を取得しない。

- (1) 対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- (2) 対象者について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
- (3) 対象者が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (4) 対象者が当社の取締役又は執行役員その他の使用人から退任した場合(ただし、(i)退任と同時に当社の執行役員その他の使用人に就任又は再任する場合、(ii)正当な理由により退任した場合、及び(iii)死亡により退任した場合を除く。)
- (5) 対象者において、当社グループの事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役職員に就任したと当社の取締役会が認めた場合(ただし、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除く。)
- (6) 対象者において、法令又は当社グループの内部規程に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、その他株式交付が適当でないと当社の取締役会が決定した場合

第6条(株式等の交付の手続)

対象者は、業績評価期間の最終年度が終了してから当該年度に係る計算書類の内容が会社法第439条に基づき定時株主総会へ報告される日(以下「権利確定日」という。)までに、当社の定める様式による交付請求書その他当社が必要と認める書類を当社に提出する

⁷ 本規程例では、死亡の場合は、相続税申告・納税期限を考慮して死亡時点で金銭給付することとしている。

⁸ 単元未満株式又は一株未満の端数に相当する金銭を交付するとすることも考えられる。

等の株式の交付のための所定の手続（以下「交付手続」という。）を行うものとし、権利確定日において、株式の交付を受ける権利を取得する。

- 2 対象者は、業績評価期間の最終年度が終了してから権利確定日までに、第1項に定める交付手続を適切に行わなかった場合その他本規程に違反した場合、対象となる株式の交付を受ける権利を喪失するものとする。
- 3 対象期間開始後（対象期間開始後に取締役新たに選任された者についてはその選任日後）、権利確定日までに対象者が死亡により退任する場合は、権利承継者は、第1項にかかわらず、退任日より●か月以内に交付手続を行うものとし、交付手続が行われた日において、金銭の交付を受ける権利を取得し、権利承継者については同日を権利確定日とする。当該権利承継者は、上記期限までに第1項に定める交付手続を適切に行わなかった場合その他本規程に違反した場合、金銭の交付を受ける権利を喪失するものとする。
- 4 対象者又は権利承継者が、権利確定日において、本規程による交付を受ける権利を取得した場合、当社は、当該対象者又は権利承継者に対し、本規程に従って株式又は金銭の交付を行う義務を負うものとする⁹。
- 5 本規程による株式の交付は、当社の取締役会決議（以下「交付取締役会決議」という。）に基づく株式発行又は自己株式の処分により、対象者が通知した金融商品取引業者の口座において、当該株式を新規記録し、又は振り替える方法により行うものとする。
- 6 当社は、交付取締役会決議により、各対象者に対して付与されることとなる最終交付株式数に当該株式発行又は自己株式の処分の払込金額を乗じることにより算出された額の金銭報酬債権を対象者に対して付与し、当該対象者は、当該金銭報酬債権を、当該株式発行又は自己株式の処分において現物出資することにより、対象となる株式を取得することとする。
- 7 交付取締役会決議は、対象期間の最終年度の決算確定に係る定時株主総会終了後の最初の取締役会において行うものとし、当該決議に基づく対象となる株式の交付は権利確定日から2か月以内に行うものとする¹⁰。
- 8 本条第5項に定める株式の発行又は自己株式の処分に係る払込金額は、交付取締役会決議の日の前営業日における●証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とする。
- 9 本規程による権利承継者に対する金銭の交付は、権利確定日から1か月以内に、権利承継

⁹ 会社法第361条第1項第1号に基づき株主総会にて承認した対象期間の金銭報酬債権の金額の上限を定める場合、当該上限を超えるおそれがあるときには、当該上限を超えない範囲で、対象者に交付する株式の数を、各対象者について按分比例等にて減少させる方法を別紙の算出方法において記載する等の措置が必要となる。

¹⁰ 法人税法施行令第69条第17項参照。

者が通知した金融機関の口座に対して振込みにより行うものとする。

- 10 本条の手続において、当社が源泉徴収義務を負う場合には、対象者又は権利承継者は、当社の請求に基づき、当社の指定する日時までに、当社の指定する銀行口座に源泉徴収税額を振り込むものとする。

第7条（死亡時の権利承継者の範囲及び順位）

対象者が死亡した場合、死亡後●か月以内に、対象者の相続人は、当社に対し、当社所定の書面により、権利承継者の氏名及び住所（住所が日本国外の住所である場合には、住所及び日本国内の連絡場所）を届け出なければならない。

第8条（組織再編等が実施される場合の取扱い）

対象期間中に次の各号に掲げる事項が当社の株主総会（ただし、第2号において当社の株主総会による承認を要さない場合及び第6号においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、次の各号に定める日（以下「組織再編等効力発生日」という。）が本規程第6条に基づく株式交付時より前に到来することが予定されているときに限る。）には、別紙の算定方法に従って算定される最終交付株式数に、〔当該承認の日（以下「組織再編等承認日」という。）／組織再編等効力発生日の●日前〕の当社株式の時価を乗じて得られた額（ただし、●円を超える場合には、金●円とする。）の金銭を交付する。組織再編等承認日の当社株式の時価とは、同日の当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とする¹¹。ただし、計算の結果として算出される金銭の額が上限である●円（社外取締役については●円）を超えるときは、交付する金銭の額は●円（社外取締役については●円）とする。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日
- (2) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限る。） 会社分割の効力発生日
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 株式交換又は株式移転の効力発生日
- (4) 株式の併合（当該株式の併合により対象者に関する基準交付株式数が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。） 株式の併合の効力発生日
- (5) 当社株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の

¹¹ 本規程例では、組織再編の場合には、経過した中途の期間について業績目標を別途設定し、その達成度に応じて交付する例としている。

全部の取得会社法第171条第1項第3号に規定する取得日

(6) 当社株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。） 会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

- 2 前項に基づく金銭の交付を受けるために、対象者は、当社が定める期限までに交付手続を行うものとし、前項の金銭の交付は、[組織再編等承認日から●日以内／組織再編等効力発生日の前日まで]に、対象者が通知した金融機関の口座に対して振込みにより行うものとする。また、当社が源泉徴収義務を負う場合には、第6条第10項を準用する。

第9条（受給権の処分禁止）

対象者及び権利承継者が本規程により取得する権利を譲渡し又は担保に供することは一切禁止する。

第10条（租税その他の費用負担）

対象者及び権利承継者は、交付された株式の売却その他の処分の結果、課せられる所得税その他一切の公租公課その他の費用を自身で負担する。

第11条（個人情報取扱）

当社は、対象者より取得した対象者の個人情報を、会社法に規定する株主名簿の作成・管理、対象者に対する各種報告書類の作成その他必要な手続を行うために、使用することができる。

第12条（関連法令の遵守）

対象者は、本規程により交付を受ける株式の保有及び売却に関し、会社法、金融商品取引法その他の適用法令及び当社グループの内部規程を遵守しなければならない。

第13条（本規程の改廃）

本規程は、経済状況又は当社の財務状態の変化並びに法令、会計及び税制の改正等に応じて、対象期間が開始しているものを含め、当社の報酬諮問委員会の審議を経た上で、取締役会の決議をもってその一部又は全部を改定又は廃止することができるものとする¹²。ただし、株主総会における承認など法令上求められている手続を行うものとする。

¹² 本規程の制定について、かかる報酬諮問委員会による審議を経た上で取締役会において決議されていることを前提としている。

最終交付株式数は以下の式に従って算出される。

最終交付株式数＝

(i) 基準交付株式数 (①) × ●% × 業績目標達成度 (②) × 在任期間比率 (③) × 役員調整比率 (④)
 + (ii) 基準交付株式数 (①) × ●% × 在任期間比率 (③) × 役員調整比率 (④)

(参考：本議案により付与される株式報酬の類型別割合)

	(i)パフォーマンス・シェア	(ii)事後交付型リストラクテッド・ストック
業務執行取締役	●%	●%
社外取締役	0%	100%

①基準交付株式数

$$\text{基準交付株式数} = \frac{\text{役員別株式報酬基準額 (ア)}}{\text{基準株価 (イ)}}$$

(ア) 役員別株式報酬基準額

役員	株式報酬基準額
代表取締役 会長	●
代表取締役 社長	●
専務取締役	●
常務取締役	●
取締役	●
執行役員その他の使用人	●
社外取締役	●

(イ) 基準株価は、当初取締役会決議の日の前営業日における●証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とする。

②業績目標達成度

業績目標達成度は、当社の第●期事業年度に係る確定した連結貸借対照表及び連結損益計算書（以下「連結貸借対照表等」という。）（※1）により算出される連結ROEの数値（※2）に基づいて、下記表に従って算出される。

連結ROE	業績目標達成度
-------	---------

¹³ 本規程例における算定方法は、業績評価指標を含め、あくまで一例である。実際には多様な決定方法が考えられ、各社の個別事情に応じた業績評価指標や算定方法を用いることが望ましい。

●%未満の場合	0%
●%以上●%未満の場合	●%
●%以上●%未満の場合	●%
●%以上●%未満の場合	●%
●%以上の場合	100%

(※1) ただし、取締役が死亡により退任した場合には、死亡により退任した時点で、有価証券報告書に記載した連結貸借対照表等のうち直近事業年度のものにより算出される連結ROEの数値に基づいて、上記表に従って算出される。また、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当該承認の時点で有価証券報告書に記載した連結貸借対照表等のうち直近事業年度のものにより算出される連結ROEの数値に基づいて、上記表に従って算出される。

(※2) 連結ROE（自己資本利益率）は、以下の式により算出される¹⁴。

$$\text{連結ROE} = \frac{\text{親会社株主に帰属する当期純利益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \div 2} \times 100$$

※自己資本＝純資産合計－新株予約権－非支配株主持分

③在任期間比率

在任期間に応じて付与する株式数を按分するため、以下の式により算出される。なお、月の途中で新たに就任又は退任した場合には1月在任したものとみなして計算する。

$$\text{在任期間比率} = \frac{\text{対象期間中に在任した合計月数}}{\text{対象期間の合計月数}}$$

④役位調整比率

役位変更があった場合にその役位に対応した株式数を付与するように付与株式数を調整するため、以下の式により算出される。なお、月の途中で役位変更があった場合には新しい役位に1月在任したものとみなして計算する。

$$\text{役位調整比率} = \frac{\text{当初役位の役位別株式報酬基準額} \times \text{当初役位在任月数} + \text{変更後役位の役位別株式報酬基準額} \times \text{変更後役位在任月数}}{\text{当初役位の役位別株式報酬基準額} \times \text{対象期間中に在任した合計月数}}$$

以上

¹⁴ 連結ROEの計算式は一例であり、各社における算定方法に従って記載することが考えられる。

法人税法（抄）

第三目 役員^イの給与等

（役員給与の損金不算入）

第三十四条 内国法人がその役員に対して支給する給与（退職給与で業績連動給与に該当しないもの、使用人としての職務を有する役員に対して支給する当該職務に対するもの及び第三項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

- 一 その支給時期が一月以下の一定の期間ごとである給与（次号イにおいて「定期給与」という。）で当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるものその他これに準ずるものとして政令で定める給与（同号において「定期同額給与」という。）
- 二 その役員^イの職務につき所定の時期に、確定した額の金銭又は確定した数の株式（出資を含む。以下この項及び第五項において同じ。）若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式若しくは第五十四条の二第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与で、定期同額給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないもの（当該株式若しくは当該特定譲渡制限付株式に係る第五十四条第一項に規定する承継譲渡制限付株式又は当該新株予約権若しくは当該特定新株予約権に係る第五十四条の二第一項に規定する承継新株予約権による給与を含むものとし、次に掲げる場合に該当する場合にはそれぞれ

次に定める要件を満たすものに限る。）

- イ その給与が定期給与を支給しない役員に対して支給する給与（同族会社に該当しない内国法人が支給する給与で金銭によるものに限る。）以外の給与（株式又は新株予約権による給与で、将来の役務の提供に係るものとして政令で定めるものを除く。）である場合 政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしていること。
- ロ 株式を交付する場合 当該株式が市場価格のある株式又は市場価格のある株式と交換される株式（当該内国法人又は関係法人が発行したものに限る。次号において「適格株式」という。）であること。
- ハ 新株予約権を交付する場合 当該新株予約権がその行使により市場価格のある株式が交付される新株予約権（当該内国法人又は関係法人が発行したものに限る。次号において「適格新株予約権」という。）であること。
- 三 内国法人（同族会社にあつては、同族会社以外の法人との間に当該法人による完全支記関係があるものに限る。）がその業務執行役員（業務を執行する役員として政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）に対して支給する業績連動給与（金銭以外の資産が交付されるものにあつては、適格株式又は適格新株予約権が交付されるものに限る。）で、次に掲げる要件を満たすもの（他の業務執行役員の全てに対して次に掲げる要件を満たす業績連動給与を支給する場合に限る。）
- イ 交付される金銭の額若しくは株式若しくは新株予約権の数又は交付される新株予約権の数のうち無償で取得され、若しくは消滅する数の算定方法が、その給与

に係る職務を執行する期間の開始の日（イにおいて「職務執行期間開始日」という。）以後に終了する事業年度の利益の状況を示す指標（利益の額、利益の額に有価証券報告書（金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）に規定する有価証券報告書をいう。イにおいて同じ。）に記載されるべき事項による調整を加えた指標その他の利益に関する指標として政令で定めるもので、有価証券報告書に記載されるものに限る。イにおいて同じ。）、職務執行期間開始日の属する事業年度開始の日以後の所定の期間若しくは職務執行期間開始日以後の所定の日における株式の市場価格の状況を示す指標（当該内国法人又は当該内国法人との間に完全支配関係がある法人の株式の市場価格又はその平均値その他の株式の市場価格に関する指標として政令で定めるものに限る。イにおいて同じ。）又は職務執行期間開始日以後に終了する事業年度の売上高の状況を示す指標（売上高、売上高に有価証券報告書に記載されるべき事項による調整を加えた指標その他の売上高に関する指標として政令で定めるもののうち、利益の状況を示す指標又は株式の市場価格の状況を示す指標と同時に用いられるもので、有価証券報告書に記載されるものに限る。）を基礎とした客観的なもの（次に掲げる要件を満たすものに限る。）であること。

(1) 金銭による給与にあつては確定した額を、株式又は新株予約権による給与にあつては確定した数を、それぞれ限度としているものであり、かつ、他の業務執行役員に対して支給する業績連動給与に係る算定方法と同様のものであること。

(2) 政令で定める日までに、報酬委員会（会社法第四百四条第三項（指名委員会等の権限等）の報酬委員会をいい、当該内国法人の業務執行役員又は当該業務執行役員と政令で定める特殊の関係のある者がその委員になつているものを除く。）が決定をしていることその他の政令で定める適正な手続を経ていること。

(3) その内容が、(2)の政令で定める適正な手続の終了の日以後遅滞なく、有価証券報告書に記載されていることその他財務省令で定める方法により開示されていること。

ロ その他政令で定める要件

2 内国法人がその役員に対して支給する給与（前項又は次項の規定の適用があるものを除く。）の額のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

3 内国法人が、事実を隠蔽し、又は仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する給与の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

4 前三項に規定する給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含むものとする。

5 第一項に規定する業績連動給与とは、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の同項の内国法人又は当該内国法人との間に支配関係がある法人の業績を示す指標を基礎として算定される額又は数の金銭又は株式若しくは新株予約権による給与及び第五十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは承継譲渡制限付株式又は第五十四条の二第一項に規定する特定新株予約

権若しくは承継新株予約権による給与で無償で取得され、又は消滅する株式又は新株予約権の数が役務の提供期間以外の事由により変動するものをいう。

6 第一項に規定する使用人としての職務を有する役員とは、役員（社長、理事長その他政令で定めるものを除く。）のうち、部長、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事するものをいう。

7 第一項第二号ロ及びハに規定する関係法人とは、同項の内国法人との間に支配関係がある法人として政令で定める法人をいう。

8 第四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）

第五十四条 内国法人が個人から役務の提供を受ける場合において、当該役務の提供に係る費用の額につき譲渡制限付株式（譲渡についての制限その他の条件が付されている株式（出資を含む。）として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）であつて当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権の給付と引換えに当該個人に交付されるものその他当該個人に給付されることに伴つて当該債権が消滅する場合の当該譲渡制限付株式（以下この項及び第三項において「特定譲渡制限付株式」という。）が交付されたとき（合併又は分割型分割に際し当該合併又は分割型分割に係る被合併法人又は分割法人の当該特定譲渡制限付株式を有する者に対し交付される当該合併又は分割型分割に係る合併法人又は分割承継法人の譲渡制限付株式その他の政令で定める譲

渡制限付株式（第三項において「承継譲渡制限付株式」という。）が交付されたときを含む。）は、当該個人において当該役務の提供につき所得税法その他所得税に関する法令の規定により当該個人の同法に規定する給与所得その他の政令で定める所得の金額に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額（次項及び第三項において「給与等課税額」という。）が生ずることが確定した日において当該役務の提供を受けたものとして、この法律の規定を適用する。

2 前項に規定する場合において、同項の個人において同項の役務の提供につき給与等課税額が生じないときは、当該役務の提供を受ける内国法人の当該役務の提供を受けたことによる費用の額又は当該役務の全部若しくは一部の提供を受けられなかつたことによる損失の額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

3 第一項の個人から役務の提供を受ける内国法人は、特定譲渡制限付株式の一株当たりの交付の時の価額、交付数、その事業年度において給与等課税額が生ずること又は生じないことが確定した数その他当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の状況に関する明細書を当該事業年度の確定申告書に添付しなければならない。

4 前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）

第五十四条の二 内国法人が個人から役務の提供を受ける場合において、当該役務の提供に係る費用の額につき譲渡制限付新株予約権（譲渡についての制限その他の条件が付され

ている新株予約権として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）であつて次に掲げる要件に該当するもの（以下この条において「特定新株予約権」という。）が交付されたとき（合併、分割、株式交換又は株式移転（以下この項において「合併等」という。）に際し当該合併等に係る被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の当該特定新株予約権を有する者に対し交付される当該合併等に係る合併法人、分割承継法人、株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人の譲渡制限付新株予約権（第三項及び第四項において「承継新株予約権」という。）が交付されたときを含む。）は、当該個人において当該役務の提供につき所得税法その他所得税に関する法令の規定により当該個人の同法に規定する給与所得その他の政令で定める所得の金額に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を生ずべき事由（次項において「給与等課税事由」という。）が生じた日において当該役務の提供を受けたものとして、この法律の規定を適用する。

一 当該譲渡制限付新株予約権と引換えにす
る払込みに代えて当該役務の提供の対価と
して当該個人に生ずる債権をもつて相殺さ
れること。

二 前号に掲げるもののほか、当該譲渡制限
付新株予約権が実質的に当該役務の提供の
対価と認められるものであること。

2 前項に規定する場合において、同項の個人において同項の役務の提供につき給与等課税事由が生じないときは、当該役務の提供を受ける内国法人の当該役務の提供を受けたことによる費用の額又は当該役務の全部若しくは一部の提供を受けられなかつたことによる損失の額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

3 前項に規定する場合において、特定新株予約権（承継新株予約権を含む。）が消滅をしたときは、当該消滅による利益の額は、これらの新株予約権を発行した法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

4 第一項の個人から役務の提供を受ける内国法人は、特定新株予約権の一個当たりの交付の時の価額、交付数、その事業年度において行使された数その他当該特定新株予約権又は承継新株予約権の状況に関する明細書を当該事業年度の確定申告書に添付しなければならない。

5 内国法人が新株予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項（定義）に規定する新投資口予約権を含む。以下この項において同じ。）を発行する場合において、その新株予約権と引換えに払い込まれる金銭の額（金銭の払込みに代えて給付される金銭以外の資産の価額及び相殺される債権の額を含む。以下この項において同じ。）がその新株予約権のその発行の時の価額に満たないとき（その新株予約権を無償で発行したときを含む。）、又はその新株予約権と引換えに払い込まれる金銭の額がその新株予約権のその発行の時の価額を超えるときは、その満たない部分の金額（その新株予約権を無償で発行した場合には、その発行の時の価額）又はその超える部分の金額に相当する金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入しない。

6 第四項に定めるもののほか、第一項から第三項まで又は前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

法人税法施行令（抄）

第十目 役員給与等

（定期同額給与の範囲等）

第六十九条 法第三十四条第一項第一号（役員給与の損金不算入）に規定する政令で定める給与は、次に掲げる給与とする。

一 法第三十四条第一項第一号に規定する定期給与（以下第六項までにおいて「定期給与」という。）で、次に掲げる改定（以下この号において「給与改定」という。）がされた場合における当該事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又は当該事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額が同額であるもの

イ 当該事業年度開始の日の属する会計期間（法第十三条第一項（事業年度の意義）に規定する会計期間をいう。第四項第一号及び第十三項において同じ。）開始の日から三月（法第七十五条の二第一項各号（確定申告書の提出期限の延長の特例）の指定を受けている内国法人にあつては、その指定に係る月数に二を加えた月数）を経過する日（イにおいて「三月经過日等」という。）まで（定期給与の額の改定（継続して毎年所定の時期にされるものに限る。）が三月经過日等後にされることについて特別の事情があると認められる場合にあつては、当該改定の時期）にされた定期給与の額の改定

ロ 当核事業年度において当核内国法人の役員職制上の地位の変更、その役員職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情（第四項第二号及び第五項第一号において「臨時改定事由」という。）によりされたこれらの役員に係る定期給与の額の改定（イに掲げ

る改定を除く。）

ハ 当該事業年度において当核内国法人の経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由（第五項第二号において「業績悪化改定事由」という。）によりされた定期給与の額の改定（その定期給与の額を減額した改定に限り、イ及びロに掲げる改定を除く。）

ニ 継続的に供与される経済的な利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるもの

2 法第三十四条第一項第一号及び前項第一号の規定の適用については、定期給与の各支給時期における支給額から源泉税等の額（当該定期給与について所得税法第二条第一項第四十五号（定義）に規定する源泉徴収をされる所得税の額、当該定期給与について地方税法第一条第一項第九号（用語）に規定する特別徴収をされる同項第四号に規定する地方税の額、健康保険法第百六十七条第一項（保険料の源泉控除）その他の法令の規定により当該定期給与の額から控除される社会保険料（所得税法第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）の額その他これらに類するものの額の合計額をいう。）を控除した金額が同額である場合には、当該定期給与の当該各支給時期における支給額は、同額であるものとみなす。

3 法第三十四条第一項第二号イに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第三十四条第一項第二号の役員職務につき株主総会、社員総会その他これらに準ずるもの（次項第一号及び第五項第二号において「株主総会等」という。）の決議（当該職務の執行の開始の日から一月を経過する日までにされるものに限る。）により同条第一項第二号の定め（当該決議の日から一月を経過する日までに、特定譲渡制

限付株式（法第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式をいう。以下この項及び第八項について同じ。）又は特定新株予約権（法第五十四条の二第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する特定新株予約権をいう。以下この条について同じ。）を交付する旨の定めに限る。）をした場合における当該定めに基づいて交付される特定譲渡制限付株式又は特定新株予約権による給与

二 特定譲渡制限付株式による給与が前号に掲げる給与又は法第三十四条第一項第二号イに定める要件を満たす給与に該当する場合における当該特定譲渡制限付株式に係る承継譲渡制限付株式（法第五十四条一項に規定する承継譲渡制限付株式をいう。）による給与

三 特定新株予約権による給与が第一号に掲げる給与又は法第三十四条第一項第二号イに定める要件を満たす給与に該当する場合における当該特定新株予約権に係る承継新株予約権（法第五十四条の二第一項に規定する承継新株予約権をいう。第十七項第一号ロ及び第十九項において同じ。）による給与

4 法第三十四条第一項第二号イに規定する届出は、第一号に掲げる日（第二号に規定する臨時改定事由が生じた場合における同号の役員の職務についてした同号の定めの内容に関する届出については、次に掲げる日のうちいずれか遅い日。第七項において「届出期限」という。）までに、財務省令で定める事項を記載した書類をもつてしなければならない。
一 株主総会等の決議により法第三十四条第一項第二号の役員の職務につき同号の定めをした場合における当該決議をした日（同

日がその職務の執行の開始の日後である場合にあつては、当核開始の日）から一月を経過する日（同日が当核開始の日の属する会計期間開始の日から四月（法第七十五条の二第一項各号の指定を受けている内国法人にあつては、その指定に係る月数に三を加えた月数）を経過する日（以下この号において「四月经過日等」という。）後である場合には当該四月经過日等とし、新たに設立した内国法人がその役員とその設立の時に開始する職務につき法第三十四条第一項第二号の定めをした場合にはその設立の日以後二月を経過する日とする。）

二 臨時改定事由（当該臨時改定事由により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき法第三十四条第一項第二号の定めをした場合（当該役員の前臨時改定事由が生ずる直前の職務につき同号の定めがあつた場合を除く。）における当核臨時改定事由に限る。）が生じた日から一月を経過する日

5 法第三十四条第一項第二号に規定する定めに基づいて支給する給与につき既に前項又はこの項の規定による届出（以下この項において「直前届出」という。）をしている内国法人が当該直前届出に係る定めの内容を変更する場合において、その変更が次の各号に掲げる事由に基因するものであるとき（第二号に掲げる事由に基因する変更にあつては、当該定めに基づく給与の支給額を減額し、又は交付する株式（出資を含む。以下この条において同じ。）若しくは新株予約権の数を減少させるものであるときに限る。）は、当該変更後の法第三十四条第一項第二号イに規定する定めの内容に関する届出は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める日（第七項において「変更届出期限」という。）までに、財務省令で定める事項を記載した書類をもつてしなけれ

ばならない。

一 臨時改定事由 当該臨時改定事由が生じた日から一月を経過する日

二 業績悪化改定事由 当核業績悪化改定事由によりその定めの内容の変更に関する株主総会等の決議をした日から一月を経過する日（当該変更前の当核直前届出に係る定めに基づく給与の支給の日（当該決議をした日後最初に到来するものに限る。）が当該一月を経過する日前にある場合には、当該支給の日の前日）

6 法第三十四条第一項第二号イの場合において、内国法人が同族会社に該当するかどうかの判定は、当該内国法人が定期給与を支給しない役員の職務につき同号の定めをした日（第四項第一号の新たに設立した内国法人が同号に規定する設立の時に開始する職務についてした同号の定めにあつては、同号の設立の日）の現況による。

7 税務署長は、届出期限又は変更届出期限までに法第三十四条第一項第二号イの届出がなかつた場合においても、その届出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該届出期限又は変更届出期限までにその届出があつたものとして同項の規定を適用することができる。

8 内国法人の役員の職務につき、確定した額に担当する法第三十四条第一項第二号ロに規定する適格株式又は同号ハに規定する適格新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与（確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式又は特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与を除く。）は、確定した額の金銭を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に該当するものとして、同号の規定を適用する。

9 法第三十四条第一項第三号に規定する政令で定める役員は、同号イの算定方法について

の第十五項各号又は第十六項各号に掲げる手続の終了の日において次に掲げる役員に該当する者とする。

一 会社法第三百六十三条第一項各号（取締役会設置会社の取締役の権限）に掲げる取締役

二 会社法第四百十八条（執行役の権限）の執行役

三 前二号に掲げる役員に準ずる役員

10 法第三十四条第一項第三号イに規定する利益に関する指標として政令で定めるものは、次に掲げる指標（第二号から第五号までに掲げる指標にあつては、利益に関するものに限る。）とする。

一 法第三十四条第一項第三号イに規定する職務執行期間開始日以後に終了する事業年度（以下この項及び第十二項において「対象事業年度」という。）における有価証券報告書（同号イに規定する有価証券報告書をいう。以下第十二項までにおいて同じ。）に記載されるべき利益の額

二 前号に掲げる指標の数値に対象事業年度における減価償却費の額、支払利息の額その他の有価証券報告書に記載されるべき費用の額を加算し、又は当該指標の数値から対象事業年度における受取利息の額その他の有価証券報告書に記載されるべき収益の額を減算して得た額

三 前二号に掲げる指標の数値の次に掲げる金額のうち占める割合又は当該指標の数値を対象事業年度における有価証券報告書に記載されるべき発行済株式（自己が有する自己の株式を除く。次項第三号及び第四号において同じ。）の総数で除して得た額イ 対象事業年度における売上高の額その他の有価証券報告書に記載されるべき収益の額又は対象事業年度における支払利息の額その他の有価証券報告書に記載さ

れるべき費用の額

ロ 貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額

ハ ロに掲げる金額から貸借対照表に計上されている総負債（新株予約権に係る義務を含む。）の帳簿価額を控除した金額

四 前三号に掲げる指標の数値が対象事業年度前の事業年度の当該指標に相当する指標の数値その他の対象事業年度において目標とする指標の数値であつて既に確定しているもの（以下この号において「確定値」という。）を上回る数値又は前三号に掲げる指標の数値の確定値に対する比率

五 前各号に掲げる指標に準ずる指標

11 法第三十四条第一項第三号イに規定する株式の市場価格に関する指標として政令で定めるものは、次に掲げる指標とする。

一 法第三十四条第一項第三号イに規定する所定の期間又は所定の日における株式（同号に規定する内国法人又は当該内国法人との間に完全支配関係がある法人の株式に限る。第四号において同じ。）の市場価格又はその平均値

二 前号に掲げる指標の数値が確定値（同号に規定する所定の期間以前の期間又は同号に規定する所定の日以前の日における次に掲げる指標の数値その他の目標とする指標の数値であつて既に確定しているものをいう。以下この号において同じ。）を上回る数値又は前号に掲げる指標の数値の確定値に対する比率

イ 前号に掲げる指標に相当する指標の数値

ロ 金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所に上場されている株式について多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した指標の数値

三 第一号に掲げる指標の数値に同号に規定

する所定の期間又は所定の日の属する事業年度における有価証券報告書に記載されるべき発行済株式の総数を乗じて得た額

四 法第三十四条第一項第三号イに規定する所定の期間又は所定の日における株式の市場価格又はその平均値が確定値（当該所定の期間以前の期間又は当該所定の日以前の日における当該株式の市場価格の数値で既に確定しているものをいう。以下この号において同じ。）を上回る数値と当該所定の期間開始の日又は当該所定の日以後に終了する事業年度の有価証券報告書に記載されるべき支払配当の額を発行済株式の総数で除して得た数値とを合計した数値の当該確定値に対する比率

五 前各号に掲げる指標に準ずる指標

12 法第三十四条第一項第三号イに規定する売上高に関する指標として政令で定めるものは、次に掲げる指標とする。

一 対象事業年度における有価証券報告書に記載されるべき売上高の額

二 前号に掲げる指標の数値から対象事業年度における有価証券報告書に記載されるべき費用の額を減算して得た額

三 前二号に掲げる指標の数値が対象事業年度前の事業年度の当該指標に相当する指標の数値その他の対象事業年度において目標とする指標の数値であつて既に確定しているもの（以下この号において「確定値」という。）を上回る数値又は前二号に掲げる指標の数値の確定値に対する比率

四 前三号に掲げる指標に準ずる指標

13 法第三十四条第一項第三号イ(2)に規定する政令で定める日は、同号に規定する職務執行期間開始日の属する会計期間開始の日から三月（法第七十五条の二第一項各号の指定を受けている内国法人にあつては、その指定に係る月数に二を加えた月数）を経過する日とす

る。

- 14 法第三十四条第一項第三号イ(2)に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。
- 一 法第三十四条第一項第三号に規定する業務執行役員（以下第十六項までにおいて「業務執行役員」という。）の親族
 - 二 業務執行役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - 三 業務執行役員（個人である業務執行役員に限る。次号において同じ。）の使用者
 - 四 前三号に掲げる者以外の者で業務執行役員から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
 - 五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
- 15 法第三十四条第一項第三号に規定する内国法人が同族会社でない場合における同号イ(2)に規定する政令で定める適正な手続は、次に掲げるものとする。
- 一 当該内国法人の報酬委員会（会社法第四百四条第三項（指名委員会等の権限等）の報酬委員会をいい、当該内国法人の業務執行役員又は当該業務執行役員と法第三十四条第一項第三号イ(2)に規定する特殊の関係のある者（以下この項において「業務執行役員関連者」という。）がその委員になっているものを除く。）の決定
 - 二 当該内国法人（指名委員会等設置会社を除く。）の株主総会の決議による決定
 - 三 当該内国法人（指名委員会等設置会社を除く。）の報酬諮問委員会（取締役会の諮問に応じ、当該内国法人の業務執行役員の個人別の給与の内容を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を取締役会に述べることができる三以上の外部の委員から構成される合議体（その委員の過半数が当該内国法人の第九項各号に掲げる役員又は

使用人となつたことがない者であるものに限る。）をいい、当該業務執行役員又は業務執行役員関連者がその委員となつているものを除く。）に対する諮問その他の手続を経た取締役会の決議による決定

- 四 当該内国法人が監査役会設置会社（業務執行役員関連者が監査役になつている会社を除く。）である場合の取締役会の決議による決定（監査役の過半数が当該算定方法につき適正であると認められる旨を記載した書面を当該内国法人に対し提出している場合における当該決定に限る。）
 - 五 当該内国法人が監査等委員会設置会社（業務執行役員関連者が監査等委員である取締役になつている会社を除く。）である場合の取締役会の決議に寄る決定（監査等委員である取締役の過半数が当該決議に賛成している場合における当該決定に限る。）
 - 六 前各号に掲げる手続に準ずる手続
- 16 法第三十四条第一項第三号に規定する内国法人が同族会社である場合における同号イ(2)に規定する政令で定める適正な手続は、次に掲げるものとする。
- 一 当該内国法人との間に完全支配関係がある法人（同族会社を除く。以下この項において「完全支配関係法人」という。）の報酬委員会（会社法第四百四条第三項の報酬委員会をいい、当該内国法人若しくは当該完全支配関係法人の業務執行役員又は当該業務執行役員と法第三十四条第一項第三号イ(2)に規定する特殊の関係のある者（以下この項において「業務執行役員関連者」という。）がその委員になつているものを除く。）の決定に従つてする当該内国法人の株式総会又は取締役会の決議による決定
 - 二 完全支配関係法人（指名委員会等設置会社を除く。）の報酬諮問委員会（取締役会の諮問に応じ、当該完全支配関係法人及び

当該内国法人の業務執行役員の個人別の給与の内容を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を取締役に述べることができる三以上の外部の委員から構成される合議体（その委員の過半数が当該内国法人又は当該完全支配関係法人の第九項各号に掲げる役員又は使用人となつたことがない者であるものに限る。）をいい、当該業務執行役員又は業務執行役員関係者がその委員となつているものを除く。）に対する諮問その他の手続を経た当該完全支配関係法人の取締役会の決議による決定に従つてする当該内国法人の株主総会又は取締役会の決議による決定

三 完全支配関係法人が監査役会設置会社（業務執行役員関係者が監査役になつている会社を除く。）である場合の当該完全支配関係法人の取締役会の決議による決定（監査役の過半数が当該算定方法につき適正であると認められる旨を記載した書面を当該完全支配関係法人に対し提出している場合における当該決定に限る。）に従つてする当該内国法人の株主総会又は取締役会の決議による決定

四 完全支配関係法人が監査等委員会設置会社（業務執行役員関係者が監査等委員である取締役になつている会社を除く。）である場合の当該完全支配関係法人の取締役会の決議による決定（監査等委員である取締役の過半数が当該決議に賛成している場合における当該決定に限る。）に従つてする当該内国法人の株主総会又は取締役会の決議による決定

五 前各号に掲げる手続に準ずる手続

17 法第三十四条第一項第三号ロに規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
一 次に掲げる給与の区分に応じそれぞれ次に定める要件

イ ロに掲げる給与以外の給与 次に掲げる給与の区分に応じそれぞれ次に定める日（次に掲げる給与で二以上のもの（その給与に係る職務を執行する期間が同一であるものに限る。）が合わせて支給される場合には、それぞれの給与に係る次に定める日のうち最も遅い日）までに交付され、又は交付される見込みであること。

(1) 金銭による給与 当該金銭の額の算定の基礎とした法第三十四条第一項第三号イに規定する利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標又は売上高の状況を示す指標（(2)において「業務連動指標」という。）の数値が確定した日の翌日から一月を経過する日

(2) 株式又は新株予約権による給与 当該株式又は新株予約権の数の算定の基礎とした業績連動指標の数値が確定した日の翌日から二月を経過する日

ロ 特定新株予約権又は承継新株予約権による給与で、無償で取得され、又は消滅する新株予約権の数が役務の提供期間以外の事由により変動するもの 当該特定新株予約権又は当該承継新株予約権に係る特定新株予約権が第十五項各号又は前項各号に掲げる手続の終了の日の翌日から一月を経過する日までに交付されること。

二 損金経理をしていること（法第三十四条第一項第三号の給与の見込額として損金経理により引当金勘定に繰り入れた金額を取り崩す方法により経理していることを含む。）。

18 法第三十四条第一項第三号の場合において、内国法人が同号の同族会社以外の法人との間に当該法人による完全支配関係があるものに

該当するかどうかの判定は、第十五項各号又は第十六項各号に掲げる手続の終了の日の現況による。

- 19 法第三十四条第一項第三号の給与（特定新株予約権によるものに限る。）に係る算定方法が同号イ(2)及び(3)に掲げる要件を満たす場合には、当該特定新株予約権に係る承継新株予約権による給与に係る算定方法は、当該要件を満たすものとする。

（関係法人の範囲）

第七十一条の二 法第三十四条第七項（役員給与の損金不算入）に規定する政令で定める法人は、同条第一項の内国法人の役員の職務につき支給する給与（株式（出資を含む。以下この条において同じ。）又は新株予約権によるものに限る。）に係る第六十九条第三項第一号（定期同額給与の範囲等）に規定する株主総会等の決議をする日（同条第十五項各号又は第十六項各号に掲げる手続が行われる場合には、当該手続の終了の日。以下この条において「決議日」という。）において、当該決議日から当該株式又は新株予約権を交付する日（法第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式にあつては当該特定譲渡制限付株式に係る譲渡についての制限が解除される日とし、法第五十四条の二第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する特定新株予約権にあつては当該特定新株予約権の行使が可能となる日とする。）までの間、当該内国法人と他の法人との間に当該他の法人による支配関係が継続することが見込まれている場合の当該他の法人とする。

（確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等）

第七十一条の三 内国法人の役員の職務につき、

所定の時期に、確定した数の株式（出資を含む。以下この条において同じ。）又は新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与（法第三十四条第一項第一号（役員給与の損金不算入）に規定する定期同額給与、同項第五項に規定する業績連動給与及び第六十九条第三項各号（定期同額給与の範囲等）に掲げる給与を除く。次項において「確定数給与」という。）に係る費用の額は、法第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式若しくは承継譲渡制限付株式又は法第五十四条の二第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する特定新株予約権若しくは承継新株予約権による給与を除き、その交付した株式又は新株予約権と銘柄を同じくする株式又は新株予約権の当該定めをした日における一単位当たりの価額にその交付した数を乗じて計算した金額（その交付に際してその役員から払い込まれる金銭の額及び給付を受ける金銭以外の資産（その職務につきその役員に生ずる債権を除く。）の価額を除く。次項において「交付決議時価額」という。）に相当する金額とする。

- 2 確定数給与の支給として行う株式又は新株予約権の交付に係る法第六十一条の二第一項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）の規定又は第八条第一項（資本金等の額）の規定の適用については、法第六十一条の二第一項第一号又は第八条第一項第一号に規定する対価の額は、交付決議時価額に相当する金額とする。

(譲渡制限付株式の範囲等)

第百十一条の二 法第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する政令で定める株式は、次に掲げる要件に該当する株式（出資を含む。第二号及び次項第一号について同じ。）とする。

一 譲渡（担保権の設定その他の処分を含む。）についての制限がされており、かつ、当該譲渡についての制限に係る期間（次号において「譲渡制限期間」という。）が設けられていること。

二 法第五十四条第一項の個人から役務の提供を受ける内国法人又はその株式を発行し、若しくは同項の個人に交付した法人がその株式を無償で取得することとなる事由（その株式の交付を受けた同項の個人が譲渡制限期間内の所定の期間勤務を継続しないこと若しくは当該個人の勤務実績が良好でないことその他の当該個人の勤務の状況に基づく事由又はこれらの法人の業績があらかじめ定めた基準に達しないことその他のこれらの法人の業績その他の指標の状況に基づく事由に限る。）が定められていること。

2 法第五十四条第一項に規定する政令で定める譲渡制限付株式は、次に掲げるものとする。

一 合併により当該合併に係る被合併法人の特定譲渡制限付株式（法第五十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式をいう。次号及び第四項において同じ。）を有する者に対し交付される当該合併に係る合併法人の同条第一項に規定する譲渡制限付株式（以下この項及び第四項において「譲渡制限付株式」という。）又は当該合併の直前に当該合併に係る合併法人との間に当該合併法人の発行済株式若しくは出資（自己が有する自己の株式を除く。次号において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係がある法人の譲渡制限付株式

二 分割型分割により当該分割型分割に係る分割法人の特定譲渡制限付株式を有する者に対し交付される当該分割型分割に係る分割承継法人の譲渡制限付株式又は当該分割型分割の直前に当該分割型分割に係る分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係がある法人の譲渡制限付株式

3 法第五十四条第一項に規定する政令で定める所得は、所得税法に規定する給与所得、事業所得、退職所得及び雑所得（同項の個人が同法第二条第一項第五号（定義）に規定する非居住者である場合には、当該個人が同項第三号に規定する居住者であるとしたときにおけるこれらの所得）とする。

4 特定譲渡制限付株式の交付が正常な取引条件で行われた場合には、法第五十四条第一項の役務の提供に係る費用の額は、当該特定譲渡制限付株式の交付につき給付され、又は消滅した債権（当核役務の提供の対価として同項の個人に生ずる債権に限る。以下この項において同じ。）の額（第七十一条の三第一項（確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等）に規定する確定数給与にあつては、同項に規定する交付決議時価額。以下この項において同じ。）に相当する金額（当該特定譲渡制限付株式につき第二項各号に掲げる譲渡制限付株式が交付された場合には、当該各号の特定譲渡制限付株式の交付につき給付され、又は消滅した債権の額に相当する金額）とする。

5 第二項第二号の分割型分割に伴い法第五十四条第一項に規定する給与等課税額が生ずる場合の前項の費用の額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(譲渡制限付新株予約権の範囲等)

第百十一条の三 法第五十四条の二第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する政令で定める新株予約権は、所得税法施行令第八十四条第二項（譲渡制限付株式の価額等）に規定する権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付されているものとする。

2 法第五十四条の二第一項に規定する政令で定める所得は、所得税法に規定する給与所得、事業所得、退職所得及び雑所得（同項の個人が同法第二条第一項第五号（定義）に規定する非居住者である場合には、当該個人が同項第三号に規定する居住者であるとしたときにおけるこれらの所得）とする。

3 特定新株予約権（法第五十四条の二第一項に規定する特定新株予約権をいう。以下この項において同じ。）の交付が正常な取引条件で行われた場合には、同条第一項の役務の提供に係る費用の額は、当該特定新株予約権の交付された時の価額（第七十一条の三第一項（確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等）に規定する確定数給与にあつては、同項に規定する交付決議時価額。以下この項及び第五項において同じ。）に相当する金額（当該特定新株予約権につき承継新株予約権（法第五十四条の二第一項に規定する承継新株予約権をいう。以下この項において同じ。）が交付された場合には、次の各号に掲げる新株予約権の区分に応じ当該各号に定める金額）とする。

- 一 合併又は分割に係る承継新株予約権 当該承継新株予約権に係る特定新株予約権の法第五十四条の二第一項の個人に交付された時の価額に相当する金額
- 二 株式交換又は株式移転に係る承継新株予約権 当該承継新株予約権に係る特定新株予約権の法第五十四条の二第一項の個人に

交付された時の価額に相当する金額に、その交付の日から当該承継新株予約権の行使が可能となる日までの期間の月数のうちに当該株式交換又は株式移転の日から当該行使が可能となる日までの期間の月数の占める割合を乗じて計算した金額

三 株式交換又は株式移転により消滅した特定新株予約権（その行使が可能となる日前に消滅したものに限り。）当該特定新株予約権の法第五十四条の二第一項の個人に交付された時の価額に相当する金額に、その交付の日から当該特定新株予約権の行使が可能となる日までの期間の月数のうちに当該交付の日から当該株式交換又は株式移転の日の前日までの期間の月数の占める割合を乗じて計算した金額

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 第三項の特定新株予約権の交付された時の価額には、法第五十四条の二第一項の個人から払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産（同項第一号の債権を除く。）の価額を含まないものとする。

法人税法施行規則（抄）

第三款の三 役員給与等

第二十二条の三 令第六十九条第四項（定期同額給与の範囲等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 法第三十四条第一項第二号（役員給与の損金不算入）に規定する定めに基づいて支給する給与で同項第一号に規定する定期同額給与及び同条第五項に規定する業績連動

給与のいずれにも該当しないもの（同条第一項第二号イに規定する定期給与を支給しない役員に対して支給する給与及び令第六十九条第三項各号に掲げる給与を除く。以下この項において「事前確定届出給与」という。）の支給の対象となる者（第七号において「事前確定届出給与対象者」という。）の氏名及び役職名

三 事前確定届出給与の支給時期並びに各支給時期における支給額又は交付する株式若しくは新株予約権の銘柄、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項及び条件その他の内容

イ 令第七十一条の三第一項（確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等）に規定する確定数給与に該当する場合 その交付する数及び同項に規定する交付決議時価額

ロ 内国法人の役員の職務につき、所定の時期に、確定した額の金銭債権に係る法第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式又は法第五十四条の二第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に該当する場合 当該金銭債権の額

四 令第六十九条第四項第一号の決議をした日及び当該決議をした機関等

五 事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日（令第六十九条第四項第二号に規定する臨時改定事由が生じた場合における同号の役員の職務についてした同号の定めの内容に関する届出で同項第一号に掲げる日の翌日から同項第二号に掲げる日までの間にするものについては、当該臨時改定事由

の概要及び当該臨時改定事由が生じた日）

六 事前確定届出給与につき法第三十四条第一項第一号に規定する定期同額給与による支給としない理由及び当該事前確定届出給与の支給時期を第三号の支給時期とした理由

七 事前確定届出給与に係る職務を執行する期間内の日の属する法第十三条第一項（事業年度の意義）に規定する会計期間において事前確定届出給与対象者に対して事前確定届出給与と事前確定給与以外の給与（法第三十四条第一項に規定する役員に対して支給する給与をいい、令第六十九条第三項各号に掲げる給与を除く。以下この号及び次項において同じ。）を支給する場合における当該事前確定届出給与以外の給与の支給時期及び各支給時期における支給額（法第三十四条第五項に規定する業績連動給与又は金銭以外の資産による給与にあつては、その概要）

八 その他参考となるべき事項

2 令第六十九条第五項に規定する財務省令で定める事項は、第一号に掲げる事項及び同項各号に掲げる事由に基因してその内容の変更がされた法第三十四条第一項第二号の定めに基づく給与（同項第一号に規定する定期同額給与を除く。）の支給の対象となる者（直前届出（令第六十九条第五項に規定する直前届出をいう。第七号において同じ。）に係る者に限る。）ごとの第二号から第八号までに掲げる事項とする。

一 届出をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 その氏名及び役職名（当該事由に基因してその役職が変更された場合には、当該変更後の役職名）

三 当該変更後の当該給与の支給時期並びに各支給時期における支給額又は交付する

株式若しくは新株予約権の銘柄、前項第三号イ若しくはロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イ若しくはロに定める事項及び条件その他の内容

四 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 当該変更が令第六十九条第五項第一号に掲げる臨時改定事由に基因するものである場合 当該臨時改定事由の概要及び当該臨時改定事由が生じた日

ロ 当該変更が令第六十九条第五項第二号に掲げる業績悪化改定事由に基因するものである場合 同号の決議をした日及び同号に規定する支給の日

五 当該変更を行つた機関等

六 当該変更前の当該給与の支給時期が当該変更後の当該給与の支給時期と異なる場合には、当該変更後の当該給与の支給時期を第三号の支給時期とした理由

七 当該直前届出に係る届出書の提出をした日

八 その他参考となるべき事項

3 法第三十四条第一項第三号イ(3)に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 金融商品取引法第二十四条の四の七第一項（四半期報告書の提出）に規定する四半期報告書に記載する方法

二 金融商品取引法第二十四条の五第一項（半期報告書及び臨時報告書の提出）に規定する半期報告書に記載する方法

三 金融商品取引法第二十四条の五第四項に規定する臨時報告書に記載する方法

四 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）第六十三条第二項第三号（認可を要する業務規程に係る事項）に掲げる事項を定めた金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金

融商品取引所の業務規定又はその細則を委ねた規則に規定する方法に基づいて行う当該事項に係る開示による方法

4 法第三十四条第一項第三号に規定する内国法人が同族会社である場合における同号イ(3)の規定の適用については、同号イに規定する有価証券報告書又は前項第一号から第三号までに規定する報告書は当該内国法人との間に完全支配関係がある法人（同族会社を除く。以下この項において「完全支配関係法人」という。）が提出するこれらの報告書とし、前項第四号に規定する開示は完全支配関係法人が行う開示とする。

第六款の二 譲渡制限付株式を対価とする費用

第二十五条の九 令第一百一十一条の二第二項第二号（譲渡制限付株式の範囲等）の分割型分割（承継譲渡制限付株式（法第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する承継譲渡制限付株式をいう。以下この条において同じ。）が交付されるものに限る。）に伴い、当該分割型分割に係る分割法人の特定譲渡制限付株式（法第五十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式をいう。以下この条において同じ。）につき法第五十四条第一項に規定する給与等課税額が生ずることが確定した場合には、当該特定譲渡制限付株式に係る令第一百一十一条の二第四項に規定する費用の額は、当該特定譲渡制限付株式の交付につき給付され、又は消滅した債権の額（令第七十一条の三第一項（確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等）に規定する確定数給与にあつては、同項に規定する交付決議時価額）に相当する金額に第一号に掲げる割合を乗じて計算した金額と当該相当する金

額から当該計算した金額を控除した金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額その他の合理的な方法により計算した金額とし、当該承継譲渡制限付株式に係る令第百十一条の二第四項に規定する費用の額は、当該債権の額に相当する金額から当該合理的な方法により計算した金額を控除した金額とする。

- 一 一から当該分割型分割に係る令第二十三条第一項第二号（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）に規定する割合を控除した割合
- 二 当該特定譲渡制限付株式の交付の日から当該承継譲渡制限付株式に係る令第百十一条の二第一項第一号に規定する譲渡制限期間終了の日までの期間の日数のうちに当該交付の日から当該分割型分割の日の前日までの期間の日数の占める割合

所得税法施行令（抄）

（譲渡制限付株式の価額等）

第八十四条 個人が法人に対して役務の提供をした場合において、当該役務の提供の対価として譲渡制限付株式（次に掲げる要件に該当する株式（出資、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項（定義）に規定する投資口その他これらに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）であつて当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権の給付と引換えに当該個人に交付されるものその他当該個人に給付されることに伴つて当該債権が消滅する場合の当該譲渡制限付株式（以下この項において「特定譲渡制限付株式」という。）が当該個人に交付されたとき（合併又は前条第五項第三号に規定する分割型分割に際し当該合併又は分割型分割に係る同項第二号に規定する被合併法人又は同項第四号に規定する分割法人の当該特定制限付株式を有する者に対し交付される当該合併又は分割型分割に係る同項第一号に規定する合併法人又は同項第五号に規定する分割継承法人の譲渡制限付株式その他の財務省令で定める譲渡制限付株式（以下この項において「承継譲渡制限付株式」という。）が当該個人に交付されたときを含む。）における当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式に係る法第三十六条第二項（収入金額）の価額は、当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の譲渡（担保権の設定その他の処分を含む。第一号において同じ。）についての制限が解除された日における価額とする。

一 譲渡についての制限がされており、かつ、当該譲渡についての制限に係る期間（次号において「譲渡制限期間」という。）が設けられていること。

二 当該個人から役務の提供を受ける法人又はその株式を発行し、若しくは当該個人に交付した法人がその株式を無償で取得することとなる事由（その株式の交付を受けた当該個人が譲渡制限期間内の所定の期間勤務を継続しないこと若しくは当該個人の勤務実績が良好でないことその他の当該個人の勤務の状況に基づく事由又はこれらの法人の業績があらかじめ定めた基準に達しないことその他のこれらの法人の業績その他の指標の状況に基づく事由に限る。）が定められていること。

2 （略）

所得税法施行規則（抄）

第一節の二 所得金額の計算の通則

第十九条の四

令第八十四条第一項（譲渡制限付株式の価額等）に規定する財務省令で定める譲渡制限付株式は、次に掲げるものとする。

一 合併により当該合併に係る被合併法人の特定譲渡制限付株式（令第八十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式をいう。以下この項において同じ。）を有する者に対し交付される当該合併に係る合併法人の同条第一項に規定する譲渡制限付株式（以下この項において「譲渡制限付株式」という。）又は、当該合併の直前に当該合併に係る合併法人との間に当該合併法人の発行済株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項（定義）に規定する投資法人にあつては、発行済みの同条第十四項に規定する投資口）若しくは出資（自己が有する自己の株式（出資、同法第二条第十四項に規定する投資口その他これらに準ずるものを含む。）を除く。次号において「発行済株

式等」という。)の全部を保有する関係がある法人の譲渡制限付株式

二 分割型分割により当該分割型分割に係る分割法人の特定譲渡制限付株式を有する者に対し交付される当該分割型分割に係る分割承継法人の譲渡制限付株式又は当該分割型分割の直前に当該分割型分割に係る分割承継人と当該分割承継人との間に当該分割承継人の発行済株式等の全部を保有する関係がある法人の譲渡制限付株式

2 この条において、合併法人、被合併法人、分割型分割、分割法人又は分割承継法人とは、それぞれ令第八十三条の二第五項第一号から第五号まで（合併等により交付する株式に一に満たない端数がある場合の所得計算）に規定する合併法人、被合併法人、分割型分割、分割法人又は分割承継法人をいう。

金融商品取引法（抄）

（上場会社等の役員等による特定有価証券等の売買等の報告の提出）

第百六十三条 第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（政令で定めるものを除く。）で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券の発行者（以下この条から第百六十六条まで及び第百六十七条の二第一項において「上場会社等」という。）の役員（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人である上場会社等（第百六十六条において「上場投資法人等」という。）の資産運用会社（同法第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。第百六十六条において同じ。）の役員を含む。以下この条から第百六十五条までにおいて同じ。）及び主要株主（自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて総株主等の議決権の百分の十以上の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を保有している株主をいう。以下この条から第百六十六条までにおいて同じ。）は、自己の計算において当該上場会社等の第二条第一項第五号、第七号、第九号若しくは第十一号に掲げる有価証券（政令で定めるものを除く。）その他の政令で定める有価証券（以下この条から第百六十六条までにおいて「特定有価証券」という。）又は当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する同項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「関連有価証券」という。）に係る買付け等（特定有価証券又は関連有価証券（以下この条から第百六十六条まで、第百六十七条の二第一項、第百七十五条の二及び第百九十七条の二第十四号において

「特定有価証券等」という。）の買付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条、次条及び第百六十五条の二において同じ。）又は売付け等（特定有価証券等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条から第百六十五条の二までにおいて同じ。）をした場合（当該役員又は主要株主が委託者又は受益者である信託の受託者が当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をする場合であつて内閣府令で定める場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）には、内閣府令で定めるところにより、その売買その他の取引（以下この項、次条及び第百六十五条の二において「売買等」という。）に関する報告書を売買等があつた日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する役員又は主要株主が、当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等を金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者に委託等をして行つた場合においては、同項に規定する報告書は、当該金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者を経由して提出するものとする。当該買付け等又は売付け等の相手方が金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者であるときも、同様とする。

（上場会社等の役員等の短期売買利益の返還）

第百六十四条 上場会社等の役員又は主要株主がその職務又は地位により取得した秘密を不当に利用することを防止するため、その者が当該上場会社等の特定有価証券等について、自己の計算においてそれに係る買付け等をし

た後六月以内に売付け等をし、又は売付け等をした後六月以内に買付け等をして利益を得た場合においては、当該上場会社等は、その利益を上場会社等に提供すべきことを請求することができる。

- 2 当該上場会社等の株主（保険契約者である社員、出資者又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいい、同条第二十五項に規定する外国投資法人の社員を含む。）を含む。以下この項において同じ。）が上場会社等に対し前項の規定による請求を行うべき旨を要求した日の後六十日以内に上場会社等が同項の規定による請求を行わない場合においては、当該株主は、上場会社等に代位して、その請求を行うことができる。
- 3 前二項の規定により上場会社等の役員又は主要株主に対して請求する権利は、利益の取得があつた日から二年間行わないときは、消滅する。
- 4 内閣総理大臣は、前条の報告書の記載に基づき、上場会社等の役員又は主要株主が第一項の利益を得ていると認める場合において、報告書のうち当該利益に係る部分（以下この条において「利益関係書類」という。）の写しを当該役員又は主要株主に送付し、当該役員又は主要株主から、当該利益関係書類に関し次項に定める期間内に同項の申立てがないときは、当該利益関係書類の写しを当該上場会社等に送付するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該利益関係書類の写しを当該役員若しくは主要株主又は当該上場会社等に送付する前において、第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合は、この限りでない。
- 5 前項本文の規定により上場会社等の役員又は主要株主に利益関係書類の写しが送付された場合において、当該役員又は主要株主は、

当該利益関係書類の写しに記載された内容の売買等を行っていないと認めるときは、当該利益関係書類の写しを受領した日から起算して二十日以内に、内閣総理大臣に、その旨の申立てをすることができる。

- 6 前項の規定により、当該役員又は主要株主から当該利益関係書類の写しに記載された内容の売買等を行っていない旨の申立てがあつた場合には、第四項本文の規定の適用については、当該申立てに係る部分は、内閣総理大臣に対する前条第一項の規定による報告書に記載がなかつたものとみなす。
- 7 内閣総理大臣は、第四項の規定に基づき上場会社等に利益関係書類の写しを送付した場合には、当該利益関係書類の写しを当該送付の日より起算して三十日を経過した日から第三項に規定する請求権が消滅する日まで（請求権が消滅する日前において内閣総理大臣が第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合には、当該知つた日まで）公衆の縦覧に供するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供する前において、第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合は、この限りでない。
- 8 前各項の規定は、主要株主が買付け等をし、又は売付け等をしたいずれかの時期において主要株主でない場合及び役員又は主要株主の行う買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合においては、適用しない。
- 9 第四項において、内閣総理大臣が上場会社等の役員又は主要株主が第一項の利益を得ていると認める場合における当該利益の算定の方法については、内閣府令で定める。

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(抄)

(報告書の提出を要しない場合)

第三十条 法第百六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 会社法第百八十八条第一項に規定する一単元の株式の数に満たない数の株式のみに係る株券の買付け又は売付けをした場合
- 二 上場会社等の役員又は従業員(当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。)が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券又は投資証券の買付けを行った場合(当該上場会社等が会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき買付けしていた株券以外のものを買付けしたときは、金融商品取引業者に委託等をして行った場合に限る。)であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(各役員又は従業員の一回家当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)
- 三 上場会社等の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券又は投資証券に対する投資として運用することを目的とする信託契約を締結し、当該信託業を営む者が当該役員又は従業員の指図に基づき当該上場会社等の株券又は投資証券の買付けを行った場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該上場会社等の他の

役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。)

- 四 上場会社等(上場投資法人等を除く。以下この号から第六号までにおいて同じ。)の関係会社の従業員が当該関係会社の他の従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行った場合(第二号に掲げる場合を除く。)であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(各従業員の一回家当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)
- 五 上場会社等の関係会社の従業員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券に対する投資として運用することを目的とする信託契約を締結し、当該信託業を営む者が当該従業員の指図に基づき当該上場会社等の株券の買付けを行った場合(第三号に掲げる場合を除く。)であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(当該従業員を委託者とする信託財産と当該関係会社の他の従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。)
- 六 上場会社等の取引関係者(当該上場会社等の指定する当該上場会社等と取引関係にある者(法人その他の団体にあつてはその役員を含み、個人にあつてはその事業に関して当該上場会社等と取引関係にある場合に限る。)をいう。以下この号において同じ。)が当該上場会社等の他の取引関係者と共同して当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行った場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(各取引関係者

- の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。)
- 六の二 上場会社等(上場投資法人等に限る。以下この号において同じ。)の資産運用会社又はその特定関係法人(法第百六十六条第五項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。)の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行った場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合
(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。)
- 七 累積投資契約により上場会社等の株券(優先出資証券を含む。第十五号において同じ。)又は投資証券の買付けが金融商品取引業者に委託等をして行われた場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。)
- 八 金融商品取引所で行われる銘柄の異なる複数の株券又は投資証券の集合体を対象とする法第二条第二十一項第一号に掲げる取引を行った場合
- 九 法第百五十九条第三項に規定する政令で定めるところにより特定有価証券の売買をした場合
- 十 上場会社等の役員又は主要株主が、当該上場会社等の発行する特定有価証券等のうち次のいずれかに該当するものに係る買戻条件付売買であって買戻価格があらかじめ定められているものを行う場合(当該役員又は主要株主が専ら自己の資金調達のために行う場合に限る。)
- イ 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券(新株予約権付社債券を除く。)
- ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券
- ハ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券でイの性質を有するもの又は外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 十一 会社法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権を取得した場合
- 十二 新株予約権又は新投資口予約権(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。)を有する者が当該新株予約権又は当該新投資口予約権を行使することにより株券又は投資証券の買付けを行った場合
- 十三 上場会社等の役員が、当該上場会社等に対し役務の提供をする場合において、当該役務の提供の対価として当該役員に生ずる債権の給付と引換えに取得することとなる当該上場会社等の株券の買付けをした場合
- 十四 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引を行った場合
- 十五 銀行等保有株式取得機構が上場会社等の株券若しくは投資証券の買付け(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)第三十八条第二項に規定する特別株式買取り(同法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りを含む。)に該当する場合及び同法第三十八条の六第一項の規定による投資口の買取りに該当する場合に限る。)を行った場合又は当該買い付けた株券若しくは投資証券の売付けを行った場合(同法第三十五条の規定に基づき、銀行等保有株式取得機構からその業務の一部について委託を受けた者が当該委託に基づき上場会社等の株券若しく

は投資証券の買付け又は売付けを行った場合を含む。)

2～4 (略)

(短期売買利益の返還の適用除外)

第三十三条 法第百六十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、第三十条第一項各号に掲げる場合とする。

企業内容等の開示に関する内閣府令 (抄)

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 法第二十四条の五第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)

は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 提出会社が発行者である有価証券(新株予約権付社債券(株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この条において同じ。))以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コマーシャル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。)、預託証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。)及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。)の募集(五十名未満の者を相手方として行う

ものを除く。以下この号及び第四項において同じ。)又は売出し(法第二条第四項に規定する売出しのうち、当該有価証券の売出しが行われる日以前一月以内に行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等の相手方が五十名未満の者である場合を除き、当該有価証券の所有者が第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者であつた場合に限る。以下この号及び第四項において同じ。)のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合(当該募集又は売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出しが、本邦以外の地域と並行して本邦において開始された場合であつて、その本邦における募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類に本邦以外の地域において開始された募集又は売出しに係る次に掲げる事項を記載したときを除く。)

次に掲げる事項

イ～ル (略)

ヲ 当該有価証券(株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券に限る。以下ヲにおいて同じ。)の募集又は売出しが当該有価証券に係る株式又は新株予約権を特定の者に割り当てる方法(会社法第二百二条第一項の規定による株式の割当て及び同法第二百四十一条第一項又は同法第二百七十七条の規定による新株予約権の割当てによる方法(外国会社にあつては、これらに準ずる方法)並びに次の(1)から(3)までに掲げる方法を除く。次号において「第三者割当」という。)により行われる場合には、イからチまでに掲げる事項のほか、第二号様式第一部の第3に掲げる事項

(1) 一定の要件に該当する場合において、当該有価証券の募集又は売出しに係る

引受人が当該有価証券と同一の種類の有価証券を当該募集又は売出しと同一の条件で売出しを行うこととされているときに、当該有価証券を当該引受人に割り当てる方法

(2) 新株予約権（譲渡が禁止される旨の制限が付されているものに限る。）を当該新株予約権に係る新株予約権証券の発行者又はその関係会社の役員、会計参与又は使用人に割り当てる方法

(3) 提出会社又は関係会社が、これらの会社の役員、会計参与又は使用人（以下(3)において「役員等」という。）から役務の提供を受ける場合において、当該役務の提供の対価として当該役員等に生ずる債権の給付と引換えに当該役員等に交付される自社株等（当該提出会社が発行者である株式又は新株予約権（(2)に規定する新株予約権を除く。）をいう。以下(3)において同じ。）を当該役員等に割り当てる方法又は当該関係会社の役員等に給付されることに伴って当該債権が消滅する自社株等を当該関係会社の役員等に割り当てる方法

◆本件に関するお問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 産業組織課 TEL: 03-3501-6521